		. A 111 122	- +- / ·= ·- · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
施策目標名				るようにすること(施策目 国民の健康づくりを推進						
					デ製品を国民が適切に利 対象	J用できるよ う にすること				
	〇 本施策	ほは、申請・届出の効	 率化、未承認薬の各国	-]の承認状況等の情報収	又集等により、優れた医薬	薬品、医療機器等の安全	È・迅速・効率的な提供			
	を行うことを	を目的としているもσ) 。							
			品質、有効性及び安全性	生の確保等に関する法律	掌等の一部を改正する法	律」(令和元年法律第63	3号。以下「改正薬機			
	1-1 0)の円滑な運用】 『機法のうち、患者ア	'クセスの迅速化に資す	る承認審査制度の合理	!化を図るための①~③(の改正が令和2年9月1	日に施行されており、こ			
					ーションの推進、製品の					
	 ① 先駆け	・ ・ 審査指定制度の法	制化、特定用途医薬品	等の優先審査等の法制	化					
					 化するもの。世界に先馬る仕組み	区けて開発され早期の治	験段階で著明な有効			
		「見込まれる医薬品等を厚生労働大臣が指定し、優先審査等の対象とする仕組み。 ・ 小児の用法・用量が設定されていない医薬品等、医療上のニーズが著しく充足されていない医薬品等を「特定用途医薬品等」として厚生労働								
		」の用法・用量が設页 定し、優先審査等の:		≒、医療上のニーズが者	しく充足されていない医療	楽品等を! 特定用途医薬	『品等』として厚生労働 『			
	 ② 条件·	付き早期承認制度の	D法制化							
	- 平成	29年から通知により	運用されていた「条件化		制化するもの。重篤で有					
施策の概要	等で一定科	星度の有効性・安全	性を確認した上で、製造	販売後に有効性・安全	要するものについて、承 性の再確認等のために。	必要な調査等を実施する				
	り付与する 	ことにより、重篤な独	妄患に対して、医療上の)有効性が高い医薬品 <i>の</i>)速やかな患者アクセス(の確保を図る仕組み。				
	• 承認	後に実施される調査	£等の結果を再審査を得	寺たずにタイムリーに評(価し、安全対策等に反映	させることとしている。				
		機器の特性に応じた				(五) 中本 19.40 - 19.50				
				川に住能等が変化する医 した改良を可能とする仕	療機器について、変更記 比組み。	T画を番宜適程で傩認し	、計画された配囲内の			
	【2 医薬品	3.等の由語・屈出手	続のオンライン化の推進	≨ ¶						
	〇 現状で	は、医薬品等の申請	青・届出は、審査に必要	な膨大な資料が紙媒体	等により提出されている					
					きを完全にオンライン化 類提出を開始する予定		り医楽品寺に関する油			
			和等の推進による国際		開発開発・製造・流通され	なる中で 口木国民が英	・糸めか制 ロにいナ 日ノ			
	アクセスで	きるようにするため	こ、各国における規制の)国際調和及び国際協力	カが一層重要となってお					
	の国際機関 	関との協働などの国	際的な薬事規制調和に	向けた取組を進めてい	る。					
					り、ドラッグ・ラグ及びデ					
			るものの、審査ラグ(※ の向上を図る必要があ		るが、引き続き有効性・	安全性の高い新医薬品	等の迅速な承認審査			
					国における申請時期との 新規承認された総審査					
施策実現のための	1			こ、先駆け番食指定制度 -層の迅速化を図る必要	E、条件付早期承認制度 Eがある。	なと番食迅速化に向ける	に対心を強化すること			
⋕⋕⋪ は、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		 ・ 加えて、 行政の	事務効率化を図るとと‡	に、事業者負担の軽減	を図るため、薬事に関す	·る申請・届出のオンライ	ン化を進める必要があ			
		る。	Finn Inchine	11 - (- 7) (11 36) - (- 7 + 1 / 12		OTIN /III OTIN				
					関して承認数に国内外					
		Dフク)。このSaMi る。	リフクを解消し、テンダ)	レ技術を活用した最先率	∺の医療機器の開発・導	人を促進するための取締	且みを進める必要かめ			
			標/課題との対応関係							
						おいて更なる審査の迅	連化と質の向 トを図る			
各課題に対応した	目標1				こととされているため。	-030 《文本の田丘の心				
達成目標 L		審査業務の迅速か	つ適切な実施			制化された「先駆け審査				
	(課題1)				よる革新的医薬品等のの患者アクセスの向上が	早期実用化を図ることや が期待されるため。	り、必要な医薬品等へ			
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
		当初予算(a)	1,004,685			1,162,950				
	予算の 状況	補正予算(b)	0	675,726	101,971	244,787	0			
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	0	-913,526	·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	±+ %-	合計(a+b+c)	1,004,685			1,258,420				
		f額(千円、d) %、d/(a+b+c))	695,173 69.2%	822,963 78.2%	1,564,165 74.9%	983,044 78.1%				
	47VIJ- 1 -(施政方針演説等		年月日		/0.1 <i>1</i> /8]係部分(概要•記載箇所	Ť)			
要政策(施政方針演説等		ルロベノリエロスのして	, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1778			.,			
のうち主なもの)		_				-				

達成目標1に	ついて 審査業務の迅速が	[、] 一適切な実施 								
		 指標の選定理由 	「日本再興」標として選り		いて更なる	審査の迅速	化と質の向.	上を図ること	とされている	ことから
	指標1 新医薬品(優先審査品目)の	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	等を踏まえ なお、タイル る値を100 c	、目標を9か レ値とは、デ∙ αパーセンタ	・月(80%)と 一タを小さい イルと言う(:	した。 ·順に並べた ≦ α ≦1)。	:とき、初めか	いら数えて全	成31年度〜令 体の100α% 度実績:8.8か	6に位置っ
	総審査期間(タイル値) (アウトカム)	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
		平成25年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		7.2か月 (50%)	9か月 (70%)	9か月 (80%)	9か月 (80%)	9か月 (80%)	9か月 (80%)	9か月 (80%)		0
			8.9か月 (70%)	8.6か月 (80%)	8.7か月 (80%)	9.0か月 (80%)	8.5か月 (80%)			
		指標の選定理由	「日本再興」標として選択		いて更なる	審査の迅速	化と質の向.	上を図ること	とされている	ことから
	指標2	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	等を踏まえ	、目標を12だ	か月(80%)と	こした。			成31年度~令 年度実績:11	
	新医薬品(通常審査品目)の 総審査期間(タイル値)	基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
	(アウトカム)	平成25年度	平成29年度	I	令和元年度	Ī	令和3年度	令和3年度		
		11.3か月 (50%)	12か月 (80%)	12か月 (80%)	12か月 (80%)	12か月 (80%)	12か月 (80%)	12か月 (80%)	0	0
			11.8か月 (80%)	11.9か月 (80%)	11.8か月 (80%)	11.9か月 (80%)	11.7か月 (80%)			
		指標の選定理由	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向標として選定					<u></u> 上を図ること	とされている	ことから
	#E-##-0	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中 等を踏まえ、目標を10か月(80%)とした。 (参考)平成26年度実績:8.8か月、平成27年度実績:7.9か月							
	指標3 新医療機器(優先審査品目) の	其淮値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
	総審査期間(タイル値) (アウトカム)	基準値	年度ごとの実績値					ᄓᆥ	工安は旧宗	廷孙
		平成25年度			令和元年度		令和3年度			
		9.0か月 (50%)	10か月 (70%)	10か月 (80%)	10か月 (80%)	10か月 (80%)	10か月 (80%)	10か月 (80%)		0
			8.3か月 (70%)	8.3か月 (80%)	7.3か月 (80%)	8.4か月 (80%)	8.9か月 (80%)			
		指標の選定理由	「日本再興」標として選択		いて更なる	審査の迅速	化と質の向.	上を図ること	とされている	ことから
測定指標	指標4	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	等を踏まえ	、目標を14だ	か月(80%)と	こした。			戊31年度~令 F度実績∶12:	
	新医療機器(通常審査品目) の	基準値		年月	度ごとの目標	票値		目標値	主要な指標	達成
	総審査期間(タイル値) (アウトカム)		777 a-12 a - 4	T T	度ごとの実約	T	A = = = = =			,_,,
		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	平成29年度	半成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 	令和3年度		
		平成25年度 	14か日	14か日	14か日	14か日	14か日	14か日		
		+成23年度 6.3か月 (50%)	14か月 (70%) 11.9か月	14か月 (80%) 12か月	14か月 (80%) 11.1か月	14か月 (80%) 10.8か月	14か月 (80%) 11.9か月	14か月 (80%)	0	0

		[2] [2] [7] [4] [7] [4] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7] [7		により法制 ^ん るため、指標			承認制度」 <i>t</i>	が法制化され	たが、同制ル	度の適切
	指標5 条件付き承認品目該当性相	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠		大医薬品医 、目標を809		*機構におけ	でる第4期中	期計画(平成	₹31年度~令	和5年度)
	談(医薬品)に関し、申込み全件について実施し、そのうち、			年月	度ごとの目標	栗値				
	相談資料提出から評価結果 報告書の確定までが40勤務	基準値		年原	度ごとの実績	植		目標値	主要な指標	達成
	日以内の割合 (アウトカム)	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		80%	-	-	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%		-
			-	-	100.0%	-	_			
		指標の選定理由	「デジタルネ	t会の実現に	に向けた重点	は計画」におい	いてKPIとして	ていることか	ら指標として	選定した。
	上 上 指標6		独立行政法人医薬品医療機器総合機構における申請電子データのオンライン提出にかかる初年度利用率等を踏まえ、目標を40%とした。							にかかる
	指標6 オンラインによる届出件数割	甘油法		年月	度ごとの目標	票値		口無法	ナ亜火料 種	法式
		基準値			度ごとの目標 要ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
	オンラインによる届出件数割合	基準値 -	平成29年度		度ごとの実績	植	令和3年度		主要な指標	達成
	オンラインによる届出件数割合	基準値 - -	平成29年度	年月	度ごとの実績	植	令和3年度		主要な指標	達成 ×
	オンラインによる届出件数割合	基準値 - -	平成29年度 - -	年月	度ごとの実績	植		令和3年度	主要な指標	
	オンラインによる届出件数割合 (アウトプット) (アウトプット) 【参考】指標7	基準値 - -	平成29年度	年原 平成30年度 - -	度ごとの実績	植	40.0%	令和3年度	主要な指標	
	オンラインによる届出件数割合 (アウトプット) 【参考】指標7 先駆け審査指定制度 指定 医薬品品目数		-	年原 平成30年度 - -	度ごとの実績 令和元年度 - - 責値	令和2年度 - -	40.0%	令和3年度	主要な指標	
	オンラインによる届出件数割合 (アウトプット) 【参考】指標7 先駆け審査指定制度 指定		-	年原 平成30年度 - - 実	度ごとの実績 令和元年度 - - 責値	令和2年度 - -	40.0% 8.8%	令和3年度	主要な指標	
	オンラインによる届出件数割合 (アウトプット) 【参考】指標7 先駆け審査指定制度 指定 医薬品品目数 【新経済・財政再生計画関連:社会保障 分野48】		平成29年度	年/ 平成30年度 - - 実 平成30年度 0品目	きごとの実績 令和元年度 请値 令和元年度	情値 令和2年度 - - 令和2年度	40.0% 8.8% 令和3年度	令和3年度	主要な指標	
	オンラインによる届出件数割合 (アウトプット) 【参考】指標7 先駆け審査指定制度 指定 医薬品品目数 【新経済・財政再生計画関連:社会保障 分野48】 【参考】指標8 先駆け審査指定制度 指定 医療機器品目数		- - 平成29年度 11品目	年/ 平成30年度 - - 実 平成30年度 0品目	度ごとの実績 令和元年度 - - 責値 令和元年度 5品目 責値	情值令和2年度一一令和2年度3品目	40.0% 8.8% 令和3年度	令和3年度	主要な指標	
	オンラインによる届出件数割合 (アウトプット) 【参考】指標7 先駆け審査指定制度 指定 医薬品品目数 【新経済・財政再生計画関連:社会保障 分野48】 【参考】指標8 先駆け審査指定制度 指定		- - 平成29年度 11品目	年原 平成30年度 - - 実 平成30年度 0品目	度ごとの実績 令和元年度 - - 責値 令和元年度 5品目 責値	情值令和2年度一一令和2年度3品目	40.0% 8.8% 令和3年度 2品目	令和3年度	主要な指標	

第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の2点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

【達成目標1の指標5について】

① 条件付き承認制度の対象は限定的であるとのことだが、そのようなもともと品目数が少ないものを指標として設定すること自体が課題である。医薬品に限定せず対象品目を医療機器や再生医療等製品の相談も対象にする、または、先駆け審査制度の品目該当性相談も対象にする等の指標内容の変更が必要ではないか。

学識経験を有する者の知見の活用

⇒ 条件付き承認品目該当性相談は医療機器を含めても件数は少なく、他方、先駆け総合評価相談についても件数は少ないことは同様である。優れた医薬品、医療機器等の安全・迅速・効率的な提供を行うためには、レギュラトリーサイエンスの活用が重要であることから、現行の指標5に代えて、令和4年度事前分析表より、「RS戦略相談(医薬品等)の実施率」を指標とする。

【達成目標1に係る指標の追加】

- ② 申請ラグや開発ラグが最近の課題であるため、これらに対する対応が必要である。その対応の状況を測るための指標が設定されるとよい。
- ⇒ 開発ラグについては、本施策目標だけで対応できる内容ではないため、参考指標も含めて指標の設定は困難である。一方で、PMDAでは、主に大学、研究機関、ベンチャー企業を対象として、開発支援の観点からRS戦略相談を実施している。そのため、上記のRS戦略相談の実施について新たに指標とすることで対応する。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
		(判定結果) A【目標達成】
		(判定理由)
		・ 指標1(新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(タイル値))については、目標値を達成している。
	An A dut-	 指標2(新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(タイル値))、指標3(新医療機器(優先審査品目)の総審査期間)及び指標4(新医療機器(通常審査品目)の総審査期間)については、達成度(令和3年度実績値/令和3年度目標値×100)がいずれも120%を上回っており、目標を大幅に上回って達成した。
		・ 指標5(条件付き承認品目該当性相談(医薬品)に関し、申込み全件について実施し、そのうち、相談資料提出から評価結果報告書の確定までが40勤務日以内の割合)については、企業から当該相談の申込みがなされなかったため、令和3年度の実績値が存在せず判定不能。
		・ 指標6(オンラインによる届出件数割合)については、目標を達成することができなかった。
		・ 以上より、指標6の達成状況が「×」となったが、これは後述のとおり、事業者側の要因によるもので、また、指標1~4については目標を達成しており、測定結果は③「相当程度進展あり」に区分されるものの、外部要因を加えて総合的に判断した結果、目標を達成していると判断し、判定結果はAとした。
		(有効性の評価)
評価結果と 今後の方向性		【医薬品等の審査業務の迅速かつ的確な実施】 ・ 指標1~4については、目標値を継続的に達成できていることから、迅速な承認審査を堅持できていると評価できる。
		 ・ 令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症発生前と比較して業務遂行が難しい状況 にあったが、審査・調査業務の一部をリモートで行うなど、情勢に応じ柔軟に対応した。
		・ その結果、令和3年度も目標値を達成することができ、安定的に承認時期の予見可能性を高めることに大きく寄与している。
	施策の分析 (有効性の評価)	【先駆け審査指定制度や条件付早期承認制度の適切な運用】 ・ 条件付き早期承認制度は令和2年9月から法制化されているが、、医薬品の条件付き早期承認制度によって承認申請を行うことを希望する場合は、PMDAにおいて「医薬品条件付き早期承認品目該当性相談」を実施し、条件付き承認品目への該当性を評価し報告書を作成する。
		・ 令和3年度は企業から当該相談の申込みがなされなかったため、指標5の実績値はない。
		・ 同様に令和2年9月から法制化されている、先駆的医薬品等指定制度(先駆け審査指定制度)については、先駆け審査指定医薬品の品質等の区分ごとに、申請予定資料(各種試験結果)の事前に評価を行い、問題点の抽出、課題の整理を行う、「先駆け総合評価相談」を実施している。
		・ 先駆け総合評価相談に関しては、申込み全件について実施している(医薬品:4件、医療機器:3件、再生医療等製品:4件)。
		【医薬品等の申請・届出手続のオンライン化の推進】 ・ 指標6(オンラインによる届出割合)については、目標未達ではあるものの、月単位では、届出手続のオンライン化を開始した令和3年7月の2%から年度末3月の13%と上昇し続けており、オンライン化の推進策は有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価)
		【医薬品等の審査業務の迅速かつ的確な実施】 ・ 指標1~4については、新型コロナによる制約が続く中においても、医療上のニーズに応じた優先的な資源配分や、審査・調査業務の一部リモート化などにより、新型コロナ治療薬・ワクチン等を迅速に審査した上で、他の通常品目・優先審査品目においても目標値である標準審査期間を達成できており、効率的な取組が維持できていると評価できる。
		【先駆け審査指定制度や条件付早期承認制度の適切な運用】 ・ 指標5について、条件付き早期承認制度にかかる相談は企業の申し込みに応じて実施されるものであるが、令和2・3年度は、企業が開発している品目の中で当該相談を活用できる段階にあるものがなかった。
評価結果と 今後の方向性	施策の分析 (効率性の評価)	・ なお、PMDAでは、当該相談を含め、医薬品等の特性や開発段階に応じた多種多様な相談事業を行っており、審査業務に従事する職員がこれら相談事業への対応も並行して行っていることから、当該相談の申し込みがなかったことが資源の効率的な利用に悪影響を及ぼすものではない。
	(双)年往の計画)	【医薬品等の申請・届出手続のオンライン化の推進】 ・ オンライン提出に係る令和3年度の運用コストは4千円/件であった。開始初年度につき、ユーザー登録や初期設定等、提出件数以外の部分に対するヘルプデスク業務の割合が大きかったことが影響しており、今後、提出が本格化すれば低減すると見込まれる。
		【執行率】 ・ 本施策目標に係る予算の執行率は7割~8割程度で推移しているが、これは、①国庫債務負担行為の案件を契約額に合わせて要求額を修正することでオンライン化関係経費を含めたシステム関係経費の執行率がほぼ10割となった一方、②新型コロナの影響により国際関係業務をはじめ旅費(PMDAに対する補助金中の旅費を含む)の執行が困難であったこと等の要因が考えられる。
		・ 執行率の改善に向け、今後は、①新規調達案件はより競争性を確保して執行率を下げる一方、②渡航制限の緩和に応じて必要な出張業務を再開していくこと等を図っていく。

			务の迅速かつ的確な実施 いいて、継続的に目標値を	_	プレベルの審査期間を維持している。				
		対応を含めできる限り	・ 新型コロナウイルス感染症又は関連する症状を対象とする医薬品等について、前年度から引き続き、特例承認対応を含めできる限り迅速に審査を進め(※1)、いち早く医療現場に提供することに大きく寄与している。 ※1 令和3年度の承認件数:治療薬7件、ワクチン5件、医療機器8件、体外診断用医薬品51件						
		の向上を図りつつ、今 開発段階から治験相調	後も現状の審査期間を堅	を持する必要がある。その の理解や問題点の把握	i効性・安全性評価を実施するための審査の質のためには、審査を効率的に行うのみならず、 に努めることや、レギュラトリーサイエンス(※				
		科学的知見に基づき道		西及び判断することに関	ミ用化に際し、その品質、有効性及び安全性を 関する科学の振興」を意味しており、科学的知見				
		品候補選定の最終段 でに必要な試験・治験	、学、研究機関、ベンチャ- 階から、主に臨床開発初	期(POC(Proof of Conc 導・助言を行う「レギュ	薬品・医療機器・再生医療等製品等の開発製 ept)試験(前期第II相試験程度)まで)に至るま -ラトリーサイエンス総合相談(RS総合相談)」と				
評価結果と 今後の方向性	施策の分析 (現状分析)		全件について実施(※3)		機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製 品については、治験相談について、申込みから				
					談91件				
		新型コロナウイルスワ	・ この他、令和2年10月1日に新設した新型コロナウイルスワクチン戦略相談を令和3年度も引き続き適切に実施 新型コロナウイルスワクチンを開発する大学・研究機関、企業等に対して、早期に臨床試験に移行するために必要 開発戦略に関する助言を実施した(186件)。						
		【先駆け審査指定制度や条件付早期承認制度の適切な運用】 ・ 指標5については、令和2年度、3年度は企業から当該相談の申込みがなされなかったが、相談の申込(3件)があった令和元年度は目標値を達成できている。							
		・ なお、医薬品条件付き承認品目該当性相談の件数については、条件付き承認制度の対象となるのが、主に希少独病用医薬品であって、第 II 相試験で顕著な成績が得られ、かつ、その試験結果に基づいて企業が承認申請を希望した場合に適用されるものであることから、その対象は限定的である(平成29年の運用開始以来の指定件数は5件)。							
		【医薬品等の申請・届出手続のオンライン化の推進】 ・ 令和3年度は開始初年度につき事業者側の準備が整わず、目標達成が出来なかったところ。今後は、ヘルプデスクの拡充や積極的な広報活動を行うこと等により改善を図ることとする。							
		(施策及び測定指標の	り見直しについて)						
		【医薬品等の審査業務の迅速かつ的確な実施】 ・ 新医薬品等の総審査期間については、引き続き、世界トップレベルの迅速な承認審査を堅持するとともに、一層の質の向上を図る。							
		・ また、RS戦略相談等により、開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行う。							
評価結果と 今後の方向性	次期目標等への 反映の方向性	・この他、緊急時において、安全性の確認を前提に、医薬品等の有効性が推定された時に、条件や期限付の承認を与える薬事承認の仕組みを整備した「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第47号)が、令和4年5月に成立・公布され、緊急時の薬事承認については公布日に施行された。今後は同制度を円滑に実施していく。							
		【指標5 条件付き早期承認品目該当性相談】 ・ 条件付き承認品目該当性相談は申込件数が少なく目標に適さないとの有識者の指摘を踏まえ、令和4年度事前分析表より、施策の目標である優れた医薬品、医療機器等の安全・迅速・効率的な提供を行うことを評価できる「RS戦略相談(医薬品等)の実施率」を新たな指標とする。							
					デスクの拡充や積極的な広報活動を行い、目				
	医薬品医療機器総合機構 デジタル社会の実現に向け								
担当部局名	医薬・生活衛生局	作成責任者名	医薬品審査管理課長 吉田 易範 医療機器審査管理課 長 中山 智紀	政策評価実施時期	令和4年8月				

実績評価書

健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標: I -8-1) 施策目標名 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標8 安全な血液製剤を安定的に供給すること 【血液事業の推進】 ・ 我が国の血液事業は、昭和39年の閣議決定等において、すべての血液製剤を国内献血により確保するとされた。また、我が国は、過去におい て、血液凝固因子製剤によるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染問題という、深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後、重大な健康被害が 生じないよう、血液製剤の安全性を向上するための施策が進められてきた。これらの経緯等を踏まえ、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関 する法律」(昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。)により、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保、国内自給の確保、献血の推進、適 |正使用の推進について、施策・計画を策定し、実施している。 ・ なお、血液製剤の安定供給確保については、毎年度、国が「献血の推進に関する計画」(以下「献血推進計画」という。)及び「血液製剤の安定供 |給に関する計画」(以下「需給計画」という。)を策定し、献血により確保すべき血液や原料血漿の確保目標量を定めている。一方、実際の確保量に ついては、国民の善意に基づく貴重な献血血液を可能な限り無駄に廃棄しないよう確保する必要があるため、医療機関における日々の血液製剤の 需要に応じて必要量を確保している。 ・ 少子高齢化が進む中、血液の安定した供給体制を確保するため、平成26年に日本赤十字社が実施した血液需給将来推計シミュレーションの結 果等を踏まえ、平成27年度から令和2年度までの6年間を目標期間とする中期目標「献血推進2020」を策定し、①若年層(10代から30代)の献血者 数の増加、②安定的な集団献血の確保、③複数回献血の増加、④献血の周知度の上昇を目標に掲げ、献血推進の取組みを強化してきたところ。中 期目標に掲げた項目のうち「献血の周知度の上昇」以外の数値目標は未達成となったが、①については、令和元年度の若年層の献血者数は前年 |度を上回るとともに、総献血者数も約10年ぶりに増加傾向に転じた。 施策の概要 ・ 令和3年2月に、令和3年度から令和7年度までの5カ年を対象とする新たな中期目標「献血推進2025」を策定した。①若年層の献血者数の増加 ②安定的な献血の確保③複数回献血の推進④「献血Web会員サービスの利用推進」の4つの項目について数値目標を設定し、献血推進の取組を 強化していくこととしている。 新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大を防止する観点から、各種イベントの中止、企業等におけるテレワーク・時差出勤の実施等の 影響を受け、企業等で実施予定の献血が中止になるなど、短期的・局所的に献血血液の確保に影響が生じた。これまで血液製剤の安定供給に支 |障は生じていないものの、献血は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年 3月28日(令和2年4月7日、令和3年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる 事業者」の医療関係者には「献血を実施する採血業」が含まれていることを地方自治体に周知した。また、令和3年度の献血計画には、新興・再興感 |染症のまん延下の状況であっても医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図る取組を支援することを記載した。 【HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施】 • HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ発症者に対して、健康管理費用の支給(調査研究事業 (※1))や健康管理手当の支給(健康管理支援事業(※2))を実施している。 ※1 エイズ発症前の血液製剤によるHIV感染者に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状に応じ月額36,900円又は52,900円を支 給。 ※2 エイズ発症者(和解が成立した方)に対し、健康管理に係る費用負担軽減等のため、月額15万円を支給。 医療需要に応じて、日々計画的に採血を行い、過不足なく安定的に供給に必要な血液量を確保する必要がある。 ・ 一方で、10代から30代の献血者数はこの10年で約35%減少しており、全献血者に占める若い世代の割合は減少している(※3)。 (※3)延べ献血者数に占める割合 平成20年度(延べ献血者数 約514万人):10代(5.9%)、20代(22.3%)、30代(27.3%)、40代(23.3%)、50代・60代(21.2%) 令和元年度(延べ献血者数 約493万人):10代(5.4%)、20代(14.8%)、30代(16.6%)、40代(27.4%)、50代・60代(35.8%) 1 ・ 国内自給により血液製剤の安定供給を確保するためには、その原料である血液を献血によって安定的に確保する必要があるが、少 施策実現のための 背景•課題 子高齢化によって今後献血可能人口(※4)の減少が見込まれることから、引き続き、国民一人一人に献血への理解と協力を求める必要 がある。特に、近年減少が顕著な10代~30代の若年層への普及啓発活動を強化していく必要がある。 (※4)全血献血については69歳まで可能だが、65歳以上の方の献血は、献血いただく方の健康を考慮し、60~64歳の間に献血経験の ある方に限る。 平成8年3月のHIV訴訟和解確認書において、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業(健康管理費 用の支給)及び血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業(健康管理手当の支給)を継続、または実施することとされてお 2 り、これらの金銭給付を遅延なく実施する必要がある。 達成目標/課題との対応関係 達成目標の設定理由 毎年度「献血推進計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確 保のために必要な措置を策定している。 ※令和3年度の献血の推進に関する計画(令和3年厚生労働省告示 目標1 第149号) 献血推進計画及び需給計画に基づき、献血による血液222万 各課題に対応した |Q、原料血漿122.3万Qを確保して血液製剤を安定供給できるよう 達成目標 に、効果的な広報手段を検討し、確実に実施する。 ・ 毎年度「需給計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料 血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を 血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保する。 策定している。 (課題1) ※令和3年度の血液製剤の安定供給に関する計画(令和3年厚生労 働省告示第150号) 目標2 HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業で あり、達成目標の策定には馴染まない。 (課題2) 令和元年度 令和3年度 区分 令和2年度 令和4年度 平成30年度 当初予算(a) 635.261 596,797 629,252 628,869 628,111 予算の 補正予算(b) 0 309,139 0 状況 施策の予算額・執行額等 繰越し等(c) 0 0 **▲** 309,139 309,139 (千円) 合計(a+b+c) 596,797 635,261 629,252 938,008 執行額(千円、d) 577,322 623,168 525,444 915,675 執行率(%、d/(a+b+c)) 98.1% 83.5% 97.6% 96.7% 施政方針演説等の名称 年月日 関係部分(概要・記載箇所) 施策に関係する内閣の重 政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血 要政策(施政方針演説等 により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血 閣議決定「献血の推進について」 昭和39年8月21日 のうち主なもの) 思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方 公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。

達成目標1につし	いて 果的な広報手段を	及び需給計画に基づき、 全検討し、確実に実施す 全性の向上及び安定供	る。		2、原料血漿	122.3万0を研	雀保して血液	複製剤を安 定	2供給できる。	ように、効
		指標の選定理由			国」において、 目標値として		こ献血により	確保すべき	血液の目標	量を定めて
	指標1	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	るものであ	り、当該年度		の需要状況	に応じて、	増減するもσ	等を勘案して)である。	算出してい
	安定供給に必要な血液量の 確保状況				度ごとの目標			- 目標値	 主要な指標	達成
	(アウトカム)		平成29年度		度ごとの実約 令和元年度	··· <u> </u>	令和3年度			
		_	195万ℓ	199万ℓ	213万ℓ	221万ℓ	222万ℓ	222万ℓ	0	0
			187万ℓ	200万ℓ	215万ℓ	224万ℓ	225万ℓ			O
	指標2	指標の選定理由							<u> </u> 目的とし、当 直を目標値と	
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	献血により ているもの	/~。 献血により確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液 ているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応 (参考)平成27年度実績:90.9万L、平成28年度実績:96.5						
	│ 安定供給に必要な │ 原料血漿の量の確保状況	基準値		• •	度ごとの目標			- 目標値	主要な指標	達成
	(アウトカム) 		平成29年度	1	度ごとの実約 令和元年度		令和3年度	令和3年度		
	-	_	93.5万ℓ	99.0万ℓ	112万ℓ	120万ℓ	122.3万ℓ	122.3万0		
								12.0732	0	0
		指標の選定理由	92万l 99.3万l 114.4万l 125.2万l 124.8万l							
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、会7年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差分を均等割りしたものを令和3年の目標値として設定している。							
加宁长梅	指標3	基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度				- 目標値	主要な指標	達成	
測定指標	若年層の献血率の割合 (アウトカム)	令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度		
		10代:4.2% 20代:5.5% 30代:5.6%	-	-	-	6.1%	5.9%	6.7%		•
			5.5%	5.4%	5.7%	5.4%	5.4%			Δ
		(参考)	10代:5.3% 20代:5.7% 30代:5.4%	10代:5.4% 20代:5.6% 30代:5.3%	10代:5.5% 20代:5.7% 30代:5.5%	10代:4.2% 20代:5.5% 30代:5.6%	10代:4.5% 20代:5.5% 30代:5.5%	10代:6.6% 20代:6.8% 30代:6.6%		
		指標の選定理由)働きかけを 官指標として		献血を行うこ	ことにより、安	で定的な献血	1者の確保が	図られるこ
	指標4	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	7年度の目		しており、令				≛2025」におし りしたものを⁴	
	│ 献血推進活動に │協力いただける企業・団体数	基準値		-	度ごとの目標			目標値	主要な指標	達成
	(アウトカム) 	令和2年度	平成29年度	1	度ごとの実約 令和元年度		令和3年度	令和7年度		
		60,854社	-	-	-	60,000社	62,000社	70,000社	1	0
			56,151社	57,781社	59,280社	60,854社	62,435社			J
		指標の選定理由	56,151社 57,781社 59,280社 60,854社 62,435社 20代・30代については、18歳、19歳をピークに30代半ばにかめ、一度献血を経験された方が、継続して繰り返し献血におら、測定指標として選定した。							
		旧様の医定理田	り、測足指位	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画であ 7年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差 の目標値として設定している。						
	指標5	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	令和3年度 7年度の目	標値を設定	しており、令					
	指標5 複数回献血者数 (アウトカム)	目標値(水準・目標年	令和3年度 7年度の目	標値を設定:して設定して	しており、令 こいる。 度ごとの目棋	和元年度実票値				
	複数回献血者数	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	令和3年度 7年度の目 の目標値と	標値を設定 :して設定して 年 年	しており、令 ている。 	和元年度実票値		分を均等割り - 目標値	りしたものを含	令和3年度
	複数回献血者数	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠 基準値	令和3年度 7年度の目 の目標値と	標値を設定 :して設定して 年 年	しており、令 こいる。 度ごとの目樹 度ごとの実績	和元年度実票値	積値との差	分を均等割り - 目標値	りしたものを含	令和3年度 ————

		指標の選定理由	献血推進の取り組みにおいて、献血者の利便性を向上させる取り組みについては、今後の組続的な献血に繋がることが期待される他、献血の取り組みに関する周知度を計るものとして、 測定指標として選定した。							
目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血技術を関係である」では、1年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差分を均等の目標値として設定している。										
測定指標	献血Web会員サービスの 利用者数	基準値		年度ごとの目標値 目標値 主要な指標			達成			
	(アウトプット)			年 年 月	度ごとの実績	真但				
	(7 71 2 71)	令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度		
		2,468,899人	-	_	_	-	270万人	500万人		0
			1,528,996人	1,688,052人	2,035,145人	2,468,899人	2,955,408人			O

達成目標2につい	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				-					
		指標の選定理由				-	_			
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠		_						
測定指標	_	基準値		年月	度ごとの目標	腰値		目標値	 主要な指標	達成
从! C 1日1末		本 午但		年月	度ごとの実績	植		다 1차 ILL	工文记标	. 连队
		_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-		
		_	-	_	_	_	_	_	_	-
			-	_	-	-	-			
	指標7		実績値] /	
	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数(アウトプット)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		1 /	
参考指標			509	496	491	486	481			
	指標8									
	血液製剤によるエイズ患者等 のための健康管理支援		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度] /	
	事業対象者数 (アウトプット) (年度は第4期基本計画期間で		119	120	119	120	120			

第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の5点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

【達成目標1の指標1及び指標2について】

- ① 指標1と指標2は需給が均衡することが最も望ましいものであり、従って、現在の目標値の設定方法だと、目標達成率が120%となることが良いことではないということになる。需給均衡が望ましい状態であることを適切に評価できるような目標値の設定方法を検討すべき。
- ⇒ 本施策を実施する上での最終的な目標は、貴重な献血血液を無駄にしないよう医療需要に応じて過不足なく確保することになる。指摘のとおり目標達成率を120%にすることが必ずしも評価されるものではなく需給均衡が望ましいことから、次期施策目標の評価区分においては目標値の上下5%以内の幅に収まることを「◎」とする。

【達成目標1の指標3について】

- ② 指標3(若年層の献血率の割合)について、令和7年度の目標値が6.7%であるのに対し、令和3年度の実績値は5.4%に止まっている。特にコローナ禍で10代の献血率が低下しており、令和7年度の目標値(10代)である6.6%までに引き上げるための具体的な方策が必要。
- ⇒ 日本赤十字社が献血可能年齢未満や献血未経験の若年層を主な対象としたスマートフォンアプリによる新会員サービスを令和4年9月下旬から 始めることや、今後の献血者確保の取り組みとしてボランティア団体との連携により献血教育の必要性を訴えていくこととしている。

また、将来の献血を支える若年層の献血への理解を深めるため、学校教育の一環として、献血についての正しい知識の普及啓発を図ることを目的に、令和3年度に高校生を対象にオンラインによる「献血セミナー」を521校で実施している。

学識経験を有する者の 知見の活用

- ③ 献血について、10代にいかに伝えるかについて、保健体育の教科書に盛り込むことも有効ではないか。
- ⇒ 文部科学省が制定している高等学校用学習指導要領の解説では、「献血の制度があることについても適宜触れるようにする。」とあり、保健体育 教科書においても「献血」が医療を支える存在であることや民間機関の保健活動として取り上げられている日本赤十字社の活動として、「献血事業」 が紹介されている。

・バイともも。 厚生労働省が作成している副読本の提供方法と併せての活用を検討する。

【長期的なアウトカムに至るまでの短期・中期アウトカム又はアウトプットの設定(指標3及び指標5)について】

- ④ 指標3(若年層の献血率の割合)や指標5(複数回献血者数)が大きな課題であるため、それぞれ、若年層の献血率の向上や複数回献血数を増加させるという長期的なアウトカムを達成するために必要となる要素(取組)を中間指標(短期・中期のアウトカム、アウトプット)として設定してはどうか。
- ⇒ 目標値との乖離を検証する上で中間指標の設定は有効と思われるが、一方、若年層の献血率の向上や複数回献血者数の増加について、取り組んだ結果が現れるのには一定の期間を有するため、若年層の献血率や複数回献血者数の状況やそのための取り組みである出前講座について、令和4年度事前分析表から、参考指標として設定することとする。

【達成目標1の指標5について】

- ⑤ 指標5(複数回献血者数)の年齢階層別の推移について、50代は継続的に増加している一方で、40代については令和3年度に数千人単位で減少しているが、どの要因は何か。
- ⇒ 40代の複数回献血者数はこの5年間漸減傾向にあったところ、令和2年度はコロナ禍において献血者が例年通り確保できない危機感が高まったことから、日本赤十字社において献血Web会員サービス登録者を対象に積極的な働きかけを行い、全世代で一定の成果が見られた。令和3年度はこうした働きかけを実施しなかったため、もとから漸減傾向にあった40代の落ち込みが明らかになったものと考えている。

		(判定結果) A【目標達成】
		(判定理由) ・ 指標1(安定供給に必要な血液量の確保状況)及び指標2(安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況)についは、平成29年度を除き、毎年度目標値を達成しており、令和3年度も目標値を上回る血液量及び原液血漿を確保でたことから、達成区分としては、目標を「(〇)達成」していると評価した。
	総合判定	・ 指標5(複数回献血者数)について、令和3年度の実績値は1,049,530人であり、目標値に対する達成度は95%であったことから、達成区分としては、目標を「△」概ね達成」している評価した。
		※1 指標4:献血推進活動に協力いただける企業・団体数、指標6:献血Web会員サービスの利用者数
		以上より、すべての測定指標について達成状況が「○:達成」又は「△:概ね達成」となっている。
		・ なお、達成状況が「△:概ね達成」となる指標3については、コロナ禍前の献血率が増加傾向であることを踏まえると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに、現状の取組みを継続していたとすれば、令和3年度の目標は達成されていたと予測する。
		・ 同様に達成状況が「△:概ね達成」となる指標5についても、コロナ禍前の複数回献血者数が増加傾向であり、コナ禍においても増加していたことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに、現状の取組みを継続していたすれば、令和3年度の目標は達成されていたと予測する。
		・ したがって、目標達成度合いの測定結果は「③相当程度進展あり」に区分されるものの、新型コロナウイルス感気症という外部的要因を加えて総合的に判断すると、すべての測定指標の目標は達成されていると評価できるため、定結果は「A【目標達成】」とした。
		(有効性の評価)
		【必要な血液量及び原料血漿の量の確保】
		・ 安定供給に必要な血液量及び原料血漿の量の確保状況(指標1及び2)については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、令和3年度も必要量を確実に確保することができ、年々需要が増加する血液量及び原料血漿の必要量を上回る実績となっており、献血推進の実施は有効に機能していると評価できる。
評価結果と 今後の方向性		
		・ 若年層の献血率(指標3)については、10代は、令和2年度に引き続き令和3年度も、新型コロナウイルス感染症 影響を受け、学校献血の中止等が発生したことにより、コロナ禍前より減少している状況であるが、令和2年度に比 ると若干増加した。
		・ 20代・30代においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業献血の中止等があったものの、コロナ禍の平成29年度から令和元年度と比較しても、概ね横ばい傾向にある。これは、コロナ禍で企業献血の中止等があっが、日本赤十字社においてホームページやWeb 会員サービスでの献血の協力依頼を集中的に実施する等の取組を行ったことによるものと考えられる。

	施策の分析 (有効性の評価)	・ 献血推進活動に協力いただける企業・団体数(指標4)は、令和2年度に引き続き、令和3年度も目標を達成した 企業・団体での集団献血は、献血者の利便性にも適うものであり、協力企業・団体数が増加することは血液の安定 給にも資するものである。
		・ 複数回献血者数(指標5)については、令和3年度は目標値を110万人と設定していたところ、令和2年度に比べかしたものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、105万人と目標値を下回った。ただし、平成29年度以降、加傾向にあり、令和7年度に120万人という目標を達成できる見込みである。
		平成29年度~令和3年度までの期間の複数回献血者数の増加分のうち、50歳代の増加数が最も多いことから、 年層に継続して繰り返し献血に協力を求めていくことが必要。
		・ 献血Web会員サービス「ラブラット」とは、日本赤十字社と献血者をつなぐWeb会員サービスであり、会員になると ①全国すべての献血ルームのWeb予約が可能、②過去(平成17年4月以降)の献血記録の確認が可能、③メール・ LINEで会員限定のお知らせやご案内、献血の依頼等が届くというものである。
		・ ラブラットの登録者数(指標6)については、令和3年度も目標値を上回ることができ、平成29年度以降、確実な堆傾向にあり、令和7年度に500万人という目標を達成できる見込みである。
		(効率性の評価)
	施策の分析 (効率性の評価)	・ 医療機関の需要等に応じて必要な血液量を確保する必要があるが、国民の善意に基づく貴重な献血血液が原 であることから、血液を可能な限り無駄に廃棄しないよう確保しており、効率的に実施している。
	(刈平注の評価)	・ 予算額は令和3年度は前年度からの繰越し分だけ他年度よりも多いが、概ね例年同水準の中で、指標3・5を除 目標を達成しており、献血推進の各種の取組みは概ね効率的に実施できている。

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】

		(現状分析)
		【必要な血液量及び原料血漿の量の確保】 ・ 令和3年度の延べ献血者数は約505万人(対前年度比約1,5万人増、約0.3%増)であり、医療需要に応じて、日々計画的に採血を行っており、安定供給に必要な血液量及び原料血漿が確保されている。
		・ 新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、令和2年2月下旬から献血血液の確保量が減少したため、日本 赤十字社において、ホームページや献血Web会員サービス「ラブラット」で献血を呼びかけるとともに、厚生労働省にお いても、自治体に献血への協力を依頼した。
		・ 令和2年4月、令和3年1月及び4月に緊急事態宣言が発出された際にも、献血血液の安定的な確保のための対応についての事務連絡を発出し、管下市町村や関係団体等に対し、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」には「献血を実施する採血業」が含まれていることの周知及び献血への協力を依頼した。
		・ これらの取組みにより、令和2年3月以降は多くの方に献血にご協力いただき、必要な献血血液を確保できている。
	施策の分析 (現状分析)	
		・ SNSを含むインターネット等を主体として情報発信等により、献血への理解を深めてもらうとともに、個々の献血や Web予約の推進を図り、初回献血者の確保を中心とした取組みを行う必要がある。
評価結果と 今後の方向性		・ また、複数回献血の推進のためには、延べ献血者数に占める割合が長期的に見て減少傾向にある20代・30代への働きかけの一層の強化が必要である。具体的には、若年層を主な対象とした普及啓発、予約献血の活用等の献血者の利便性に配慮した環境整備を進める。
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		【安定的な集団献血の確保】 ・ 献血推進活動に協力いただける企業・団体数は増加を続けており、地域の実情に即した方法で、企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等と協力を進める。
		【献血Webサービスの利用の推進】 ・ 登録者数が増加傾向にある、献血Web会員サービス「ラブラット」は、献血の意義を伝える、献血を体験した方に対し複数回献血への協力を呼びかける有効な普及・啓発ツールであることから、若年層の献血者数の増加のためにも、引き続き登録者数を増加させていく。
		(施策及び測定指標の見直しについて)
		【必要な血液量及び原料血漿の量の確保】 ・ 指標1及び2については、順調に各年度の目標値を達成していることから、引き続き当該年度目標達成を目指している。 なお、目標値は当該年度の血液製剤の需要状況に応じて設定する。
	次期目標等への	【若年層の献血者数の増加に向けた取組、複数回献血の推進】
	反映の方向性 	・ 指標3及び5については、取り組んだ結果が現れるのには一定の期間を有するため、若年層の献血率や複数回献血者数の状況やそのための取り組みである出前講座について、令和4年度事前分析表から、参考指標として設定することとする。
		・ 指標4及び6については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。

関連法令(右記検索サイトから検索できます)URL http://wwwhourei1.mhlw.go.jp/SHB-Shohin/page/SWDirectMHLW.jsf 血液需給将来推計シミュレーション URL https://www.mhlw.go.jp/content/11127000/02-03.pdf 血液事業部会(指標1~6関係)URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127853.html

参考•関連資料等

血液事業に関するパンフレット・説明資料(指標1~6関係)URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/kenketsugo/index.html

関連事業のレビューシート URL https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_1-7-1_saisyu.html

献血推進2025(指標3~6関係) URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19547.html

厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html 厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html

|HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施(指標7及び8)URL https://www.pmda.go.jp/about-pmda/advisory-council-information/meetings/0078.html

担当部局名 医薬・生活衛生局 作成責任	血液対策課長 渡辺 顕一郎 者名 総務課医薬品副作用 政策評価実施時期 被害対策室長 渡邊 由美子	令和4年8月
---------------------	---	--------

施策目標名

食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標Ⅱ−1−1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標1:食品等の安全性を確保すること

1. 食品安全行政の概要

- 〇 本施策は、食品衛生法等に基づき、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起 因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。
- (1)規格基準の設定及び見直し
- ・ 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進めている。特に、食品中の残留基準の設定にあたっては、国際的な整合化を 図るため、暴露評価において手法の高度化を進めている。
- ・ また、新たな育種技術(遺伝子組換え台木を利用した接ぎ木等)や従来にはない新開発食品(培養肉等)について、最新の科学的知見や海外の 取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施している。

(2)計画に基づく監視指導

- ・ 食品衛生法に基づく監視指導を効率的かつ効果的に実施するため、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、輸出国対策 及び輸入時対策については厚生労働省が、国内流通時対策については都道府県等が地域の実情に応じて、毎年度、監視指導計画を策定、公表の 上、適切な監視指導を実施している。
- (3)輸入食品の安全性確保
- 毎年度「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際対策、③国内流通時の三段階で対策を実施している。
- ・ 輸出国における衛生対策としては、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における 安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施、担当官の派遣・調査等を実施している。
- ・ 輸入時の対策では、輸入業者に対して、輸入の都度、届出を義務付け、事業者からの輸入前相談に対応するとともに、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施している。モニタリング検査における違反状況を踏まえ、違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。
- ・ 国内流通時の対策では、都道府県等監視指導計画に基づき、都道府県等が店舗等から輸入食品を抜き取り、検査や指導を行っている。
- (4)食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施
- ・ 食品安全に対する消費者の意識の高まり等に対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行っている。

2. 食品衛生法の改正について

- 〇 平成15年の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食のニーズの多様化や輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食を取り巻く環境が変化している。
- このような変化の中で、都道府県等を超える広域的な食中毒事案の発生や、食中毒の発生数の下げ止まり傾向があり、事業者における一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。さらには、食品の輸出促進等も見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められている。
- 〇 こうした状況を踏まえ、食品の安全を確保するため、以下のような点を改正内容とする「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)が順次施行されており、令和3年6月に完全施行された。

------【改正の概要】

施策の概要

- (1)広域的な食中毒事案への対策強化 〔平成31年4月1日施行〕
- ・ 広域的な食中毒事案の発生・拡大防止のため、国と関係自治体が相互に連携・協力を行うための場として、地域ブロックごとに新たに「広域連携協議会」を設置し、緊急時には、協議会を活用して広域的な食中毒事案に対応する。
- (2)HACCPに沿った衛生管理の制度化 [令和2年6月1日施行(1年間の経過措置あり)]
- ・ HACCP(ハサップ)とは、原料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。
- ・ 一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則としてすべての食品等事業者に対して求める。 <HACCPに基づく衛生管理>
- ・ ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を求める。

<HACCPの考え方を取り入れた衛生管理>

- (3)特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出を義務化 〔令和2年6月1日施行〕
- ・ 厚生労働大臣が定める特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害が発生した場合、事業者から行政へ当該情報を届け出ることを義務化し、健康被害発生時に、注意喚起・改善指導・販売禁止等の措置を講じるに足る必要十分な情報収集等が可能となる。
- (4)国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備 〔令和2年6月1日施行〕
- ・ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止 等を行い、安全性を評価した物質のみ使用可能とする(ポジティブリスト制度の導入)。
- (5) 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設 〔令和3年6月1日施行〕
- ・ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握するため、届出制度を創設。
- ・ 営業許可については、実態に応じたものとするため、食中毒リスク等を考慮し、見直し(32許可業種に見直し)。
- (6)食品等リコール情報の報告制度の創設 〔令和3年6月1日施行〕
- ・ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を 防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出(食品衛生申請等システムに入力等)を義務付け。

(7)その他

・ 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、食肉等のHACCPに基づく衛生管理や、乳及び乳製品・一部の水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。

		1						
	1		□物及び食品用器具・容 ┃の強化等が求められて		最新の科学的知見や国際	動向を踏まえた、より迅	速な基準等の設定が	
施策実現のための	2	食中毒事件数は近められている。	年下げ止まりの傾向に	あるほか、高齢化による	る食中毒リスク増加の懸っ	念などもあり、食品の安:	全性の更なる向上が求	
背景∙課題	3	我が国への海外か	らの輸入食品の増加が	続いていることを踏まえ	え、適切な監視指導を徹り	底するための体制強化が	が求められている。	
	4	食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互 成する必要がある。						
		達成目	標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	·残留農薬·食品添加	口物等の規格基準策定(の推進		留基準の適否を確認す	留基準の見直しを計画 る分析法の開発を推進	
	(課題1)					品添加物等について、最 迅速な基準等の設定が		
	目標2		など国内外の状況を踏る	まえた的確な監視・指	・ 食品等事業者の衛生 先国が求める衛生管理 め、国内のHACCPの のための事業者や地方 互認証の推進などの各	§務化を含めた制度改ュ ˙公共団体の人材育成事	輸出促進につなげるた Eに向け、HACCP普及 琴業、輸出相手国との相	
各課題に対応した 達成目標	(課題2)	導対策の推進等				入・港湾関連情報処理: を電子化するとともに、	システム)による衛生証	
	目標3	 検疫所における水	終対等等の推進		我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、 食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための人員を含めた体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく			
	(課題3)	11次及1711〜0317〜07八	示列 水 守 07 正 正		めの人員を含めた体制 検疫所における監視指			
	目標4	食品安全に関する	Jスクコミュニケ <i>ー</i> ション	の実施等	・ 食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報 提供や双方向の意見交換が求められている。			
	(課題4)	2000			・また、食中毒の予防の課題について、科学的		の基準設定、検査法等 記を進める。	
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	7 hb ~	当初予算(a)	3,883,774	4,421,440	3,995,823	4,827,029	4,176,413	
************************************	予算の 状況	補正予算(b)	0	C	0	-33,960	0	
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	0	0	0	0		
	‡h ⁄=	合計(a+b+c) 額(千円、d)	3,883,774	4,421,440 4,028,222	· · ·	4,793,069		
		「額(十円、d) %、d/(a+b+c))	3,533,432 91.0%	4,028,222	· · ·	4,316,566 90.1%		
佐竿に即返せて中間の手		施政方針演説等		年月日			f)	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		ルロタベノリッド 7央 のです	1 45 H III.	- -		一	17	
					1			

達成目標1につい	ヽて 残留農薬・食品添	加物等の規格基準策定	の推進							
		指標の選定理由	600の農薬	等について、	食品安全委	員会に食品	8農薬等のう 品健康影響評 、本指標を認	『価を依頼し		
	指標1 ポジティブリスト制度(農薬等 が一定の量を超えて残留す る食品等の販売等を原則禁 止する制度)の導入に伴い新 たに残留基準を設定した農薬 等のうち、基準の見直しを 行った農薬等の数 (アウトプット)	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	均以上を目時点)までいる。 適切な残留 ・そこで、句 て、通知日	標値としてい こほとんどのことを踏まえ !基準の見直 和3年度は から1年以内	いたが、令和)農薬等(約7 、今後は、食 「しに係る目? 、前年度に負 別に残留基準	13年3月の7 700)が食品 は品安全委員 標を設定する は品安全委員 は品安全委員	は、過去5年 有識者委員会 安全委らず ることがら 会会から ることがら 記号 会の 記号 記号 記号 記号 記号 記号 記号 記号 記号 記号 記号 記号 記号	D議論を基Iに食品健康 i結果通知を であると考え i結果通知を i結果通知を 60%を目標	こ、現在(令: 影響評価をf 受けた農薬 える。 そ受けた農薬	和3年6月 依頼済みと 等に対する
	行った農薬等の数	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
	(アウトプット)	在十世		年月	度ごとの実績	責値			工文切出际	22.7%
	※令和3年度は「前年度に食	_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
	品安全委員会から評価結果 通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を見直す品目の達成率」(アウトプット)	_	品目数の平	品目数の平	過去5年の 品目数の平 均(47品目) 以上	品目数の平		過品 た和はか後に完ち数以 し、年安通以しるの年 令度委知内を達	0	Δ
測定指標			82品目	31品目	19品目	14品目	58%	成率を60%		
		指標の選定理由	の設定につ 活衛生・食い る期間を除	いて」(平成 品安全部長 き、食品安全	28年6月10 通知)におい	日付け生食 いて、要請者 っ食品健康	□物の指定等 発0610第1号 から要請され 影響評価の網 定する。	号厚生労働 ² いた品目に関	省医薬・生活 引して、資料・	衛生局生 収集に要す
	指標2 要請に基づき行われる食品 添加物の指定等手続につい て標準的事務処理期間内に	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	定する必要されることが・ 算出式は {当該年度	があるため いら、達成率 は、 こ標準的事	、審査事項が 70%を目標	が複雑となり 値とする。 内(評価の約	、一つの要 、指定等まで ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	でに一定の	期間を要する	ことも想定
	指定等を終えた率 (アウトカム)		(参考)国際		別のロードマ [、] 、平成28年原		処理達成率	ξ.		
		基準値		年	度ごとの実績	責値		目標値	主要な指標	達成
		_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
		_	70%	70%	70%	70%	70%	70%	0	_ (該当なし)
			100% (4/4(品	100% (4/4(品	27% (3/11(品	89% (8/9(品	— (0/0(品			

達成目標2につ	Pいて HACCPの義務化	など国内外の状況を踏 	まえた的確	な監視・指導	 算対策の推選	 進等				
		・ 食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する修 都道府県等における的確な監視指導を効果的・効率的に実施するとど な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策 ことから、本指標を設定する。 (大規模食中毒とは、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生する いう(食品衛生法施行規則第77条)。)							もに、国にお を強化する必	いても適 必要があ
	指標3	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	であることを 度それ以下	毒は、性質上突発的に起きる事案であることから、計画 ことを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過 以下を目標値とする。 平成27年実績∶2件、平成28年実績∶2件						
	 大規模食中毒の発生件数	+ <i>:</i>	年度ごとの目標値				口/	<u> </u>	' ± +	
	(マカリナノ)	基準値		年月	度ごとの実績	 責値		· 目標値	主要な指標	達成
	(アウトカム)	_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
		_	発生件数の	発生件数の	過去5年の 発生件数の 平均と同水 準以下 (2件)	発生件数の	発生件数の 平均と同水	過去5年の 発生件数の 平均と同水 準以下		0
			2件 (年次集計)	2件 (年次集計)	0件 (年次集計)	3件 (年次集計)	2件 (年次集計)			
測定指標		指標の選定理由	業施設の数	なを低減し、1		は衛生管理を	を行うよう、近	適切な措置を	り、基準に違 :講じる必要z :設定する。	
	指標4	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	 禁停止命令は、突発的事情により起こるものであることかが困難であることを考慮し、過去5年の施設数の平均以下を 衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.estat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000(参考)平成27年度実績:754件、平成28年度実績:774件 				を目標値とす	-る。	立てるこ	
	□ □ 許可を要する食品関係営業				度ごとの目標					
	施設の禁停止命令を受けた 施設数	基準値		• 1	度ごとの実績			· 目標値	主要な指標	達成
	(アウトカム)	_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
		_	施設数の平		過去5年の 施設数の平 均(787件) 以下		施設数の平		0	(O)
			711件	857件	618件	350件	集計中 (R5年1月 頃公表予 定)			
				実統	績値					
	【会去】比描言		1						1 / I	
	【参考】指標5 食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」 (厚生労働省ホームページ:		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			/

達成目標3につい	て 検疫所における水	際対策等の推進								
	:	指標の選定理由							、統計学的に 査を実施する	
	指標6 輸入食品モニタリング検査 達成率 (アウトプット)	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	頼度で違反いることから ・ 令和4年 https://ww ・ 令和2年 https://ww	を検出する た、目標値を 度 輸入食 w.mhlw.go.jp 度 輸入食 w.mhlw.go.jp	ことが可能と 達成率(計画 品監視指導	:なる件数を 画件数に対す 計画 unitsuite/bu 結果 ge_27161.htm	検疫所に割 する実施件数 nya/000020 ml	り当てて検3 女の割合)10	· - •	こ一定の信 こととして
				年度ごとの目標値					 主要な指標	達成
				年	度ごとの実績	責値	ı	目標値	工女は旧保	建 成
		_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
		_	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0	0
			102%	101%	101%	102%	101%			
測定指標	指標7 輸入食品の規格基準等の 違反件数 (アウトカム)	指標の選定理由	行・関出・法指・可保 は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	る。 と において 調査を は まいて 画原 は 大本 は で は で は で は を は な に な を は な に な に な を は な に な に な に な に な に な に な に な に な に な	は、違反食的に実施する。 食品の究明、 では、食品の全性 でいる はいままる はいい はいままる はいままる またい といま にまれる しょく はいまたい しょう はいまたい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま	品の輸入をるともに、 再発防止を要性を要素を 生の確当する。 重的に輸入の要素を 動し輸入の要素を のでは、 のでは	未然に防止 検査命令がる 要請している 38条に基づ いよ等の輸力 は品等の輸力 するモニタリ 都度検査を認	するために、実施されている。 く食いる。 くまいる。 といる	おける三段階、動力の等には、動るのの等には、動力のを表に、は、対力を表には、基には、基には、基には、基には、基には、基には、基には、基には、基には、基	品衛生に ついて、輸 食品衛生 では輸入 の違反の り安全を確
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	標値を立て ・ 令和4年 https://ww ・ 令和2年 https://ww	ることが困糞 度 輸入食 w.mhlw.go.jp 度 輸入食 w.mhlw.go.jp	推であること 品監視指導	を考慮し、過 計画 unitsuite/bu 結果 ge_27161.htu	法5年の件 nya/000020 ml	数の平均以	ることから、言 下を目標値。 .html	
		基準値			度ごとの目標			· 目標値	主要な指標	達成
			W Chooke the		度ごとの実約 	I	△和○左曹		工文の口は	2170
		_	温まらなの	温まらなる	温まらなる	温まらたの	令和3年度 過去5年の 件数の平均 以下 (766件)	毎年度 過去5年の 施設数の平 均以下		Δ
			821	780	763	691	809			

達成目標4につい	な 食品安全に関する	リスクコミュニケーション	ノの実施等							
			食育基本 るため」に、 成している。	食育推進会	に基づき、「食 ⋮議(総理(会	き育の推進に :長)、関係閣	ニ関する施策 閉僚、民間有	の総合的か 識者で構成	いつ計画的な ()で食育基ス	推進を図 体計画を作
		指標の選定理由	的な取組方 当該計画第	針「食品の 2. 2(15)に	計画(令和3 安全性の確(こおいて定め 合」を80%以	保等における られている	る食育の役割 目標値(「食 ₁	削」は施策内 品の安全性	容に資する に関する基礎	ことから、
	指標8			:育推進基本 w.maff.go.jp/	計画 /j/press/syd	ouan/hyoji/a	nttach/pdf/2	210331_35-6	3.pdf	
	食品の安全性に関する基礎 的な知識を持っている国民の 割合				「る基礎的な 2%、平成28年			の割合		
測定指標	(アウトカム)									
		基準値			まごとの目標			目標値	主要な指標	達成
			亚宁00左连	Γ	度ごとの実績 		人和0左 英	人和6左 英		
		_	平成29年度		令和元年度		令和3年度	令和3年度		
			80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	0	Δ
			72.4%	77.0%	79.4%	75.2%	77.4%			
	【参考】指標9			実績	漬値					
	食品の安全に関する意見交		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	換会への参加者数 出典:医薬・生活衛生局生活衛 生・食品安全企画課		4,266	5,186	3,330	8,793	3,432			

第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の3点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

【達成目標1の指標2について】

- ① 食品添加物の新規指定や規格基準の改正に関する指標である指標2について、1年以内に指定手続を完了したというアウトカム指標を設定しているため、食品安全委員会からのリスク評価の受け取り時期によって、令和3年度のように「該当なし」という状況になった。そこで、指定手続が滞りなく進んでいるのかを示すためにも、指定手続完了以外の参考指標を設定してはどうか。あるいは、補足の現状説明のようなものがあればよいのではないか。
- ⇒ 現在の指標に関する補足情報として、年度ごとの実績値欄に具体的な件数(分母及び分子)の追記を行った。また、総合判定欄に、令和3年10月5日以降から現在までに受領した食品健康影響評価の結果通知の数等を追記した。

学識経験を有する者の 知見の活用

【達成目標2の指標の追加について】

- ② 令和3年6月1日から完全施行されたHACCPの義務化は大きな動きであったが、次年度以降何らかの指標を設定してはどうか。
- ⇒ HACCPに沿った衛生管理の義務化の政策効果については、既存の測定指標(大規模食中毒の発生件数及び禁停止命令を受けた施設数)を用いて義務化前後の変化を見ているところであるが、今後の状況も踏まえつつ、より直接的に測定できる指標がないか検討を進めていく。

【達成目標4の指標8について】

- ③ 指標8(食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合)については、毎年度、目標値である80%に若干届いていないが、年代別に見ると、若年層の割合が低いとのことだが、今後、どこにターゲットにおいて重点的に対策をすべきか分析すべきである。
- ⇒ 指標8については、例年、20代及び30代の若い世代(令和3年度では、72.5%(70代以上は80.7%))や男性(令和3年度では、69.1%(女性は 84.1%))で低い傾向があり、このような傾向が、全体で80%に到達していない主要因となっていると考えられる。そのため、特に若い世代や男性を重 点的なターゲットとする対策を講じていきたい。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
		(判定結果) B【達成に向けて進展あり】
		・ 指標1については、第28回政策評価に関する有識者会議(令和3年3月24日)での指摘を受けて、令和3年度に新たな目標へと見直しを行ったが、同年度は目標値に対する実績値(58%)の割合が97%であることから、概ね達成できたと判断した。
		・ 指標2については、通常厚生労働省における指定等の手続き等には1年弱の時間がかかるが、最後に指定等が実施された令和3年1月15日以降、食品安全委員会からの食品健康影響評価の新たな結果通知は令和3年10月5日であり、令和3年度中には食品添加物の指定・規格基準改正がなかったため算出されていない。令和3年10月5日から現在までに(令和4年8月末日)食品安全委員会から5品目について食品健康影響評価の結果通知を受け取り、それぞれ規格基準の検討、薬事・食品衛生審議会における審議、省令、告示改正といった手続を着実に進めている。これを踏まえると、指標に対する実績値は算出されないものの、施策は問題なく実施されていると判断できる。
	総合判定	・ 指標3については、大規模食中毒の発生件数が過去5年の発生件数の平均と同水準以下で推移しており、目標を 達成していると判断した。
		・ 指標4については、令和3年度の実績を集計中であるものの、令和2年度までの実績や改正食品衛生法の完全施行が令和3年6月1日に行われたこと(※1)を踏まえると、食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数は、令和3年度も令和2年度と同程度又はそれを下回ると考えられるため、目標を達成していると見なせると判断した。 ※1 令和2年6月1日にHACCPに沿った衛生管理の制度化が施行されている。
		 ・ 指標6については、毎年度目標を達成しており、目標を達成していると判断した。
		・ 指標7については、令和3年度の違反件数は過去5年の違反件数の平均値を超過しているが、単年度の違反件数は突発的な増減が起こりうるものであり、また、全体の届出件数に対する違反率(0.03%)は例年と同水準であることから、概ね目標を達成していると判断した。
		・ 指標8については、令和3年度の目標値は80%以上であるところ、実績値は77.4%(達成度は96.8%で、80%以上 100未満)であるため、概ね目標を達成していると判断した。
評価結果と 今後の方向性		・ 以上より、主要な指標である指標2が判定不能となったが、その他の全ての測定指標の達成状況が「〇」又は「△」であることから、目標達成度合いは③(相当程度進展あり)、判定結果はB(達成に向けて進展あり)と判断した。
		(有効性の評価)
		【達成目標1:残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】
		・ 指標1については、令和2年度までは、毎年度、着実に見直し品目数を増やしていくとの考えから、過去5年の品目数の平均を指標としていたが、令和3年度は、食品安全委員会による評価結果数の変動等による毎年度の状況を踏まえた指標を設定するとの考えに変更し、前年度に食品安全委員会から評価結果の通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を見直した品目の割合を指標としている。
		・ 令和3年度実績値が目標値に若干届かなかったのは、コロナ対応により全省的に業務過多となる中で、数日の差で1年以内を満たせなかった品目が生じたことが要因であると考える。
	施策の分析	
	(有効性の評価)	【達成目標2:HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】
		・ 指標3については、令和3年度も大規模食中毒の発生件数を2件のみに抑えることができた。
		・ HACCPに沿った衛生管理の完全施行されたことも理由の一つとして考えられる一方で、食中毒件数そのものが減少しており、その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響(手洗いの徹底といった個人衛生意識の高まり、飲食店の営業時間規制等)も考えられることから、引き続き、改正食品衛生法に沿った監視指導を継続していく必要がある。
		・ 指標4については、令和3年度実績値は集計中であるものの、都道府県等において監視指導を効果的・効率的に 実施することにより、食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数は令和元年度及び令和2年度はそれぞれ前年 度と比べ、減少している。
		・ この要因の一つとしては、HACCPに沿った衛生管理の義務化に向けた食品等事業者の取組が挙げられるが、新型コロナウイルス感染症の影響(飲食店の営業時間規制等)も受けていると考えられるため、引き続き、改正食品衛生法に沿った監視指導を継続していく必要がある。

【達成目標3:検疫所における水際対策等の推進】 輸入食品の安全性の確保は、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、 ③国内流通段階の3段階で対策を実施している。 ・ 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査(※ |2)を実施するとともに、食品衛生法の違反が確認された輸入食品等については、必要に応じて検査率を引き上げて 検査し、さらに食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検 |査命令を実施している。 ※2 モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可 能な検査件数を基本として設定している。 ・ 指標6については、平成29年度から令和3年度まで毎年度、モニタリング検査の達成率(実施件数/計画件数× 100)は100%以上を維持している。 施策の分析 ・ 指標7については、令和3年度の輸入届出件数は約246万件(令和2年度:約235万件)であり、届出に対して (有効性の評価) 204,240 件(令和2年度:200,876件)の検査を実施し、このうち809件(延べ857件)(令和2年度:691 件(延べ729件)) |を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。 令和3年度の違反率は届出件数の0.03%(令和2年度:0.03%)であり、低い水準が維持されている。 ・ 違反の可能性の高い輸入食品等については、輸出国政府に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要 請するとともに、二国間協議や現地調査を通じた輸出国における衛生対策の推進とともに、輸入者に対する指導等を |行っており、これらの取組が有効に機能していると考える。 【達成目標4:食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】 ・ 指標8については、令和3年度実績値は77.4%となり、目標値である80%に僅かに届かなかった。 ・ 平成29年度以降令和3年度まで同様の傾向が続いているが、要因としては、特に若い世代へのアプローチが十分 でない可能性が考えられる。 (効率性の評価) 【達成目標1:残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】 ・ 指標1については、一日摂取量調査に関して、単位あたりコストは年度ごとに0.1~0.2百万円で推移しているところ であり、引き続き、可能な限り効率的な実施に取り組んでいく。 指標2については、事前相談の対応の実施により必要な調整をした上で進めており、調整にかかる負担を可能な限 評価結果と り小さくすることで、効率的に取組を進めている。 今後の方向性 【達成目標2:HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】 ・ 指標3については、食品保健総合情報処理システムの活用により、情報伝達の効率化を行い、個々の食中毒事件 施策の分析 |について速やかに自治体に共有し、食中毒の早期発見、大規模化防止に努めている。 (効率性の評価) ・ 指標4については、国が定める指針等に基づき、都道府県等が地域の実情を踏まえて毎年度策定する監視指導計 画や食品衛生監視員の指導内容の平準化等により、効果的・効率的に監視指導を実施している。 【達成目標3:検疫所における水際対策等の推進】 ・ 指標6、指標7については、輸入食品監視指導計画において、輸入実績や違反状況等を踏まえた計画を策定する ことで、効率的に取組を進めている。 【達成目標4:食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】 ・ 指標8については、食品に関するリスクコミュニケーションを担当している消費者庁、農林水産省、食品安全委員会 等の関係府省庁と共催で意見交換会を開催することで、効率的に取組を進めている。 (現状分析) 【達成目標1:残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】 ・ 指標1については、第28回政策評価に関する有識者会議(令和3年3月24日)において、農薬等の残留基準値見直 しの実態に合った目標に見直すようにとの指摘を受けて、令和3年度に目標の見直しを行ったところであり、今後も、 食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について適切に残留基準の見直しを行っていく。 施策の分析 ・ 指標2については、添加物としての新規の指定に関する要請が食品関連事業者等から多く寄せられているところで あり、引き続き、標準的事務処理期間内に指定等の手続を実施していく必要がある。 (現状分析) 【達成目標2:HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】 ・ 指標3については、ここ数年発生件数に大きな差はないものの、高齢化による食中毒リスク増加の懸念等もあり、 食品の安全性の更なる向上が求められている。 指標4については、ここ数年微減傾向にあるが、今後も引き続き、HACCPに沿った衛生管理の定着に取り組むこと 等により、営業禁停止の件数減少に向けた施策を進めていくことが必要である。

		【達成目標3:検疫所における水際対策等の推進】
		・ 指標6、指標7について、輸入食品の届出件数は、COVID19の影響により一時的な減少が見られるものの、経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、適切な監視指導を行うための体制の整備が必要である。
		・ そのため、引き続き、「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施するとともに、検査結果等に応じて検査の強化を行う。
	施策の分析 (現状分析)	・ また、食品衛生法違反を未然に防止するため、輸入者に対し、輸入食品等の安全性確保に努めるよう指導を行うほか、輸入前指導を一層推進し、自主的な衛生管理の推進を図る。
		【達成目標4:食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】
		・ 指標8については、具体的な取組としては、食品中の放射性物質、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成等を行っている。
		・ 毎年度実績値が目標値に若干届いていない状況を改善するため、引き続き、食品の安全性について正しい知識の 普及につながるようなリスクコミュニケーションの取組を強化していくことが必要である。
		(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1:残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】
評価結果と 今後の方向性		指標1については、今後も、制度導入時に新たに残留基準を設定した農薬等の残留基準見直しを着実に進めていくため、当該目標を維持し、取組を進めていく。
		・ 指標2については、令和4年度以降に添加物として指定等がなされる予定の品目について着実に手続を進めているところであり、引き続き、当該目標を維持し、年度ごとの目標達成を目指していく。
		【達成目標2:HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】
	次期目標等への	・ 指標3については、ここ数年は発生件数に大きな差はないものの、高齢化による食中毒リスク増加の懸念等もあり、食品の安全性の更なる向上が求められていることから、当該目標を維持し、着実に取組を進めていく。
	反映の方向性	指標4については、目標年度における目標値の達成に向け、令和3年6月1日に完全施行されたHACCPに沿った 衛生管理の定着に向けた取組を実施していく。
		【達成目標3:検疫所における水際対策等の推進】
		・ 指標6、指標7については、輸入食品の増加傾向は続いていると考えられ、引き続き、適切な監視指導を行うための体制の整備が必要であることから、毎年度の計画で定める目標を達成し、着実に取組を進めていく。
		【達成目標4:食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】
		・ 指標8については、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間を期間とする第4次食育推進基本計画では、令和7年度までに80%以上とすることを目標値としていることから、目標を達成できるよう、分析及び対策を講じていく。
	│衛生行政報告例:https://ww	务処理期間:https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000127005.pdf ww.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450027&tstat=000001031469 指標8関係) URL:https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf

	14/1/19 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2
	衛生行政報告例:https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450027&tstat=000001031469
全 型	第4次食育推進基本計画(指標8関係) URL:https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35−6.pdf
参考·関連資料等	食育に関する意識調査報告書(指標8関係) URL:https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki/r04/pdf_index.html
	【関連事業の行政事業レビューシート】
	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 URL: https://www.mhlw.go.jp/jigvo.shiwake/gyousei.review.sheet/2021/2020 2-1-1.ht

医薬・生活衛生 担当部局名 生活衛生 企画課	活衛生局 E・食品安全 作成責任者名	生活衛生・食品安全企 画課長 成松 英範	政策評価実施時期	令和4年8月
------------------------------	-----------------------	----------------------	----------	--------

安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること(施策目標Ⅱ−2−1) 基本目標 Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標名 施策大目標2:安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること 〇 水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、人口減少に伴う料金収入の減少による計画的な更 新のための備えの不足、水道事業等を担う人材不足など、水道を取り巻く環境の変化に対応すべく、平成25年3月に新水道ビジョンを策定し、「安 全」「強靱」「持続」を目指す方向性と位置付け、各種施策の推進を図っている。 【1. 安全な水道の確保】 ○ 安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて逐次水質基準等の見直しを行っている。また、 |水道事業者等における水安全計画(※1)の策定や、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の対策指針等に基づいた対策の徹底を促進する とともに、貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組みを促進している。 ※1 WHO(世界保健機関)では、食品製造分野で確立されているHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を導入し、水源か ら給水栓に至る各段階で危害評価と危機管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」(Water Safety Plan:WSP)を提唱している。 ○ 水道水質検査の信頼性を確保するための取組として、水道事業者等や水道事業者等の委託を受けて水質検査を行う登録水質検査機関等に対 | して、水質検査の外部精度管理調査等を実施している。 【2. 危機管理への取組み】 ○ 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震の発生確率が高まっている状況等を踏まえ、これら |災害により給水停止のおそれが強く、かつ重要度の高い浄水場(※2)等に対し、令和7年度までに以下の対策を実施することとした。 ※2 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設で、2.000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場 自家発電設備の設置等の停電対策 土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策 防水扉の設置等の浸水対策 ・ 浄水場(供給能力ベース)、配水場(有効容量ベース)の耐震化 ・ 基幹管路の耐震化のペースの加速 【3. 水道法改正による制度的対応】 ○ 上記の課題に対応し水道の基盤強化を図るため、以下を主な内容とする「水道法の一部を改正する法律」(平成30年法律第92号。以下「改正水 施策の概要 道法」という。)が令和元年10月1日に施行された。 ① 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 (1) 給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に対応 するため、国は基本方針を定める(水道の基盤を強化するための基本的な方針)。 (2) 水道事業は主に市町村が運営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、経営面でのスケールメリットを創出することがで きる広域連携を推進するため、都道府県がその推進役としての責務を課し、そのために以下2点を措置。 ・ 関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、国が定める基本方針に基づき、水道基盤強化計画を定めることができる ・ 水道事業者等の間の広域的な連携推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置すること ができる ② 水道事業者等における適切な資産管理の推進 (1) 水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕の義務 ⇒ 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため (2)水道を適切に管理するための台帳の整備を行うことの義務(令和4年9月30日までは適用しない) ⇒ 災害時の迅速な復旧作業のためには、水道施設データの整備が必要。また、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来し ており、長期的視野に立った計画的な施設更新(耐震化を含む。)が必要であるため。 (3) 長期的視点から水道施設の計画的更新、水道施設の更新に関する費用を含む収支見通しを作成・公表の努力義務 ⇒ 人口減少に伴う料金収入減少により水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者等が 多いため。 ③ 官民連携の推進 (1) 多様な官民連携の選択肢の提示 ⇒ 従前よりコンセッション方式を導入可能だが、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受ける必要が あった。これを地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ(※3)、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。 ※3 水道事業の認可はあくまで地方公共団体が受けることとし、水道事業の最終責任は地方公共団体が担うことを堅持 全国的に水道の整備が進み(※4)、国民のほとんどが安全な水を安定して利用できる状況が達成されているが、依然として水源汚染 リスク等が存在しており、リスクに対応した安全な水供給の確保が課題となっている。 ※4 令和元年度の水道普及率は98.1%である。 また、安全な水供給の確保のためには、水道事業者によるリスクの把握と統合的アプローチによる水質管理が必要であるが、全水道 事業者における水安全計画の策定率は増加傾向にはあるものの、43%(令和2年度)にとどまっている。 ・ 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇しており(※5)、水道施設の老朽化の進行が課題となっている。また、水道管路の耐震 適合率は4割程度にとどまり(※6)、大規模災害時には断水が長期化するリスクを抱えており、耐震化の遅れが課題となっている。 2 ※5 令和元年度で19.1% ※6 令和元年度末時点における基幹的な水道管の耐震適合率は全国平均で40.9%である。 施策実現のための 背景•課題 水道事業は主に市町村単位で経営されており、小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理(※7)や危機管理対応に支障 が生じている。人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できない、団塊の世代の退職により職員数の減少 |のみならず、これまで培ってきた技術・ノウハウが喪失するおそれもある。このような環境の中で多くの水道事業者が小規模で経営基盤 が脆弱であり、持続可能な事業運営が課題となっている。 ※7 令和元年度のアセットマネジメント(資産管理)を実施している事業者は83.9%、結果を公表している事業者は26.1% 3 ・ また、約2分の1の上水道事業者において給水原価が供給単価を上回っており、計画的な施設更新のために必要な資金を十分確保 できていない事業者も多い。計画的な施設更新のための備えが不足していることが課題となっている。 改正水道法の施行を踏まえ、広域連携や官民連携を推進するとともに、その前提として、水道事業者等のアセットマネジメントについ て、実施率の引き上げ、精度の高い実施方法への移行、結果の公表率の引き上げを図る必要がある。

		達成目	標/課題との対応関係			達成目標の設定理由					
	目標1				安全な水供給のために	は、水道事業者によるリ	スクの把握と統合的ア				
	(課題1)	·水の安全性の確保			プローチによる水質管理						
各課題に対応した 達成目標	目標2				地震等の自然災害時や						
连灰口惊	(課題2)	災害に強い水道の 	確保		給水を確保できるよう、水道事業者等には基幹的な水道施設の 化や迅速な復旧体制が求められているため。						
	目標3	水道事業の持続性	の確保		人口減少社会を迎え経 水の安定供給を維持で						
	(課題3)		0 74年		ため。	このよう、小垣事未の奉〕	金田にからいり入りの る				
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		当初予算(a)	30,105,532	55,694,424	50,311,953	30,164,896	27,162,849				
	予算の 状況	補正予算(b)	35,549,000	28,744,000	38,174,000	39,469,000	_				
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	36,352,067	40,567,940	65,678,366	78,942,069					
		合計(a+b+c)	102,006,599	125,006,364	154,164,319	148,575,965					
	執行	f額(千円、d)	54,455,612	48,287,453	50,484,558	49,860,434					
	執行率(%、d/(a+b+c))	53.4%	38.6%	32.7%	33.6%					
		施政方針演説等	等の名称 アスティ	年月日	関	係部分(概要・記載箇所)				
								・ 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な材 を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施 等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進いる地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体 いて今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。			
施策に関係する内閣の重 要政策 (施政方針演説等のうち 主なもの)	政策 寅説等のうち		令和3年12月23日	・ 各都道府県におけるに向けた取組状況を把持用化、システム共同化今後の広域化に係る推送めとした官民連携手法に、本プランに基づく取締の取組を推進。	屋・公表し、事業統合や約 と等のデジタル化を含め 進方針等を定め、必要に なの活用を盛り込んだプラ	経営の一体化、施設の たシミュレーション及び 応じてPPP/PFIをは ラン策定を促すととも					
					・ 官民連携活用の好事果を公表するほか、料金理(水道事業者等におけ システム・スマートメータ 導入や広域化・連携を促	ける水道施設台帳の電子 :一等のCPS/IoTの活用)	ル技術を活用した管 化や、水道情報活用				
	国土強靱化年次計画2021			令和3年6月17日	・ 水道事業者等における耐震化計画の策定と水道施設の耐震化推進する。						

達成目標1につ	いて 水の安全性の確保									
		指標の選定理由	信頼性の高	い水道を次	世代に継承	していくため	こは、すべ	ての水道事	者のニーズに 業者等が自 ことが重要で	らの事業の
	- - - - 指標1	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	水道事業ビ http://www .html			nitsuite/bun	ya/topics/b	ukyoku/ken	kou/suido/to	opics/chiik
		基準値	年度ごとの目標値						主要な指標	達成
	地域水道ビジョンの策定状況	本 年他		年月	度ごとの実績	責値		目標値	工女は旧保	连队
	(アウトプット)	平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		77.5%	_	100%	100%	100%	100%	100%		
			71.4%	77.5%	80.7%	83.2%	集計中 (R5年3月 目途公表予 定)			(Δ)
		指標の選定理由							に基づく水道 と考えている	
	指標2 水質基準適合率	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠								より困難る
測定指標	(アウトカム)			:100%、平月	成28年度 : 10 —————					
	── ────(「水道統計」(公益社団法人	年度ごとの目標値 水道統計」(公益社団法人 基準値 年度ごとの実績値 年度ごとの実績値 年度ごとの実						目標値	主要な指標	達成
	日本水道協会)の数値をもと	 平成16年度	平成29年度		令和元年度	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和3年度	毎年度		
	に集計)	99.9%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	1	
			100%	100%	100%	集計中 (R4年12月	集計中 (R5年12月 目途公表予 定)		0	(O)
		指標の選定理由							は、水道事業要であるため	
	指標3	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠			の目標として %、平成28年		定した。			
		基準値		年月	度ごとの目標	票値		目標値	主要な指標	達成
	水安全計画策定率	至牛胆		- 1	度ごとの実績			口信吧	工女は旧伝	建 以
	(アウトカム)	平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
		11%	50%	50%	50%	50%	50%	50%		
			31.0%	36.0%	40.5%	42.9%	集計中 (R4年12月 目途公表予 定)			(Δ)

達成目標2につい) 災害に強い水道の	確保								
	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解 指標の選定理由 信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべて 現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」							ての水道事	業者等が自身	の事業の
	指標4	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	水道事業ビ http://www .html			nitsuite/bun	ya/topics/b	ukyoku/ken	kou/suido/to	pics/chiiki
	地域水道ビジョンの策定状況	基準値		- "	度ごとの目標 度ごとの実績	• ••		目標値	主要な指標	達成
	(アウトプット)	平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		77.5%	_	100%	100%	100%	100%	100%		
			71.4%	77.5%	80.7%	83.2%	集計中 (R5年3月 目途公表予 定)			(Δ)
】		指標の選定理由			は、全ての		等において、	水道施設0	の耐震化の状	況を端的
	指標5 基幹管路の耐震適合率	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	本指標については、国土強靱化年次計画2021のKPIとして設定し、令和10年度値としている。 (参考)基幹管路の耐震適合率 平成27年度:37.2%、平成28年度:38.7%]10年度に60	%を目標	
	(アウトカム)	基準値		- "	まごとの目標			目標値	主要な指標	達成
		亚弗纳东南	亚世20年度		宴ごとの実 績		今和2 年度	△和10年度		
	(「水道統計」(公益社団法人) 日本水道協会)の数値をもと に集計)	平成24年度 34%	千成29千及 41.8%	43.4%	令和元年度 45.1%	46.7%	18.4%	60%		
			39.3%	40.3%	40.9%	40.7%	集計中 (R5年2月 目途公表予 定)		0	(Δ)

	いて 水道事業の持続性	の確保								
		指標の選定理由	信頼性の高	い水道を次	世代に継承	していくため	には、すべ	ての水道事	者のニーズに 業者等が自身 ことが重要で	らの事業の
	指標6	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠		ジョン策定∜ /.mhlw.go.jp/		nitsuite/bun	ya/topics/b	ukyoku/kenl	kou/suido/to	opics/chiiki
	 地域水道ビジョンの策定状況	基準値			度ごとの目標			目標値	主要な指標	達成
	 (アウトプット)	平成30年度	平成29年度	1	度ごとの実績 令和元年度		令和3年度	令和3年度		
		77.5%	-	100%	100%	100%	100%	100%		
			71.4%	77.5%	80.7%	83.2%	集計中 (R5年3月 目途公表予 定)		0	(Δ)
		指標の選定理由	間の広域化	:等の連携か の構築が求	実現し、へ	き地や島しょ	地域の水道	を含め経営	業者を中核 的、技術的に 可村数を測定	こ持続可能
	指標7 広域連携に取り組むこととした市町村数	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	新経済・財産と同じ指標を			のKPIは、別	施策の達成4	犬況を表すも	のになっても	おり、同KP
	(アウトプット)	年度ごとの目標値 年度ごとの目標値 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							主要な指標	達成
	│ │【新経済·財政再生計画 改	-	平成29年度		令和元年度		令和3年度	令和4年度		
	革工程表のKPI】	-	1	_	_	597団体	623団体	650団体		
測定指標			324団体	545団体	571団体	647団体	集計中 (R4年11月 目途公表予 定)			(O)
	指標8 システム共同化を含む デジタル化の推進	指標の選定理由	・ 選・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	有力な方策 、平成30年 水道 半原具体の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	でのスケーの の一つで成立 12月強 省級 動取化を 対的収 域とこ も も とこ も も も も も も も は る と も も は る と も は る と も も も も も も も も も も も も も も も も も も	る。 した改正水流図るための水 く道基盤強化容等を定める ラン策になる。	道法において く道基盤強化 と計画の策気 る「水道広域 -ュアル」(平 テム機器の	には、都道府 と計画を策定 Eを見据え、 化推進プラ: 成31年3月2	ら、水道の基 県は、広域では、広域では、広とと 推送 ないの和4年 9日) ストリンスによっている	重携の推 れている。 進方針やで 手度都道 全 とに独立
	に関する事項を盛り込んだ 水道広域化推進プランを 策定した都道府県数 (アウトカム)		• 水道事業	こ管理する元 美の運営基盤	テータの項目 盤の強化を図	、形式が異なるためには	なるため、デ 、広域化とと	:もに効率化	困難になって を図ることも 測定指標とし	ている。 求められ
	水道広域化推進プランを 策定した都道府県数	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 水道事業 ていることだ た。	に管理する元 学の運営基盤から、システム 財政再生計 に標を測定指	データの項目 盤の強化を図 ム強化を含む 画 改革工程 標として設定	、形式が異だるためには でデジタル化 は表のKPIは を	なるため、デ 、広域化とと の推進に関	:もに効率化 する事項を	困難になって を図ることも	ている。 求められ して選定し
	水道広域化推進プランを 策定した都道府県数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改		水道事業 ていることが た。新経済・	に管理する元 学の運営基盤から、システム 財政再生計 標を測定指	テータの項目 の強化を図 ム強化を含む 画 改革工程	、形式が異だるためには いデジタル化 ま 表のKPIは 記 電	なるため、デ 、広域化とと の推進に関	さもに効率化計する事項を対ける事項を対け、	困難になって を図ることも 測定指標とし	ている。 求められ して選定し
	水道広域化推進プランを 策定した都道府県数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改	度)の設定の根拠	水道事業 ていることが た。新経済・ KPIと同じ指	に管理する元 の運営基盤から、システー 財政再生計 標を測定指 年月	アータの項目 との強化を含む 画でいる。 でい。 でいる。	、形式が異だるためには いデジタル化 を表のKPIは 定 値 f値 令和2年度	なるため、デ、広域化ととの推進に関い、施策の達成の	さもに効率化 する事項を 或状況を表す 目標値 令和4年度	困難になってを図ることも測定指標としまします	式いる。 求められ て選定し ており、同
	水道広域化推進プランを 策定した都道府県数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改	度)の設定の根拠 基準値	水道事業 ていることが た。新経済・ KPIと同じ指	に管理する元 の運営基盤から、システー 財政再生計 標を測定指 年月	データの項目 の強化を含む 本強化を含む 画 改革工程 でとの目標 変ごとの実	、形式が異なるためにはいずジタル化 記ずジタル化 表のKPIは 定 に で で で で で で が の に は い で が り の に し で う で う の に し し し し し し し し し し し し し し し し し し	なるため、デ、広域化ととの推進に関い、施策の達成の	さもに効率化計する事項を対ける事項を対け、対状況を表す	困難になってを図ることも測定指標としまします	式いる。 求められ て選定し ており、同

	指標9 水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由 目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	・とい迅・とい迅・業付・務よ当れがつほなのの効道シ水シたた効果情ス道スめ、計るが率の・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という・という<	理的条件の が 、CPS LoT に い で で で で で で で で で で で で で	持厳届っ こどま ムデなたて 管理地所の よッれ はーデ台選 理地所の 先テ水 水をタデモ エ エ エ を はに を は が は が を を を を を を を を を を を を を を を	語理には多く ・ 効率的な ・ 動検が ・ 動機がるのながるでいるである。 ・ では、 ・ では、	離島や山間・ のようでは、 のは、 のになって、 は、 のになって、 は、 のになって、 は、 のになって、 は、 のになって、 は、 のになって、 は、 のになって、 は、 のになって、 は、 のになって、 は、 のになって、 は、 のになって、 は、 のになって、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	用を要して 悪急 といる。 精ームと もいる。 やって考えると はない。 事に、ると			
	単工性表のKPI】	基準値		年月	度ごとの目標	標値		目標値	主要な指標	達成	
	測定指標 指標10 地方公共団体における 今後の経営のあり方の検討 (運営権制度に加え、広域化 や多様な民活手法の活用を 含む) を促した件数	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度			
2011 - L. 100		-	_	_	89%	90%	92%	100%			
測定指標			84.4%	86.6%	89.2%	90.5%	集計中 (R5年3月 目途公表予 定)			(O)	
		指標の選定理由	広域連携あり、地域のPPP/PF営のあり方	見及び官民選の実情に応し アクションフの検討(運営	シた適切な形 プラン(令和2 営権制度にか	組みは、水態で実施さ 年度改訂版 でで実施さ	れることが重 ()において、 、や多様な民	重要。 「地方公共[活手法の活	るための重 団体において 用を含む)カ 川定指標とし	で で で で で で る で る で る で る で る り で り で り	
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	新経済・財産と同じ指標を			のKPIは、カ	施策の達成物	犬況を表すも	らのになって	おり、同KPI	
	(アウトカム)	基準値		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	变ごとの目標			日標値	主要な指標	達成	
	【新経済・財政再生計画 改 革工程表のKPI】	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			平)	度ごとの実績	·				
	■ 「本本語」の以内生計画 以 ■ 単工程表のKPI】	_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度			
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度 -	令和2年度 15件	令和3年度 30件	令和3年度 30件		©	

第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の2点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような検討・確認を行った。

-【長期的なアウトカムに至るまでの短期・中期アウトカム又はアウトプットの設定(指標5)について】

① 老朽化している水道管の耐震化が遅れていることは極めて大きな問題である。そのため、指標5の基幹管路の耐震適合率を上げるという長期的なアウトカムを達成するために必要となる要素(取組)を中間指標(短期・中期のアウトカム、アウトプット)として設定してはどうか。

学識経験を有する者の 知見の活用

⇒ 指標5の基幹管路の耐震適合率については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、令和7年の達成目標を54%としており、これを中間目標として、引き続き、基幹管路の耐震化を推進していく。

【その他】

- ② 水道料金について、所得によって、傾斜配分の料金になっているのか。ライフラインであるため、整備は必須であると考える。
- ⇒ 水道事業は地方公営企業として、主に市町村ごとに独立採算で経営されており、水道料金については、各市町村等の水道事業者が、条例に基づき定めることとされている。水道料金の多くは、基本料金と従量料金に区分され、口径別又は用途別等の料金体系となっている。なお、多くの水道事業者において、生活保護世帯や障害者世帯への水道料金減免が行われていると承知している。

		ら令和2年度までの増加傾向(年平均4.1%増)と直近の実績値である令和2年度実績値が83.2%であることを踏まえると、令和3年度実績値は100%には届かない見込みだが、80%以上ではあるため、指標の達成区分としては、「(Δ):概ね達成見込み」と判断した。
		・ 指標2(水質基準適合率)については、令和2年度及び令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度~令和 元年度まで毎年度100%であることから、令和2年度及び令和3年度も特段の事情がない限り、目標値である100%を 達成すると見込まれることから、指標の達成区分としては、「(〇):目標達成見込み」と判断した。
		・ 指標3(水安全計画策定率)については、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの増加傾向(年平均4%増)と直近の実績値である令和2年度実績値が43%であることを踏まえると、令和3年度実績値は50%には届かない見込みだが、既に40%は上回っており、達成率は80%以上となるため、指標の達成区分としては、「(△): 概ね達成見込み」と判断した。
		・ 指標5(基幹管路の耐震適合率)については、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの推移は、微増傾向にとどまり、目標値に対する達成率は平成29年度以降減少傾向にある(※1)。 ※1 平成29年度:94.0%、平成30年度:92.9%、令和元年度:90.7%、令和2年度:87.2%
	総合判定	・ ただし、毎年度達成率は80%を超えており、令和3年度目標値の80%水準である38.7%は平成28年度に既に達成 していることから、指標の達成区分としては、「(△):概ね達成見込み」と判断した。
		・ 指標7(広域連携に取り組むこととした市町村数)については、令和3年度実績値は集計中であるが、令和2年度実績値(647団体)が令和3年度目標値(623団体)を既に上回っていることから、令和3年度の指標の達成区分としては、「(〇):目標達成見込み」と判断した。
評価結果と 今後の方向性		・ 指標8(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数)については、令和3年度実績値は前年度から横ばいにとどまり、達成度は64.7%(<80%)であるため、指標の達成区分としては、「×:未達成」と判断した。
		・ 指標9(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合)については、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの増加傾向(年平均2.0%増)と直近の実績値である令和2年度実績値が90.5%であることを踏まえると、令和3年度実績値は目標値である92%に到達すると見込まれるため、指標の達成区分としては、「(〇):目標達成見込み」と判断した。
	・ 指標10(地方公共団体における今後の経営のあり方の検討を促した件数)については、令和3年度の達成率は 130%であることから、指標の達成区分としては、「◎:目標を大幅に上回る」と判断した。	
		・ 以上より、主要な測定指標以外の一部の測定指標(指標8)の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標(指標2、指標5及び指標6)の達成状況の「〇」が半数未満(指標2のみ)であるため、判定ルールに則り、④(進展が大きく
		ない)、B(達成に向けて進展あり)となる。
		はい、B(達成に向けて進展あり)となる。 (有効性の評価)
		(有効性の評価)
		(有効性の評価) 【達成目標1:水の安全性の確保】 ・ 達成目標1の主要な指標である、指標2(水質基準適合率)は、平成27年度~令和元年度まで毎年度100%を維持
		(有効性の評価) 【達成目標1:水の安全性の確保】 ・達成目標1の主要な指標である、指標2(水質基準適合率)は、平成27年度~令和元年度まで毎年度100%を維持しており、水の安全性は確保されていると考えられる。 ・厚生労働省では、水道水質事故にみられるような水源地への工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統
	施策の分析	(有効性の評価) 【達成目標1:水の安全性の確保】 ・達成目標1の主要な指標である、指標2(水質基準適合率)は、平成27年度~令和元年度まで毎年度100%を維持しており、水の安全性は確保されていると考えられる。 ・厚生労働省では、水道水質事故にみられるような水源地への工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、WHOが提唱している「水安全計画」の策定を推奨している。 ・しかし、指標3(水安全計画策定率)は、目標値である50%に届かない見込みである。水安全計画の策定が進まない理由としては、人手不足、他の検討事項を先行、認知不足、策定手順の複雑さ等が考えられる。 ・ 水道事業者は中小規模の事業者が多くを占める中で、安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、
	施策の分析 (有効性の評価)	(有効性の評価) 【達成目標1:水の安全性の確保】 ・達成目標1の主要な指標である、指標2(水質基準適合率)は、平成27年度~令和元年度まで毎年度100%を維持しており、水の安全性は確保されていると考えられる。 ・厚生労働省では、水道水質事故にみられるような水源地への工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、WHOが提唱している「水安全計画」の策定を推奨している。 ・しかし、指標3(水安全計画策定率)は、目標値である50%に届かない見込みである。水安全計画の策定が進まない理由としては、人手不足、他の検討事項を先行、認知不足、策定手順の複雑さ等が考えられる。 ・水道事業者は中小規模の事業者が多くを占める中で、安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、水源リスクを把握することが必要であるが、リスク把握や水安全計画策定の負担感が大きいために、策定率がやや停滞している状況にある。
		(有効性の評価) 【達成目標1:水の安全性の確保】 ・達成目標1の主要な指標である、指標2(水質基準適合率)は、平成27年度~令和元年度まで毎年度100%を維持しており、水の安全性は確保されていると考えられる。 ・厚生労働省では、水道水質事故にみられるような水源地への工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、WHOが提唱している「水安全計画」の策定を推奨している。 ・しかし、指標3(水安全計画策定率)は、目標値である50%に届かない見込みである。水安全計画の策定が進まない理由としては、人手不足、他の検討事項を先行、認知不足、策定手順の複雑さ等が考えられる。 ・水道事業者は中小規模の事業者が多くを占める中で、安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、水源リスクを把握することが必要であるが、リスク把握や水安全計画策定の負担感が大きいために、策定率がやや停滞している状況にある。 ・指標1(地域水道ビジョンの策定状況)については、達成目標3の主要な指標(指標6)であるため、達成目標3の有
		(有効性の評価) 【達成目標1:水の安全性の確保】 ・達成目標1の主要な指標である、指標2(水質基準適合率)は、平成27年度~令和元年度まで毎年度100%を維持しており、水の安全性は確保されていると考えられる。 ・厚生労働省では、水道水質事故にみられるような水源地への工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、WHOが提唱している「水安全計画」の策定を推奨している。 ・しかし、指標3(水安全計画策定率)は、目標値である50%に届かない見込みである。水安全計画の策定が進まない理由としては、人手不足、他の検討事項を先行、認知不足、策定手順の複雑さ等が考えられる。 ・水道事業者は中小規模の事業者が多くを占める中で、安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、水源リスクを把握することが必要であるが、リスク把握や水安全計画策定の負担感が大きいために、策定率がやや停滞している状況にある。 ・指標1(地域水道ビジョンの策定状況)については、達成目標3の主要な指標(指標6)であるため、達成目標3の有効性の評価部分に記載。
		【達成目標1:水の安全性の確保】 ・達成目標1の主要な指標である、指標2(水質基準適合率)は、平成27年度~令和元年度まで毎年度100%を維持しており、水の安全性は確保されていると考えられる。 ・厚生労働省では、水道水質事故にみられるような水源地への工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、WHOが提唱している「水安全計画」の策定を推奨している。 ・しかし、指標3(水安全計画策定率)は、目標値である50%に届かない見込みである。水安全計画の策定が進まない理由としては、人手不足、他の検討事項を先行、認知不足、策定手順の複雑さ等が考えられる。 ・水道事業者は中小規模の事業者が多くを占める中で、安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、水源リスクを把握することが必要であるが、リスク把握や水安全計画策定の負担感が大きいために、策定率がやや停滞している状況にある。 ・指標1(地域水道ビジョンの策定状況)については、達成目標3の主要な指標(指標6)であるため、達成目標3の有効性の評価部分に記載。 【達成目標2:災害に強い水道の確保】 ・指標5(基幹管路(※2)の耐震適合率)については、令和2年度時点で40.7%(前年度比0.2%減)であり、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。
		【達成目標1:水の安全性の確保】 ・達成目標1の主要な指標である、指標2(水質基準適合率)は、平成27年度~令和元年度まで毎年度100%を維持しており、水の安全性は確保されていると考えられる。 ・厚生労働省では、水道水質事故にみられるような水源地への工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、WHOが提唱している「水安全計画」の策定を推奨している。 ・しかし、指標3(水安全計画策定率)は、目標値である50%に届かない見込みである。水安全計画の策定が進まない理由としては、人手不足、他の検討事項を先行、認知不足、策定手順の複雑さ等が考えられる。 ・水道事業者は中小規模の事業者が多くを占める中で、安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、水源リスクを把握することが必要であるが、リスク把握や水安全計画策定の負担感が大きいために、策定率がやや停滞している状況にある。 ・指標1(地域水道ビジョンの策定状況)については、達成目標3の主要な指標(指標6)であるため、達成目標3の有効性の評価部分に記載。 【達成目標2:災害に強い水道の確保】 ・指標5(基幹管路(※2)の耐震適合率)については、令和2年度時点で40.7%(前年度比0.2%減)であり、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。 ※2 基幹管路とは、導水管、送水管及び配水本管を指す。 ・令和3年度は、広域連携の推進により簡易水道事業が統合されたことなどに伴い、耐震適合性のない管路が増加

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分) ④【進展が大きくない】

(判定理由)

(判定結果) B【達成に向けて進展あり】

・ 指標1、指標4及び指標6(地域水道ビジョンの策定状況)は、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの増加傾向(年平均4.1%増)と直近の実績値である令和2年度実績値が83.2%であることを踏まえ

【達成目標3:水道事業の持続性の確保】

(地域水道ビジョンの策定:指標1、指標4、指標6)

- ・ 水道事業等は、施設の大規模な更新が必要となる中で、安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくために、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任がある。
- ・ そのため、水道事業者等に自らの水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)の作成を奨励している。
- ・ 水道事業ビジョンの策定(改定)にあたっては、厚生労働省で作成した「水道事業ビジョン作成の手引き」を参考にするとともに、同手引きにおいて、課題解決のための基本的な取組として、施設の再構築等を考慮した「アセットマネジメント」の実施、「水安全計画」及び「耐震化計画」の策定を必須事項とし、これらの戦略的アプローチとして、水道事業における体制強化を図ることとしている。
- ・ 水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)が進み、各水道事業者等が自らのビジョンに基づく取組を進めることで、安全な水の供給、災害に強い水道、水道事業の持続性のいずれにも資するものである。
- ・ 水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)の策定割合は上昇傾向にあるものの、直近実績値(令和2年度:83.2%)では 80%台まで達していることから、安全な水の供給、災害に強い水道、水道事業の持続性に寄与していると考えられる。
- ・ ただし、未だビジョンを作成していない水道事業者等も15%程度存在することから、早急にこれらの事業者がビジョンを作成するよう促す必要がある。

(広域連携等)指標7、指標10

・ 人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の水道事業者においては、単独で事業の基盤強化を図り、将来にわたり 持続可能な水道事業を運営することが困難となりつつあるため、職員確保や経営面でのメリット、施設の統廃合・共同 化等につながる広域連携の手法を活用することが有効である。

施策の分析 (有効性の評価)

- ・ そのため、厚生労働省では、各都道府県に対して、令和4年度末までに水道広域化推進プランの策定を要請している。
- ・ こうした中で、広域連携に取り組むこととした市町村数が、直近の令和2年度実績値で令和4年度の目標値(650団体)に対し99%と高い水準となっていることは、水道事業の基盤強化、持続性の確保に資するものである。
- ・ また、広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化(水質検査の共同委託等)、施設の共同化(浄水場の共同設置等)のほか、事務代行や技術支援といった様々な形態があり、指標10の令和3年度実績値で高い割合で、地域の実情に応じた経営のあり方の検討が進んでいることがうかがえ、水道事業の基盤強化、持続性の確保に有効に寄与している。

(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランの策定)指標8

- ・ 水道事業において通常利用されている当該水道事業者等・水道施設別に構築されたものとなっているシステム間のデータ流通性は高くなく、データ利用は各システム内で完結しており、データ利活用も限定的な状況である(ベンダーロックイン)。
- ・ 広域連携の一環としてシステムの共同化を図ることは、効率的な事業運営に資するものであり、策定済みの5団体の他、現在策定中の42団体についてもシステム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域 化推進プランを策定中であり、広域連携の取組に有効に寄与している。

(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合)指標9

- 水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設台帳を整備しておくことは、 水道施設の適切な維持管理・更新を行う上で必要不可欠であるとともに、災害時等の危機管理体制の強化や、水道 事業者等の間での広域連携・官民連携を行うための基礎情報ともなる。
- ・ そのため、水道法では、水道事業者等に対し、水道施設台帳の作成・保管を令和4年10月1日から義務付けることとしている。また、電子化した台帳整備の支援として、ガイドラインを作成するとともに、財政支援制度を設けている。
- ・ 水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合は、実績値が判明している 直近年度の令和2年度で90.5%で、現状の年平均2%増を維持できれば、令和7年度に100%という目標の達成も見 込まれることから、水道施設台帳の整備や電子化に向けた取組が有効に寄与している。

(効率性の評価)

施策の分析 (効率性の評価)

- ・水道施設整備に係る予算について、地方自治体の厳しい財政状況や入札不調等により、必ずしも計画通りに執行できなかった事例があり、執行率が低い水準となっている一方で、予算を翌年度に繰り越して執行する場合も多く、予算額から翌年度への繰越額を除いて執行率を算出した場合、平成30年度~令和3年度でそれぞれ89%、81%、67%、57%となっている。
- ・ 水道施設の災害対策や水道管の耐震化対策等、事業者からのニーズが高い対策を支援するなど、補助対象事業 の拡充を行いつつ、執行率の改善に取り組んでいる。
- ・ 一方で、指標8を除いて、目標を達成又は概ね達成していることから、効率的に各種取組を実施していると考えられる。

評価結果と 今後の方向性

(現状分析)

【達成目標1∶水の安全性の確保】

- 水道に水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)に より、項目とその基準値が定められている。
- ・ 水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきであり、厚生労働省では、水質基準逐次改正検 討会を実施し、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めている。令和3年度は、5項目につい て見直しを行い、令和4年4月1日から新たな水質基準が施行されている。
- その上で、指標2(水質基準の適合率)は、近年100%を維持しており、今後も科学的な知見に基づく水質基準等の 適時適切な見直しと、当該水質基準への適合率100%を堅持していく。
- ・ 水安全計画の策定促進のため、平成27年6月には、比較的容易に水安全計画を策定できるよう、中小規模の水道 事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開している。
- また、令和3年度には、水安全計画策定の支援に資する資料として、新たに策定意義やQ&Aを整理したほか、解 説動画を作成しており、厚生労働省のホームページに掲載している。
- 未策定の水道事業者等が、これらの資料も参考にできるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管 |理の徹底による安全な水の確保に向けた検討を進めていただくよう、求めていく。

【達成目標2:災害に強い水道の確保】

- 基幹管路の耐震適合率(指標5)については、耐震化が進んでいるとは言えない状況であり、基幹管路だけでなく、 浄水施設や配水池についても耐震化を進めていく必要がある。配水池は、単独での改修が比較的行いやすいため、 令和2年度の耐震化適合率は60.8%と基幹管路よりも高い水準となっている。
- ・ 一方で、浄水施設は、処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹 管路や配水池に比べて耐震化が進んでおらず、令和2年度の耐震化適合率は38.0%である。
- また、水道施設の耐震化の状況は事業者間でも大きな差があり、特に、中小水道事業者の耐震化の状況が低く、 水道施設の耐震化を全国的に進めていくためには、中小水道事業者の底上げが必要である。
- ・ 厚生労働省では、水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化対策を推進する上で活用でき るよう「水道の耐震化計画等策定指針」を取りまとめ、水道事業者の耐震化計画の策定支援を行っている。
- また、「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」及び「水道の耐 震化計画策定ツール(簡易ソフト)」、病院等の重要給水施設に至る管路の耐震化にかかる「重要給水施設管路の耐 震化計画策定の手引き」を提供している。
- こうした支援により、水道事業全体の耐震化計画策定率は徐々に伸びているものの、中小水道事業体を中心に耐 震化計画策定率は低い状況にあり、策定率向上に向けた支援を継続する必要がある。

評価結果と

施策の分析 (現状分析)

【達成目標3:水道事業の持続性の確保】

(地域水道ビジョンの策定)指標1、指標4、指標6

・ 水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)を現時点でも策定していない水道事業者等に対して、都道府県を通じて、作 成を促すとともに、既に作成済みの水道事業者等においても、現状との乖離がある場合や「新水道ビジョン」を踏まえ て見直しが必要が必要な場合は、適宜ビジョンの見直しを行い、改定を行うよう周知・要請を行う必要がある。

(広域連携等)指標7、指標10

- ・ 都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請しているが、同プランには以下の事 項が記載される。
- | ① 水道事業者ごとの経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価| 等)に係る現状と将来の見通し
- ② 広域化のパターンごとの①の項目についての将来見通しのシミュレーションと、広域化の効果
- ③ 今後の広域化に係る推進方針等(当面の具体的な内容とスケジュール)
- ・ プラン策定等にあたり、参考となるマニュアルを示しているほか、プラン策定に要する経費について、「生活基盤施 |設耐震化等交付金」の対象とするとともに、地方負担額について、令和元年度から令和4年度までの間、普通交付税 |措置を講じている。
- R3年度末時点の都道府県におけるプラン策定状況は、策定済みが5団体、策定中が42団体となっている。
- ・ 水道事業者である市町村等で、都道府県とともにプランを踏まえて、水道事業の広域化に取り組むことが求められ ている中で、令和2年度時点で目標値の99%の市町村で広域連携に取り組んでいる。水道基盤の強化を見据えた広 |域化は今後も一層推進する必要がある。

(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランの策定)指標8

- ・ 水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しているが、デジタル化の推進によって、自動検針や漏水の 早期発見といった業務の効率化に加え、ビックデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断等の付加効 果の創出が見込まれる。
- ・ そのため、水道事業の運営基盤強化にも寄与すると考えられるデジタル化の推進を財政的に支援(モデル事業)し ており、令和3年度のモデル事業の採択事業者は18事業者である。
- また、水道情報活用システムを導入した業務効率化や管理の高度化を目指す水道事業者等への財政支援を行っ てきたが、策定済みの5団体の他、現在策定中の42団体についてもシステム共同化を含むデジタル化の推進に関す る事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定中である。

今後の方向性

(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合)指標9 水道施設台帳の作成・保管が令和4年10月から義務化されることに向け、都道府県を通じて、水道事業者等に対し て、水道施設台帳の整備を求めてきた。 施策の分析 (現状分析) 同時に、長期的な資産管理を効率的に行う観点から台帳の電子化に努めるよう推奨しており、管路の情報管理に ついてマッピングシステムを整備している水道事業者は令和2年度末時点で約90%。 ・ ただし、給水人口が5千人未満の水道事業者の整備状況は約69%にとどまり、給水人口が少ない事業者ほど、 マッピングシステム管理が遅れている状況にある。 (施策及び測定指標の見直しについて) 【達成目標1:水の安全性の確保】 ・ 引き続き、最新の科学的知見を反映した水質基準基準等となるよう、必要な知見の収集及び調査研究を実施して |いくとともに、水質基準適合率100%を維持できるよう、水質検査の信頼性確保や水道水質の向上を図っていく。 水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御 することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスク把握はもとより、把握し |たリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備の必要事項を抽出する ことが可能となるものである。 ・ そのため、水安全計画策定率(指標3)が早期に50%となるよう、未策定の水道事業者等への支援を行っていく。 【達成目標2:災害に強い水道の確保】 南海トラフ地震や首都直下実施など、発生が想定される大規模自然災害に対して、強靱な国づくりに関する取組と |して、政府全体で、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定。平成30年12月14日閣議決定により見直し。以 下「基本計画」という。)が策定されており、基本計画に基づき年次計画が策定されている。 水道においては、基幹管路の耐震適合率を令和10年度末までに60%以上とすることを中長期の目標としている。 評価結果と また、令和2年12月に政府全体で取りまとめた、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か 今後の方向性 年加速化対策」という。)では、令和3年度から令和7年度までを、事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間と して定めている。

次期目標等への 反映の方向性

- ・ 5か年加速化対策では、基幹管路の耐震適合率を令和7年度までに54%以上、令和10年度末までに60%以上に引き上げる目標を達成するために、基幹管路の耐震化のペースを約2,000km/年に加速化した状態を維持するとともに、浄水場・配水場の耐震化率を令和7年度までにそれぞれ41%、70%以上に引き上げることとしている。
- 5か年加速化対策の推進を図るため、令和3年度補正予算について、水道事業者等に対する財政支援の拡充及び必要な予算の計上を図るなどの支援を行っており、今後も上記の目標達成に向け、対策を進めていく。

【達成目標3:水道事業の持続性の確保】

(広域連携等)

- ・ 水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体 的取組の内容等を記載するものであり、各都道府県において、各市町村、水道事業者等と連携しつつ、令和4年度末 までに策定・公表されるよう、要請していく。
- ・ また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費について、令 和4年度は地方財政措置を講じており、財政的支援を通じて、広域化に取り組む水道事業者等への支援を継続してい く。
- ・ なお、指標10(地方公共団体における今後の経営のあり方の検討を令和3年度末までに少なくとも30件行われるよう促す)については、令和3年度も目標を達成したため、今後は測定指標から削除することも含め検討する。

(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランの策定)

・ 令和4年度末までに47都道府県で策定されることを要請している水道広域化推進プランに、デジタル化の推進に関する事項が盛り込まれるよう、水道広域化推進プランの策定に係る財政支援や技術支援の他、都道府県への進捗状況等のフォローアップ等を実施していく。

(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合)

・ 国土強靱化年次計画2021において、令和7年度までに、水道施設(管路のみ)平面図のデジタル化率を100%に引き上げる目標値が掲げられていることも踏まえ、水道施設台帳の電子化を一層進めて行く。

参考•関連資料等

関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC0000000177 国土強靱化年次計画2021 URL:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/nenjikeikaku2021_02.pdf 新経済・財政再生計画 改革工程表2021 URL:https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/1223/shiryo_03-2.pdf PPP/PFIアクションプラン(令和2年度改訂版) URL:https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r2.html 水道事業ビジョン策定状況 URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html 令和2年度都道府県別水安全計画策定状況 URL:https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000908113.pdf 関連事業の行政事業レビューシート URL:https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_2-2-1_saisyu.html 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html 厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL:https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html#kihon-jisshi

担当部局名	薬·生活衛生局 作成責任者名 水道課	水道課長 名倉 良雄	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--------------------	------------	----------	--------

施策目標名

化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標 II -4-1) 基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

生活環境で使用されている化学物質について、化学物質による人の健康被害を防止する観点から、次の施策を実施している。

- 1. 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律。以下「化審法」という。)
- 2. 急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法。以下「毒劇法」という。)
- 3. 有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律。以下「家庭用品規制法」という。)

【1. 化学物質の安全情報の取得と評価】

- ・ 化審法に基づき、我が国で初めて製造・輸入される化学物質については、その安全性等を事前に審査・確認するとともに、環境を経由して人の健 康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する仕組みを設けている。
- ・ 化審法制定以前から存在していた既存化学物質については、2005(平成17)年から2013(平成25)年まで「官民連携既存化学物質安全情報収集・発信プログラム」を通じた安全情報の収集を実施し、2009(平成21)年の化審法改正やその後の評価手法の確立により評価が未実施だった既存化学物質の評価を行う枠組みが整備され、国による安全点検を行っているほか、その結果をOECDに情報提供するとともに、ホームページで公表している。
- ・ また、包括的な化学物質の管理を行うことを目的として、既存化学物質を含む全ての一般化学物質を一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課している。さらに、届出により把握した製造・輸入数量、その性状等を踏まえ、リスク評価を優先的に行う必要のある化学物質として、優先評価化学物質として指定している(令和4年4月1日時点までに累計267物質を指定)。
- 優先評価化学物質について、順次リスク評価を実施することにより、厳格な化学物質管理を推進している。

施策の概要

【2. 毒物及び劇物の安全対策】

- 毒劇法に基づき、急性毒性作用がある化学物質を毒物又は劇物に指定し、毒物又は劇物の取扱事業者等に対する規制を実施している。
- ・ 毒物・劇物の監視・指導については、都道府県等に配置されている毒物劇物監視員が、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に ついて、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等 の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。
- ・ また、毒物及び劇物に関しては、毒物劇物営業者だけでなく、業務上取扱者の情報や毒劇物の事故情報等を管理する「毒物劇物営業者登録等 システム」を構築している。国民保護法上も大規模災害・テロ対策において、毒劇物の所在を国が把握することを求められているところ、毒劇物の原 体の登録等に係る事務権限が令和2年度より、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されている。

【3. 家庭用品の安全対策】

- ・ 家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、家庭用品規制法に基づき、有害物質を指定し(※1)、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性確保を図っている。家庭用品規制法に定められている有害物質の一部については、その試験法の見直しを検討している。国内外での有害物質の使用状況、海外での規制状況等に関する情報収集・調査を 踏まえ、規制基準を随時見直している。
- ※1 令和2年12月末までにホルムアルデヒド等の21物資群を指定
- ・ 事業者には、商品が基準違反でないことを検査してから市場に流通させる責任があるが、家庭用品が市場に出た後は、都道府県等が(国産品、 輸入品の区別なく) 家庭用品の試買等試験検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視・指導を行っており、その結果を厚 生労働省で取りまとめの上、都道府県等に情報提供を行っているほか、厚生労働省のホームページにも掲載している。
- また、家庭用品の使用に伴い生じた重大製品事故のうち、化学物質が原因であることが推定されたものの公表や、日本中毒情報センター等から収集した家庭用品に係る健康被害情報などを活用し、事故防止の指導や啓発に努めている。
- ・ 令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策としての家庭用除菌剤等の実態及び安全性等に関する調査を実施している。

間での連携を一層容易にすることにより、監視指導及び災害対応を強化する必要がある。

施策実現のための 背景・課題

- ・ 化学物質の安全性を確保するためには、新規化学物質の審査、既存化学物資の毒性試験を行い、適正な評価・管理を行うことが重要である。評価にあたっては、国際的な協調のもとに、諸外国における選定方法の取扱事例や近年の生産量の変化等を踏まえて行うことが求められている。
 - ・ 毒性試験・評価を行った化学物質については、化学物質の適切な管理の促進のため、情報を公開していくことが必要である。
- ・ 近年多発する大規模災害やテロ等への危機管理対応の観点から、爆発物の原料となりうる劇物等について、盗難防止対策の徹底や 購入目的に不審がある者等への販売自粛等の適切な管理と販売の徹底が求められている。
- ・ 毒物劇物営業者登録等システムについて、毒劇物原体の製造、輸入の登録権限も令和2年4月1日より厚生労働大臣から都道府県 知事に委譲し運用が始まっており、そのニーズに対応したシステム構築が必要である。また、大型台風等の災害時や感染症拡大時等の 緊急時における自治体や保健所の業務負担軽減に資するためにも、迅速な処理が可能なシステム構築を行い、国と自治体及び自治体
- ・ 家庭用品に係る製品事故等への対応、安全性に対する関心の高まり等から、家庭用品に含有する化学物質の安全性を確保する必 要がある。
- ・ 家庭用品規制法で定める有害物質の試験法の多くは、基準が設定された後に改正されておらず、検査業務を安全かつ効率的に遂行するためにも、有害な溶媒や試薬の使用をできるだけ避けて、簡便で精度の高い分析方法の開発が必要である。

			標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	人の健康への影響	評価等の化学物質の過	・ ・管理を推 ・	国が全既存化学物質の 学物質による人の健康				
	(課題1)	進し、安全性を確り への排出量の把握 	R9 るため、規制寺を週 及び管理を適切に実施	切に付うとともに、境境 iする。	学物質による人の健康 際目標となっており、化 評価等に活用する必要	学物質の安全性点検を があるため。	着実に実施し、リスク		
	目標2		録等事務の迅速、効率	4化、毒物劇物の使用 果的な監視指導の実施	毒物及び劇物取締法に または劇物に指定し、書	事物劇物の不適切な流過	通や漏洩等が起きない		
各課題に対応した 達成目標	(課題2)	により、適正な管理		不可な血 汎治等の天心	よう規制を行っており、こな監視指導により、毒劇	これらの規制を適時適り 則物の安全対策を行う必			
	目標3		の結果により、有害性だ 規制基準を設定し、そ <i>0</i>		有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、洗浄剤、ガーデニング用木材等について規制基準を定めており、これらの規制と違反製品の流通防止のための監視指導を適時適切に行う必要があるため。				
	(課題3)		ブラフィー等を用いて試 検法の見直しを順次検記		また、ガスクロマトグラフィー等を採用している現行の試験法については、ベンゼンやジメチル硫酸など有害な溶媒や試薬の使用等の問題点が指摘されているため。				
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
		当初予算(a)	314,810	340,205	310,915	400,478	362,081		
	予算の 状況	補正予算(b)	0	0	0	0	0		
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	0	0	0	0			
		合計(a+b+c)	314,810	340,205	310,915	400,478			
	執行	f額(千円、d)	253,013	315,132	277,013	339,168			
	執行率(%、d/(a+b+c))	80.4%	92.6%	89.1%	84.7%			
		施政方針演説等	等の名称 アスティ	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	〇環境基本	本計画(第5次)		•平成30年4月9日閣 議決定	第2部第3章第4節 重点 【WSSDで示された「2 たらす著しい悪影響を最 の国内実施計画(2012 化学物質管理に取り組 づき化学物質のリスク記 特定化学物質に指関(QSA することができるよう取 イフサイクル全体からの や、PRTR制度や各種 する。④これらを踏まえ イフサイクル全体のリスク	2020 年までに化学物質 景小化する」という目標の 年9月SAICM関係省庁 む。具体的には、①化学 平価を行い、著しいリスク る。②化学物質の有害 の開発などにより、より り組む。③ばく露評価に り環境への排出を把握す モニタリング等を踏まえた て、製造から廃棄に至る	が人の健康と環境にも D達成を目指しSAICM 連絡会議)に基づいた 地質審査規制法に基 があるものを第二種 性評価について、定量 いにく有害性を評価 ついて、化学物質のラ るための手法の開発 た手法の高度化を推進		

達成目標1につい		₹評価等の化学物質の: 「管理を適切に実施する		・管理を推進	進し、安全性	を確保する	ため、規制等	等を適切に彳	ううとともに、	環境への	
	指標1 化学物質の安全性点検 (アウトプット)	指標の選定理由	進めており (平均年間 検にも資す している。さ ・ 今後も同	化審法の附帯決議に基づき、安全性確認が未実施の既存化学物質の安全性点検を順次 進めており、平成25年度から28年度までに46物質について合計78件の安全性試験を実施した 平均年間19.5試験)。これらの結果は、国際的な目標とされている全既存化学物質の安全点 食にも資するほか、ホームページで公開するなどして、化学物質のリスク評価、管理にも活用 している。さらに国際的にも、OECDへの情報提供等、情報発信を行った。 今後も同程度の貢献を行うために、ヒト健康関連の試験として、年間20試験の実施を目標 として設定した。							
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠		同上							
		基準値		• •	度ごとの目標 度ごとの実糸			目標値	主要な指標	達成	
		毎年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度			
測定指標		20試験	20試験	20試験	20試験	20試験	20試験	20試験	0	0	
			21試験	9試験	4試験	4試験	26試験				
		拍除の選定理由 	たり20試験 均して約2記	・ 国が行った既存化学物質の安全性点検結果は、ホームページで順次公開している。1年あたり20試験の実施を目標として設定しており、平成25年度から平成28年度まで1物質あたり平均して約2試験を実施していることから、年間10物質についての安全性点検結果の公開を目標として設定した。						質あたり平	
	指標2	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠				同	上				
	│ 安全性情報の公開物質数 │	基準値		年月	度ごとの目標	票値		· 目標値	主要な指標	達成	
					度ごとの実績						
		毎年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度			
		10物質	10物質	10物質	10物質	10物質	10物質	10物質		×	
			9物質	14物質	6物質	2物質	3物質				

達成目標2につい	て 毒物劇物営業者登り、適正な管理を持	を録等事務の迅速、効率 推進する。	枢化、毒物 豦	物の使用耳	対扱基準の 値	作成するとと	もに、効率的	め・効果的な	た監視指導の	実施によ
		指標の選定理由				-	_			
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	_							
測定指標	定指標	上本準値年度ごとの目標値年度ごとの実績値						目標値	主要な指標	達成
		_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	ı		
		_	-	ı	_	-	-	ı	_	-
			-	-	-	-	-			
	12.1番2			実績	績値					
	指標3 毒物劇物営業者等立入調査		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		1 /	
参考指標	における改善率 (年度末までに違反が改善された 件数÷立入検査による違反発見施 設数)		75.1%	74.3%	77.1%	76.8%	78.2%			

達成目標3につい	達成目標3について 各種毒性試験検査の結果により、 また、ガスクロマトグラフィー等を用									強化する。
		指標の選定理由		_						
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠				-	_			
測定指標	測定指標		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					・目標値	主要な指標	達成
		_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	_		
		_	_	_	_	_	_	_	_	-
			_	_	_	_	_			
	 指標4	実績値] /	/	
参考指標	家庭用品試買等調査(※) における違反率 (違反数÷家庭用品試買数)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
少 行1日1宗	※ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、市場で流通している家庭用品の安全性を監視する目的で、都道府県が市販の家庭用品を購入し検査を実施している。		0.1%	0.17%	0.19%	0.01%	0.04%			

第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

【達成目標2及び達成目標3に係る測定指標の設定について】

達成目標2及び達成目標3について、いずれも測定指標が設定されておらず、参考指標のみ設定されている。しかしながら、目標値が設定されないと、数字だけを示されても、高いのか低いのか判断ができない。数字の意味が分からないままの状態にしておくのは、そもそも政策評価にあたらないと考えられる。従って、達成目標2及び達成目標3について、それぞれ測定指標を設定し、目標値を示すべきである。

学識経験を有する者の 知見の活用

(達成目標2に係る測定指標の設定に関する対応状況)

⇒ 他分野を参考に、令和4年度事前分析表より、測定指標として「立入検査時の違反率」を設定する。目標値については、継続的な改善を目指す 観点から、「過去5年の平均値以下」とする。

(達成目標3に係る測定指標の設定に関する対応状況)

⇒ 他分野を参考に、令和4年度事前分析表より、測定指標として「家庭用品試買等調査における違反率」(現在の参考指標)を設定する。 違反率は低い水準を維持しており、少ない違反件数の変動で違反率が相対的に大きく変動するため、目標値は、「過去10年の平均値以下」とする。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
		(判定結果) B【達成に向けて進展あり】
	総合判定	(判定理由) ・ 指標1である安全性点検の試験実施数の令和3年度の達成率(実績値/目標値×100)は130%(>120%)であるため、「◎」(目標を大幅に上回る)と判断した。
		・ 指標2の安全性情報の公開については、令和3年度の達成率は30%(<80%)であるため、「×」(未達成)と判断 した。
		(有効性の評価)
		【達成目標1 化学物質の適正な評価・管理の推進】
		・ 指標1(安全性点検の試験実施数)については、平成30年度から令和2年度までは目標値を下回る実績が続いていたが、令和3年度は目標値を上回る実績となった。
		・ 平成30年度から令和2年度まで点検物質数が目標を下回っていたのは、試験実施施設のキャパシティ不足や多数の動物を使用する反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験の実施などの理由により1件あたりの単価が上昇し、予算額の範囲に収めるため、結果的に件数が下がったことによるものである。
	施策の分析 (有効性の評価)	・ 令和3年度は、反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験に加え、動物を使用せず、比較的安価に実施が可能である 遺伝毒性試験を多数実施したことから目標値を大きく上回る実績となった。
評価結果と 今後の方向性		・ 実施した試験は化学物質のリスク評価の進展に必要な内容であったことから、化学物質の適正な評価に寄与して いる。
		・ 指標2(安全性情報の公開物質数)については、令和3年度は目標未達となった。その要因は、試験実施後から公開用資料の作成に一定の時間を要するため、前年度までの試験実施数が目標を下回る状況が続いていた影響によるものである。
		【達成目標2 毒物劇物の適正な管理の推進】 ・ 測定指標を設定していないため、有効性の評価は行うことは困難。
		【達成目標3 家庭用品の安全対策】 ・ 測定指標を設定していないため、有効性の評価は行うことは困難。
		(効率性の評価)
		【達成目標1 化学物質の適正な評価・管理の推進】
	施策の分析	・ 1件あたりの単価が高くなる中、令和3年度は過年度の実績を踏まえ必要な予算を確保したことで、目標を上回ることができたが、令和3年度も試験内容を精査した上で実施していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
	(効率性の評価) 	【達成目標2 毒物劇物の適正な管理の推進】 ・ 測定指標を設定していないため、効率性の評価は行うことは困難。
		【達成目標3 家庭用品の安全対策】 ・ 測定指標を設定していないため、効率性の評価は行うことは困難。

		(現状分析)
		【達成目標1 化学物質の適正な評価・管理の推進】
		・ 安全性の確認が未実施の既存化学物質の安全性点検の実施と、結果の公表については、1件あたりの単価が高くなる中で予算の制約を受けるため、必要な予算を確保することにより、安全点検の実施を進めている。また、安全性点検結果のより迅速な公表に向けた取組みも実施していく。
		【達成目標2 毒物劇物の適正な管理の推進】
		・ 改善率(参考指標3)は概ね75%前後を維持している。
	施策の分析 (現状分析)	・ 令和2年度は、登録・届出施設68,229施設のうち延べ13,814 施設(検査率20.2%)及び届出の不要な施設のうち 1,155 施設、合計14,969施設に対して立入検査を行った結果、1,132施設において違反を発見し(発見率7.6%)、これらに対し改善の指導を行った。
評価結果と		・令和元年の台風15号及び台風19号の影響により、毒物劇物の漏洩等の事案が複数発生したことを踏まえ、風水害のみならず、地震等の大規模災害発生時における毒劇物の流出状況や、毒劇物に係る事故であって危害発生のおそれが高いもの等について、積極的な情報収集・共有が必要である。
今後の方向性	(現状分析)	・ 毒物劇物営業者登録等システム(D-GETs)については、令和2年度より、毒物劇物の原体の登録等の事務権限の 委譲を実施し、事故情報や監視指導情報の追加などの機能追加を行ったシステムを導入した。当該システムは、登 録事業者情報の一元化を行うとともに、当該情報の共有を行えることから、D-GETs の導入・活用を一層推進してい く。
		【達成目標3 家庭用品の安全対策】
		 家庭用品試買等調査における違反率(参考指標4)は、毎年度極めて低い水準を維持している。 (参考)検査件数と違反件数の推移 平成29年度 検査件数:9,526件、違反件数:10件 平成30年度 検査件数:9,343件、違反件数:16件 令和元年度 検査件数:9,166件、違反件数:17件
		令和2年度 検査件数: 7,542件、違反件数: 1件 令和3年度 検査件数: 6,949件、違反件数: 3件
		・ また、家庭用品規制法の試験法については、分析技術の進歩や、分析に必要な試薬や器具の変更等に弾力的に対応するため、試験法を省令から通知に変更するとともに、有害な試薬の使用の回避等のため、一部の試験法を改正した(令和5年3月施行予定)。
		(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1 化学物質の適正な評価・管理の推進】
		・ 指標1及び指標2については、実態としては国際的な動向に協調して取組を進められているため、継続して取組を 進めていくが、近年の試験実施に係る状況も踏まえ、今後数値を見直す予定。
		【達成目標2 毒物劇物の適正な管理の推進】
評価結果と	次期目標等への	・ 毒物劇物販売業等に立入検査を実施した結果、毒物及び劇物取締法違反を発見し、改善を指摘した事項については、再度の立入検査、報告書の徴収を行うなどにより確実に改善されたことを確認するよう求めており、違反事業者に対する改善指導を含め、毒劇物の管理と販売が適正に行われるよう徹底していく。
今後の方向性 	反映の方向性	・ 他分野を参考に、測定指標として「立入検査時の違反率」を設定し、目標値については、継続的な改善を目指す観点から、「過去5年の平均値以下」とする予定。
		【達成目標3 家庭用品の安全対策】
		・ 家庭用品の規制基準の設定についての検討を行うとともに、引き続き、有害な試薬の使用の回避や簡便で精度の高い試験法の導入のための検討を進めていく。
		・ 他分野を参考に、測定指標として「家庭用品試買等調査における違反率」(現在の参考指標)を設定し、目標値に ついては、違反率は低い水準を維持しており、少ない違反件数の変動で違反率が相対的に大きく変動するため、「過 去10年の平均値以下」とする予定。
		〜から検索できます) URL∶https://www.mhlw.go.jp/hourei/ ₹全対策サイト URL:http://www.mhlw.go.jp/new−info/kobetu/seikatu/kagaku/
参考•関連資料等	〇 既存化学物質毒性データ	『ベース(JECDB) URL:http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/SearchPage.jsp 最報告物質一覧 URL:http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/ListPage.jsp
		陳台初頁一頁 ORL: http://dra4.nins.go.jp/mnlw_data/jsp/ListPage.jsp

担当部局名 医薬・生活衛生局	作成責任者名	医薬品審査管理課化 学物質安全対策室長 大久保 貴之		令和4年8月
----------------	--------	----------------------------------	--	--------

施策目標名	基本目標	[Ⅲ:働く人が安心し	こと(施策目標Ⅲ-1-1) て安全で快適に働くこと 確保・改善を図ること	ができる環境を整備する	ること						
	労働基準法や最低賃金法などに定められる労働時間や賃金等の労働条件確保・改善のため、労働条件に関する相談対応・指導や制度の周知啓発 事業を行うもの。具体的には以下のとおり。										
	〇 36協知	(1) 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組○ 36協定未届事業場や新規起業事業場等に対し民間事業者を活用し労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等によりきめ細やかな相談支援を実施する。									
	令和元年月	度開始)での相談対り	応を行うとともに、事案に	こ応じた相談先等の情報	、閉庁している平日夜間、 報提供を行う労働条件ポー に関する基礎知識の周知	ータルサイト「確かめよう	労働条件」の設置				
施策の概要	〇 運送事	業者の自発的な取		を得る取組等を通じて、	自動車運転者の長時間 加者運転者の就業環境の		自動車運転者の労働				
	が労働する	る労働基準監督署へ	、派遣労働者専門指導員		国人労働者労働条件相談 特定分野の労働者及び						
	〇 最低賃	け応や当該事業場への指導を行う。 3) 最低賃金の周知及び履行確保) 最低賃金については、リーフレット等の配付に加え、インターネットや広報媒体を活用した周知広報等により労使をはじめ広く国民に周知徹底を 日るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行っている。									
		〇 全ての労働者が		きるように、労働基準関	 係法令で定める法定労働	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ばならない。				
施策実現のための	1	〇 そのため、事業		関係法令等に関する村	目談対応・指導を行い、労						
背景•課題		〇 全ての労働者が	 が安心して働くことができ		 係法令で定める法定労賃	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	ばならない。				
	2	〇 そのため、賃金		動条件の改善を図るため	り、最低賃金法に基づきり						
		達成目	標/課題との対応関係			達成目標の設定理由					
	 目標1		W = + + W = = - 1								
トレック	(課題1)	事業場等に対する! を行い、労働条件の 		関する相談対応・指導	労働条件の確保・改善のためには、個別の事業場等からの相談対応 や、事業場等に対する指導を確実に行う必要があるため。						
~~~~	目標2	見ば任人はにせぶ	ᅻᄔᅷᄔᅔᆓᇫᆉᇄᇅ	ウドマミウントとも	<b>兴思及此</b> 。	54 4114 任人の任由					
	(課題2)		さ地域や産業の状況に の周知やその履行確保		労働条件の確保・改善のの改善を図る必要がある。		は分割有の分割余件				
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		当初予算(a)	905,946	933,044	910,470	970,008	973,867				
	予算の   状況	補正予算(b)	0	△2,539	201,257	△61,223	0				
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	0	0	△216,811	216,811					
		合計(a+b+c)	905,946	930,505	,	1,125,596					
		r額(千円、d)	749,839	786,239	·	923,751					
	執行率(	%、d/(a+b+c))	82.8%	84.5%	85.0%	82.1%					
施策に関係する内閣の重		施政方針演説等	等の名称 タイプ	年月日	関	係部分(概要・記載箇所	Ť)				
要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		_		-		-					

指標の選定理由  - 36協定の届出を行わずに時間外・休日労働を行わせる事業場	件数の 書等にな してい 58,518	の伸び率を述 おいて、個別 る。)。	過去10年で			
指標1 36協定の届出件数 (アウトカム)    本準値	してい。 58,518	る。)。	の事業場			
(アウトカム)   度)の設定の根拠   年度ごとの目標値   日本度でとの実績値   日本度でとの実績値   日本度である。   日本度できる。   日本度をできる。   日本	- I-					
基準値     年度ごとの実績値       -     平成29年度 平成30年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 今和3年度 今和3年度 今和3年度 今和3年度 今和3年度 分前年比6 対前年比6 対前年 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対						
年度ごとの実績値	黒伯 し	  主要な指標	達成			
_ 対前年比6 対前年 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対						
115 192/#	年比6					
	#増	0	×			
113,162件   55,558件増   96,462件増   71,277件増   44,465件増			<u> </u>			
適切な相談対応が行われているかを確認するため、利用者の満足である。 指標の選定理由						
指標2 指標2 「労働条件相談ほっとライン」の利用者によるサービスに関	いった。 その総	する平均値」 数(63,455件	を目標値の			
する満足度		<b>全面</b> 4、长桶	法代			
年度ごとの実績値	票値	主要な指標	達成			
	3年度					
-   70%   70%   70%   70%   (87.6%)以 (87.6 上 」	均		0			
測定指標 80.4% 84.4% 91.2% 92.2% 93%						
指標3 目標値については、令和2年度までは一定水準(70%)を目標値はより適切に反映するため、令和3年度より「過去5か年の事業実績している。 度)の設定の根拠	行に対す	する平均値」	を目標値の			
別訪問を実施した事業場か ついて「満足」であった旨回答したアンケート数(1,042件)を分子と	(参考)令和3年度実績値はアンケート結果の総数(1,061件)を分母とし、そのうち個別訪問でいて「満足」であった旨回答したアンケート数(1,042件)を分子として算出したもの。					
ら、行われた助言について 「参考になった」と回答を得た 基準値 年度ごとの目標値 目標	票値	主要な指標	達成			
割合	3年度					
(アウトカム) 過去5か年 過去5	5か年 均		0			
94.9% 96.6% 98.4% 97.5% 98%		1				
せミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってそ 指標の選定理由 ると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の た。						
指標4 指標4 目標値については、他の類似事業を参考に、一定水準(70%)を	日煙値	i				
集団的な相談支援会(セミナー)に参加した事業場へのアンケートにおいて、回答があったもののうち理解できた						
	票値	主要な指標	達成			
の回合した割合 年度ごとの実績値						
	5年度		1			
(アウトカム) - 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 マルス200 フィッシュア	20/		1			
(FI)FIJA)	0%		0			

		指標の選定理由	環境整備が(暦年)をアワ	日本国内で働く外国人労働者数は増加傾向にあり、外国人労働者の労働条件確保 環境整備が必要であるため、外国人労働者からの労働災害及び労働時間等に係る 暦年)をアウトプット目標とした。 目標値については、事業実態を適切に反映することができると考え、過去5か年平均						的相談件数 ————————————————————————————————————
	指標5 労働災害及び労働時間等に 係る外国人労働者からの相	  目標値(水準・目標年   度)の設定の根拠	ている。		業実態を適り ₹県労働局か		去5か年平5	习比増とし		
	談件数	基準値			度ごとの目標			目標値	主要な指標	達成
	(アウトプット)	_	亚战20年度		度ごとの実績 令和元年度		令和3年度	令和3年度		
		_	2,908件	3,024件	3,184件	3,822件	4,619件	受ける 過去5か年 平均比増		©
			3,484件	3,727件	5,450件	7,503件	6,498件			
			間以上の長 その割合の が5.1%と、 ・ そのため	時間労働を 削減を指標 目標値をほり 、特に長時	行っている! として設定し ぼ達成でき <i>†</i>	労働者の割っ 、取組を進 こところ。 念される週 ⁹	合が高水準。 め、令和2年	となっている ∈の週60時間	必要がある。 実態がある。 別以上の雇用	ことから、 日者の割合
測定指標	週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	https://ww (参考2)総 週労働時	w.mhlw.go.jp 務省「労働プ 間40時間以	/stf/newpag 力調査」	ge_20085.htr : 3,293人、う	nl		30日閣議決が は上の雇用者	
	(アウトカム)	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
		_	平成29年度	- "	令和元年度	1 11	令和3年度	令和7年度		
		-	_	-	-	-	8.2%	5%		Δ
			12.1%	11.6%	10.9%	9.0%	8.8%			
				実統	績値				/	/
	【参考】指標7 		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	/	/	/
	定期監督等実施状況 (令和2年度までは厚生労働	監督指導により労働基 準関係法令違反が認め られた事業場数	92,695	93,008	95,764	80,335	83,212			
	省労働基準局「労働基準監督 督年報」、令和3年度は監督 課調べ)	全国の労働基準監督署 が定期監督等を実施し た事業場数	135,785	136,281	134,981	116,317	122,054			

達成目標2につ	いて最低賃金法に基づ	き地域や産業の状況に	こ心して政定			1017X 13 427F3	<b>ハロ ( C 0 7 / 反</b>	THE MEETING		
		指標の選定理由	必要である。	。最低賃金(な問知を行っ	の周知方法。	として、ポスタ	ターを作成し	、掲載を行 ^っ	率的な周知を っていること 知ポスターの	から、効果
	指標8 最低賃金額の周知ポスター の認知率	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠								
	(アウトカム)	基準値	年度ごとの目標値					日標値	主要な指標	達成
		亚代00年在	亚宁00左连	•	きごとの実約	T	<b>人和0左</b> 库	<b>人和0</b> 左座		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	<u> </u>	
		16.4%	20%	20%	20%	20%	22%	22%	0	Δ
			18.6%	21.0%	20.3%	21.3%	19.1%			
		指標の選定理由	体で広く周知住民に周知ある。	ロすることが されるもの ⁻ 你道府県労(	必要である であるため、 動局のみなら	上に、地方なかかる媒体 かかる媒体 らず、市町村	公共団体の) に最低賃金 たも連携して	広報誌は発達額を周知する であまり で効果的な原	あることから、 行部数が多く ることは極め 引知広報を行 」を指標として	く、あまれ て重要 fっている
	指標9 市町村広報誌への最低賃金 制度の掲載割合 (アウトプット)								を定めている 寺しているが	
測定指標	制度の掲載割合	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平	:度において 同程度の水空 成27年度:9 和3年度実	労働局幹部 きを維持する 1.7%、平成 責値89.7%に	が直接地方 ことが必要 28年度:96.0 は分母:自治	「公共団体を である。 0%	法訪れ、掲載	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
測定指標	制度の掲載割合		行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令	:度において 引程度の水準 成27年度:9 和3年度実 609件)から 年	労働局幹部 きを維持する 1.7%、平成 責値89.7%に 算出したもの 要ごとの目標	が直接地方 ことが必要 28年度:96.0 は分母:自治 の。	「公共団体を である。 0%	法訪れ、掲載	依頼を行った	
測定指標	制度の掲載割合	度)の設定の根拠 基準値	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1	度において 同程度の水 ² 成27年度:9 和3年度実績 609件)から 年月	労働局幹部 を維持する 1.7%、平成 遺値89.7%に 算出したもの 度ごとの目標	が直接地方 ことが必要 28年度:96.0 は分母:自治 の。	「公共団体を である。 0% 体広報誌発	·訪れ、掲載· 行数(1793( 目標値	依頼を行った 件)、分子: 自	1治体広
測定指標	制度の掲載割合	度)の設定の根拠	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令	度において 同程度の水 ² 成27年度:9 和3年度実績 609件)から 年月	労働局幹部 を維持する 1.7%、平成 遺値89.7%に 算出したもの 度ごとの目標	が直接地方 ことが必要 28年度:96.0 は分母:自治 の。	「公共団体を である。 0% 体広報誌発	·訪れ、掲載· ·行数(1793(	依頼を行った 件)、分子: 自	1治体広
測定指標	制度の掲載割合	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1 平成29年度	接において 対程度の水 ² 成27年度:9 和3年度実 609件)から 年月 平成30年度	労働局幹部 まを維持する 1.7%、平成 遺値89.7%に 算出したもの まごとの目標 まごとの実施 令和元年度	が直接地方 ことが必要 28年度:96.0 は分母:自治 の。 票値 青値 令和2年度	である。 である。 0% 体広報誌発 令和3年度	:訪れ、掲載: :行数(1793d 目標値 令和3年度	依頼を行った 件)、分子: 自	3治体広 達成
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1 平成29年度 90%	護 度において 記程度の水 成27年度:9 和3年度実 609件)から 年 年 平成30年度 90% 93.7%	労働局幹部 まを維持する 1.7%、平成 遺値89.7%に 算出したもの 度ごとの目標 をごとの実施 令和元年度 90%	が直接地方 28年度:96.0 は分母:自治 の。 標値 令和2年度 90%	「公共団体をである。 0% 体広報誌発 令和3年度 90%	:訪れ、掲載: :行数(1793d 目標値 令和3年度	依頼を行った 件)、分子: 自	3治体広 達成
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット) 【参考】指標10	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1 平成29年度 90% 93.5%	度において 同程度の水 ² 成27年度:9 和3年度実 609件)から 年月 平成30年度 90% 93.7%	労働局幹部 まを維持する 1.7%、平成 遺値89.7%に 算出したもの 度ごとの目標 をごとの実 令和元年度 90% 92.3%	が直接地方 28年度:96.0 は分の。 標値 令和2年度 90% 81.0%	「公共団体をである。 0% 体広報誌発 令和3年度 90%	:訪れ、掲載: 行数(1793年 目標値 令和3年度 90%	依頼を行った 件)、分子: 自	当治体広 達成
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1 平成29年度 90% 93.5%	度において 同程度の水 ² 成27年度:9 和3年度実 609件)から 年月 平成30年度 90% 93.7%	労働局幹部 1.7%、平成 遺値89.7%に 算出したも すごとの目標 をごとの実統 令和元年度 90% 92.3%	が直接地方 28年度:96.0 は分の。 標値 令和2年度 90% 81.0%	である。 である。 0% 体広報誌発 令和3年度 90% 89.7%	:訪れ、掲載: 行数(1793年 目標値 令和3年度 90%	依頼を行った 件)、分子: 自	3治体広 達成
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット) 【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1 平成29年度 90% 93.5%	度において 現程度の水 ² 成27年度:9 和3年度実 609件)から 年月 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 平成30年度 42,176枚	労働局幹部 1.7%、平成 責値89.7%に 算出したも 度ごとの実 令和元年度 90% 92.3% 責値 令和元年度	が直接地方 28年度:96.0 は分の。 標値 有和2年度 90% 81.0%	である。 0% 体広報誌発 令和3年度 90% 89.7%	:訪れ、掲載: 行数(1793年 目標値 令和3年度 90%	依頼を行った 件)、分子: 自	3治体広 達成
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット) 【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数 【参考】指標11	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度	行政が各年り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚	度において 現在度の水 ² 成27年度:9 和3年度実統 609件)から 年月 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 実統	労働局幹部 1.7%、平成 責値89.7%に 算ごとの目標 支ごとの実度 令和元年度 90% 92.3% 責値 令和元年度 45,788枚	が直接地要 28年母: 96.6 は分。 標値 令和2年度 90% 81.0% 令和2年度 45,956枚	である。 0% 体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚	:訪れ、掲載: 行数(1793年 目標値 令和3年度 90%	依頼を行った 件)、分子: 自	3治体広 達成
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット) 【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度	行政が各年り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚	度において 現程度の水 ² 成27年度:9 和3年度実統 609件)から 年月 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年度	労働組持 では 1.7%、平成に 第個 1.7%、平成に 第四 2 で 2 で 2 で 3 で 3 で 45,788枚 積値	が直接地要 28年母: 96.0 は分。 標値 有和2年度 90% 81.0% 令和2年度 45,956枚	である。 0% 体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚	:訪れ、掲載: 行数(1793年 目標値 令和3年度 90%	依頼を行った 件)、分子: 自	3治体広 達成
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度	度において 現程度の水型 成27年度:9 和3年度実施 609件)から 年月 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年度 42,176枚 平成30年度	労働組 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7% 平 1.7% 平	が直接地要 28年母: 96.0 は分。 標値 有和2年度 90% 81.0% 令和2年度 45,956枚	である。 0% 体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚	:訪れ、掲載: 行数(1793年 目標値 令和3年度 90%	依頼を行った 件)、分子: 自	3治体広 達成
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度	度において 現27年度:9 和3年度(から) 年月 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年度 923,816pv 実績	労働組 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7%、平 1.7% 平 1.7% 平	が直接地要 28年度:96.0 は分。 標値 令和2年度 90% 81.0% 令和2年度 45,956枚 令和2年度 1,768,727pv	である。 0% 体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚 令和3年度 1,757,894pv	:訪れ、掲載: 行数(1793年 目標値 令和3年度 90%	依頼を行った 件)、分子: 自	3治体位 達角
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度	行政が各年 り、今後も同 (参考1)平 (参考2)令 誌掲載数(1 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度 1,159,926pv 賃金構造基	度において 成27年度:9 成27年度:9 和34年度 609件)か年 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年度 923,816pv 本統計調査	労を 1.7%、第9.7%に 算に 変に 中で 第1.7%、第9.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第	がらことが必要 28年母: 96.6 は分の。 種値 令和2年度 90% 81.0% 令和2年度 45,956枚 令和2年度 1,768,727pv 模5人以上)	である。 0% ・体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚 令和3年度 1,757,894pv	:訪れ、掲載: 行数(1793年 目標値 令和3年度 90%	依頼を行った	3治体应 達原
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度 91.7%	行政が各も同 (参考1)中 (参考者2)令 (参考者載数(1) 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度 1,159,926pv 賃金構造基 平成22年度 1.5%	度において 成27年度:9 和37年度:9 和37年度:9 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年度 923,816pv 本統計調査	労を 1.7%、第9.7%に 算に 変に 中で 第1.7%、第9.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第1.7%に 第	がらことが必要 28年母: 96.6 は分の。 種値 令和2年度 90% 81.0% 令和2年度 45,956枚 令和2年度 1,768,727pv 模5人以上)	である。 0% ・体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚 令和3年度 1,757,894pv	<ul><li>計れ、掲載</li><li>行数(1793年</li><li>目標値</li><li>令和3年度</li><li>90%</li></ul>	依頼を行った	3治体应 達原
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度 91.7%	行政が各も同 (参考1)中 (参考者2)令 (参考者載数 (1) 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度 1,159,926pv 賃金構造度 平成22年度 1.5% 2.6%	度において 成27年度の水 成27年度(か) 成27年度(か) 年度(の) 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年度 923,816pv 本統計 事度 1.7% 2.4%	労を 1.7%、1.7% 1.7% 1.7% 1.7% 1.7% 1.7% 1.7% 1.7%	がこと 28年母: 28年母: 100 100 100 100 100 100 100 10	である。 0% 体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚 令和3年度 1,757,894pv 令和26年度 1.8% 3.4%	<ul><li>・ 請れ、掲載</li><li>・ 行数(1793)</li><li> 目標値</li><li> 令和3年度</li><li> 90%</li><li> 平成27年度</li><li> 1.7%</li><li> 4.0%</li></ul>	依頼を行った	3治体位 達角
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度 91.7%	行政が各も同 (参考1)(参考者2)(1) (参考考報載 (1) 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度 1,159,926pv 賃金構造基 平成22年度 1.5% 2.6% 平成28年度	度において 成27年年の 成27年年度 の30年度 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年度 923,816pv 本統計年度 1.7% 2.4% 平成29年度	労を 1.7%、1.7% 1.7% 1.7% 1.7% 2.7% 平成30年 第個組 とと元 90% 92.3% 1.872,268pv 1.872,268pv 1.7% 2.7% 平成30年	がこと 28年日 28年日 では、 196.0 では、 10% では、 10% で	である。 つ% ・体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚 令和3年度 1,757,894pv 令和26年度 1.8% 3.4% 令和2年度	<ul><li>計れ、掲載</li><li>行数(1793)</li><li>目標値</li><li>令和3年度</li><li>90%</li><li>平成27年度</li><li>1.7%</li><li>4.0%</li><li>令和3年度</li></ul>	依頼を行った	3治体広 達成
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト のアクセス件数  【参考】指標12	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度 91.7% 【未満率】 【影響率】	行政が各も同 (参考1)(参考者 (参考者載数(1) 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度 1,159,926pv 賃金構造度 1.5% 2.6% 平成28年度 1.3%	度において 成27年度の水 成27年度の水 和30年度 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年度 42,176枚 平成30年度 42,176枚 平成30年度 1.7% 2.4% 平成29年度 1.3%	労を 1.7%、1689.7%に 1.7%、1689.7%に 1.7%に 1.7%に 1.872,268pv 1.872,268pv 1.7% 2.7% 平成30年度 1.3%	### 1.8%  ### 1.8%  ### 1.8%  ### 1.8%  ### 1.8%  ### 1.8%  ### 1.8%  ### 1.8%	である。 つ% ・体広報誌発 ・令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚 令和3年度 1,757,894pv 令和26年度 1.8% 3.4% 令和2年度 2.0%	<ul><li>・訪れ、掲載</li><li>・ 目標値</li><li> 令和3年度</li><li> 90%</li><li> 平成27年度</li><li> 1.7%</li><li> 4.0%</li><li> 令和3年度</li><li> 1.9%</li></ul>	依頼を行った	3治体位 達角
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット) 【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数 【参考】指標11 最低賃金特設サイト のアクセス件数	度)の設定の根拠  基準値 平成27年度 91.7%  【未満率】 【影響率】 【影響率】	行政が各も同 (参考1)平 (参考者載数(1) 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度 1,159,926pv 賃金構造基 平成28年度 1.5% 2.6% 平成28年度 1.3% 4.3%	度において 成27年度の水 成27年度の水 成27年度(から 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年度 923,816pv 本統計調度 平成29年度 1.7% 2.4% 平成29年度 1.3% 4.8%	労を 1.7%、1.7% (1.7%) (1.7%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%) (1.3%)	がことを 28年母: 28年母: 100 100 100 100 100 100 100 10	である。 つ% ・体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚 令和3年度 1,757,894pv 令和26年度 1.8% 3.4% 令和2年度 2.0% 2.5%	デ訪れ、掲載が 行数(1793年 目標値 令和3年度 90% 平成27年度 1.7% 4.0% 令和3年度 1.9% 5.9%	依頼を行った	3治体应 達原
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト のアクセス件数  【参考】指標12 最低賃金の未満率・影響率 の推移	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度 91.7% 【未満率】 【影響率】	行り、今後もに (参考者数(1) (参考者載数(1) 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度 1,159,926pv 賃金構造度 1.5% 2.6% 平成28年度 1.3% 4.3% する基礎調査	度程の水 成27年年の (成27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の水 (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の) (元27年度の	労を 1.7% 2.7% 平 1.3% 4.8% 現 1.3% 4.8% 見 2.4 表 1.3% 自 2.4 表 1.3% 4.8% 見 2.4 表 1.3% 自 2.4 表 1	がこと は 2 の 。 を 28年母 。 を 28年母 。 で 28年母 。 で 90% 。 81.0% 。 令 和2年年 枚 。 令 和2年年 枚 。 令 和2年 度 。 1,768,727pv . 模 5 和25年 度 。 1.8% 。 令 1.8% 。 6.1% 。 で 1.9% 。 で 1	である。 つ% ・体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚 令和3年度 1,757,894pv 令和26年度 1.8% 3.4% 令和2年度 2.0% 2.5% は100人未済	デ訪れ、掲載が 行数(1793年 目標値 令和3年度 90% 平成27年度 1.7% 4.0% 令和3年度 1.9% 5.9%	依頼を行った	3治体应 達原
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関するポスター の配布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト のアクセス件数  【参考】指標12 最低賃金の未満率・影響率	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度 91.7% 【未満率】 【影響率】 【未満率】 【影響率】	行り、今ま1)(参考者 (参考者載 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度 1.5% 2.6% 平成28年度 1.3% 4.3% する基礎調査 平成22年度 1.3% 4.3% する基礎調査 平成22年度 1.5% 2.6% 平成28年度 1.3% 4.3% する基礎調査 平成22年度 1.3% 4.3% する基礎調査 平成22年度 1.3% 4.3% する基礎調査 円成22年度 1.3% 4.3% する基礎 1.3% する 1.	度におい水 成27年度の水 成27年度か・年 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年度 923,816pv 本統23年 平成23年度 1.7% 2.4% 平成29年度 1.3% 4.8% 本で成23年度	労を 1.7%、1 1.7%、1 1.7%、1 1.7% 1 1.7% 1 1.872,268pv 1.872,268pv 1.872,268pv 1.7% 1 2.7% 平成304年 1.3% 4.8% 2.48%	がこと 28年母 28年母 1.0% 令和2年年 90% 81.0% 令和2年 女 令和2年 女 令和2年 女 令和2年 女 令和2年 女 令和2年 女 令和2年 女 令和2年 女 令和25年 女 令和25年 女 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 令の。 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8% 1.8%	である。 の% 体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚 令和3年度 1,757,894pv 令和26年度 2.0% 2.5% は100人未済 令和26年度	<ul> <li>計れ、掲載</li> <li>行数(1793年)</li> <li>目標値</li> <li>令和3年度</li> <li>90%</li> <li>平成27年度</li> <li>1.7%</li> <li>4.0%</li> <li>令和3年度</li> <li>1.9%</li> <li>5.9%</li> <li>一方、</li> <li>一方、<td>依頼を行った</td><td>3治体应 達原</td></li></ul>	依頼を行った	3治体应 達原
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト のアクセス件数  【参考】指標12 最低賃金の未満率・影響率 の推移	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度 91.7% 【未満率】 【影響率】 【影響率】 最低賃金に関	行り、今者1)(参考者 (参考者載数(1) (参考者載数(1) 平成29年度 90% 93.5% 平成29年度 42,406枚 平成29年度 1,159,926pv 賃金構造度 1.5% 2.6% 平成28年度 1.3% 4.3% する基礎調査 平成22年度 1.6%	世 で で で で で で で で で で で で で	労を 1.7% 89.7た 目標 令 1.788 を	### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  ### 1.9%  #### 1.9%	である。 の% 体広報誌発 令和3年度 90% 89.7% 令和3年度 48,810枚 令和3年度 1,757,894pv 令和26年度 1.8% 3.4% 令和2年度 2.0% は100人未済 令和26年度 2.0% は100人未済	<ul> <li>計れ、掲載</li> <li>行数(1793)</li> <li>目標値</li> <li>令和3年度</li> <li>1.7%</li> <li>4.0%</li> <li>令和3年度</li> <li>1.9%</li> <li>5.9%</li> <li>お)</li> <li>平成27年度</li> <li>1.9%</li> </ul>	依頼を行った	3治体应 達原
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト のアクセス件数  【参考】指標12 最低賃金の未満率・影響率 の推移	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度 91.7% 【未満率】 【影響率】 【未満率】 【影響率】	行り、今者1)(参考者数 (1 (参考者数 (1 ) ) (参考者 (1 ) ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (	度において 成27年年の 成27年年度 (成27年年度)か年 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年校 平成30年校 平成30年校 平成30年校 平成30年校 平成30年校 平成30年校 平成30年を 1.7% 2.4% 平成29年度 1.3% 4.8% 本(事業年度) 1.7% 3.4%	労を 1.7%、1 情算 ごご和 90% 92.3% 情令和 5,788枚 情令和 5,788枚 情令和 6,872,268pv 情に事か 6,872,268pv 1.872,268pv 1.7% 平成 30年 1.3% 4.8% その 1.3% 4.8% その 1.3% 4.9%	がことはか。 28年母: 96.6 ま分。 値値 和 2年 の。 では、 1.768,727pv 模 5 和 25年 を 1.8% で 1.9% で 7.4%	である。 の の の の の の の の の の の の の	デ訪れ、掲載が デ数(1793年 目標値 令和3年度 90% 平成27年度 1.7% 4.0% 令和3年度 1.9% 5.9% お) 平成27年度 1.9% 9.0%	依頼を行った	当治体広 達成
測定指標	制度の掲載割合 (アウトプット)  【参考】指標10 最低賃金に関布枚数  【参考】指標11 最低賃金特設サイト のアクセス件数  【参考】指標12 最低賃金の未満率・影響率 の推移	度)の設定の根拠 基準値 平成27年度 91.7% 【未満率】 【影響率】 【影響率】 最低賃金に関	行り、今ま1)(参表表記) (1) (参考者記) (1) (参考者記) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	度において 成27年年の 成27年年度 (成27年年度)か年 平成30年度 90% 93.7% 平成30年度 42,176枚 平成30年校 平成30年校 平成30年校 平成30年校 平成30年校 平成30年校 平成30年校 平成30年を 1.7% 2.4% 平成29年度 1.3% 4.8% 本(事業年度) 1.7% 3.4%	労を 1.7%、1 情算 ごご和 90% 92.3% 情令和 5,788枚 情令和 5,788枚 情令和 6,872,268pv 情に事か 6,872,268pv 1.872,268pv 1.7% 平成 30年 1.3% 4.8% その 1.3% 4.8% その 1.3% 4.9%	がことはか。 28年母: 96.6 ま分。 値値 和 2年 の。 では、 1.768,727pv 模 5 和 25年 を 1.8% で 1.9% で 7.4%	である。 の の の の の の の の の の の の の	デ訪れ、掲載が デ数(1793年 目標値 令和3年度 90% 平成27年度 1.7% 4.0% 令和3年度 1.9% 5.9% お) 平成27年度 1.9% 9.0%	依頼を行った	3治体広 達成

[※] 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の12点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

#### 【達成目標1の主要な指標について】

- ① 課題1は「労働時間その他の労働条件が適正に確保されていない労働者が存在する」ということであり、これに対応する達成目標が「労働条件の確保を図る」というもの。すなわち、長時間労働が減っているか、労基法違反の長時間労働がないのかが争点であり、36協定の届出件数(指標1)はそのための手段にすぎないと考えられる。したがって、達成目標1に係る主要な指標を見直すべきではないか。
- ⇒ 指摘を踏まえ、主要な指標を「週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合」(指標6)に変更する。

#### 【達成目標1の指標2及び指標3について】

- ② 指標2及び指標3は、直近5年度でも安定的に目標値を大きく上回っており、指標としての役割を終えたと考えられることから、達成目標1の進捗状況を把握する指標として別の指標を設定すべき。
- ⇒ 指摘を踏まえ、指標2及び指標3を達成目標から除外する。なお、別の指標としてどのような指標を設定すべきか等については、今後検討していく。

#### 【達成目標1の指標5について】

- ③ 外国人労働者に着目し、労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数を指標としているが、相談件数だけでなく、外国人労働者の労働時間の実態や、労基法違反の状況等について把握することが基本ではないか。
- ⇒ 法違反の状況等の監督指導の状況については、その件数が経済情勢等により左右されることから、参考指標としているが、他にどのような指標 を設定すべきか等については、今後検討していきたい。

## 【達成目標1の指標6について】

- ④ 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合については、直近では減少幅が鈍化しており、このままでは令和7年度における目標値の達成が難しいことが想定される。そのため、実績評価書の「施策の分析」欄において、どのような業種で減少幅が鈍化しているのかなど、属性に応じた分析を行い、令和7年度の目標達成に向けて重点的に取り組むべき内容を明確にすることが必要ではないか。
- ⇒ 指摘を踏まえ、現状分析欄に記載を追加した。

#### 【達成目標1に係る指標の追加について】

- ⑤ 参考指標7では、労働基準監督署における定期監督等実施状況を記載しているが、監督指導の結果により、長時間労働等の労基法違反の是 正状況等について指標としてはどうか。
- ⇒ 法違反の状況等の監督指導の状況については、その件数が経済情勢等により左右されることから、参考指標としているが、他にどのような指標 を設定すべきか等については、今後検討していきたい。

### 学識経験を有する者の 知見の活用

## 【達成目標2の指標8について】

- ⑥ 最低賃金額の周知ポスターの認知率を達成目標2の主要な指標として設定しているが、そもそも最低賃金額の認知経路としてポスター又は自治体の広報誌経由というのは1割程度にすぎない。テレビ等の他の媒体経由の認知割合の方が高いことも踏まえると、指標8及び指標9を指標として継続することや主要な指標として設定することは不適切ではないか。
- ⇒ ポスターや自治体広報誌は、広く国民に対する周知広報として主要な媒体であると考えており、これらの認知率に関しては引き続き指標として継続していきたい。一方で、指摘を踏まえ、費用の問題はあるものの、認知割合の高いテレビ等の手法の活用についても検討してまいりたい。

## 【達成目標2の指標9について】

- ⑦ 指標9の目標値を引き上げるべき。
- ⇒ 過去5か年の実績を踏まえ、目標値を92%に引き上げることとする。

## 【達成目標2に係る指標の追加について】

- ⑧ 最低賃金の周知だけでなく、最低賃金を遵守していない事業場の割合がどの程度あるのか等が目標となるのではないか。
- ⇒ 指摘を踏まえ、参考指標12としている最低賃金の未満率を測定指標とすることとしたい。

## 【達成目標2に係る参考指標の測定指標への変更について】

- ⑨ 参考指標12として記載されている最低賃金の未満率を低下させていくことは重視する必要があり、これを測定指標とすることはどうか。また、影響率についても同様に測定指標とすることはどうか検討されたい。
- ⇒ 指摘を踏まえ、参考指標12としている最低賃金の未満率を測定指標とすることとしたい。 一方、影響率については、最低賃金の引き上げ幅に直接影響を受けるものであるため参考指標に留めるべきと考える。

## 【達成目標2について】

- ・最低賃金の周知については、テレビを通じての認知割合が相対的に高いので、総務省と連携し各地のローカルニュースで最低賃金額を報道していただくことが、周知の面で有効であると考えるが、そのような方法も検討されたい。
- ⇒ 指摘を踏まえ、費用の問題はあるものの、認知割合の高いテレビ等の手法の活用についても検討してまいりたい。
- ① 課題2と達成目標2が全く同じ内容になってしまっている。課題には、何について問題意識を持っているかを記載し、達成目標には、認識している課題の解決のために具体的に何をするかを記載しないと意味がない。
- ⇒ 指摘を踏まえて、令和4年度事前分析表より、課題欄及び達成目標欄の記載を以下のように修正した。 課題2:最低賃金法の遵守が求められる中、最低賃金が適正に確保されていない労働者が存在する。 達成目標2:最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。

## 【全般について】

- ② 数字の出所について、どの調査から引用した数字なのか分かるよう極力明確にすべき。
- ⇒ 指摘を踏まえて、指標5~指標7の実績値について数字の出所が明らかになるよう記載を追加した。

	日暦法式中へいの河中公田	(タ行政機関サ海区公) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)
	口伝生以及古いの測定桁果	(各行政機関共通区分) ④【進展が大きくない】 (判定結果) B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由)
		・ 指標1(36協定の届出件数)について、令和3年度の実績値は目標値に対する達成度(以下「目標達成率」という。)が74.1%(<80%)であるため、指標の達成状況としては、「×」(未達成)と判断した。
		・ 指標2(「労働条件相談ほっとライン」の利用者満足度)及び指標3(労働時間適正化指導員が個別訪問を実施した事業場に対するアンケート調査結果)の目標達成率は、それぞれ106.2%、101.2%であるため、いずれも指標の達成状況としては「〇」(達成)と判断した。
		・ 指標4(セミナー参加事業場に対するアンケート調査)及び指標5(労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数)の目標達成率は、それぞれ138.6%(>120%)、140.7%(>120%)であるため、いずれの指標の達成状況としては「◎」(目標を大幅に上回る)と判断した。
	総合判定	・ 指標6(週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合)の目標達成率は、 92.7%であるため、指標の達成状況としては、「△」(概ね達成)と判断した。
		【達成目標2】
		・ 指標8(最低賃金額のポスターの認知率)については、令和3年度は22%とする目標を設定していたが、実績は 19.1%と目標達成率は86.8%であるため、指標の達成状況としては、「△」(概ね達成)と判断した。
		・ 指標9(市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合)については、目標値が90%であったところ、令和3年度は89.7%と目標達成率:99.7%であるため、指標の達成状況としては、「△」(概ね達成)と判断した。
		【総括】
		・ 以上より、主要な指標(指標1及び指標8)のうち、指標1の達成状況が「×」となった。一方で主要な指標以外の指標(6指標)は、6指標中「◎」が2指標(指標4及び指標5)、「○」が2指標(指標2及び指標3)、「△」が2指標(指標6及び指標9)である。
評価結果と 今後の方向性		・ こうした状況を踏まえ、主要な測定指標の達成状況の一部が「×」となったものの、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないとは言えないことから、判定結果は④【進展が大きくない】に区分されるものとして、B(達成に向けて進展あり)と判定した。
		(有効性の評価)
		【達成目標1】
		・ 指標1については、令和3年は目標未達となったが、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響で監督指導の件数が減少したことや時間外労働の上限規制の施行(大企業:令和元年4月、中小企業:令和2年4月)により、令和元年・2年の届出件数が増加していたことの反動等により、令和3年の届出件数が目標値ほど増加しなかったものと考えられる。
		・ 一方で、平成29年度から令和2年度までの実績は、平成30年度を除き目標値を大きく上回っており、また、毎年確実に数万件単位で届出件数が増加していることを鑑みれば、時間外・休日労働を行わせる事業場に36協定の届出を求める取組は有効に機能していると評価できる。
		・ 指標2については、目標値を上回る90%超の満足度が認められたことから、労働条件ほっとラインの実施は、有効に機能していると評価できる。
	施策の分析 (有効性の評価)	・ 指標3については、個別訪問先より「参考になった」と回答した率が、90%を超えており、労働時間適正化指導員による戸別訪問が適正に機能していると評価できる。
	(13393177.02 11 1111)	・ 指標4については、目標を大幅に上回っていることから、セミナーの実施は有効に機能していると評価できる。
		・ 指標5については、目標値を約1,800件上回る相談件数の実績が認められたことから、相談窓口の必要性が認められ、また、設置した相談の実施が有効に機能していると評価できる。
		・ 指標6については、労働基準監督署の労働時間相談・支援班や働き方改革推進支援センターでの制度周知、相談・支援等の実施により、平成29年度以降、実績値は減少してきており、これらの取組が有効に機能していると評価できる。
		【達成目標2】
	· 指 有效 〈必· ·	・ 指標8の認知率については、約5人に1人の割合で周知ポスターを認知しており、最低賃金制度の周知広報として 有効に機能していると評価できるものの、今後は従来の手法のみならず、インターネット広告への注力等も検討してい く必要がある。
		・ 指標9の掲載割合については、90%近い市町村広報誌への掲載ができていることから、最低賃金制度の周知広報として有効に機能していると評価できる。

## (効率性の評価)

## 【達成目標1】

- 指標1については、通常行われている個別の相談対応等を通じて取組が進められており、予算を措置することなく 36協定の届出件数を増加させているため、効率的な取組が行われていると評価できる。
- 指標2については、令和2年度から令和3年度の精算額が約5,000万円減額しているにもかかわらず、目標値として 定めた満足度を達成していることから、効率的な事業運営が行われたと評価できる。
- 指標3については、個別訪問件数が約200件増加している中、目標値として定めた訪問先が「参考になった」と回答 した率を達成しており、効率的な取組が行われたと評価できる。
- 指標4については、令和2年度から予算額を約3,000万円削減している中で、目標値を達成していることから、効率

指標5については、令和元年度以降、対応言語数を増やすなどして、社会的ニーズを踏まえた事業メニューの見直

## 施策の分析 (効率性の評価)

- |的な取組が行われていると評価できる。
- しを適宜行っており、過去5年間にわたり、目標値とした相談件数を上回っていることから、効率的な取組が行われて きたものと評価できる。

## 指標6については、働き方改革推進支援センターの予算額を令和2年度から削減している(対前年度比24.2億円 |減)中でも、実績値は減少してきていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。

## 【達成目標2】

- 指標8については、令和元年度以降の執行額に大きな変動はなく、毎年度、訴求対象者に対するより効果的な掲 載先等についての見直しも行っているが、今後は従来のポスター掲載等の手法のみならず、インターネット広告等も 活用したより効果的な手法を検討し、費用対効果の高い手法を模索していく必要がある。
- 指標9については、90%という目標値の達成に向け、限られた予算のもと、効率的に周知を図るために、労働局幹 |部が直接地方公共団体を訪れ、自治体広報誌への掲載依頼を行っているところ、予算を措置することなく周知に取り |組めていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。

## (現状分析)

## 【達成目標1】

- ・ 指標1については、昨年度比6万件増という設定目標に対して約74%の達成率となった。過去3年は目標値を超え る実績があり、過去5年のスパンでみれば増加傾向を堅持できていると判断しているが、令和3年度については、新型| コロナウイルス感染症の影響などもあって、増加率が低調だったと考えている。
- 指標2については、指標とした満足度について、直近5年間すべて目標値を超えており、とりわけ、令和元年度以降 は、継続して90%以上を維持している。引き続き、外国人労働者の適切な労働条件確保のため、継続して、適切に電 話相談窓口の運営を行う。
- 指標3については、過去5年間にわたり、「参考になった」と回答した率が90%以上の高い実績が認められ、引き続 き、事業場を個別訪問し、事業場の適正な労働時間管理を促すべく、取り組む。
- 指標4については、令和3年度の実績値は97%であり、70%という目標を達成している。今後も、参加者の遵法意識 の改善という目標を達成するべく、取組を進めていく。
- 指標5については、令和3年度に目標値を約1,800件上回る実績が認められ、過去5年間にわたり大幅に目標値と した相談件数を超える実績が認められる。引き続き、外国人労働者の労働条件確保のため、相談業務に取り組む。

## 施策の分析 (現状分析)

指標6について、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者数は、運輸・郵便業、 |卸売・小売業、製造業において40万人以上となり、建設業等において20万人を超えている。このため、労働基準監督 署においては、こうした業種を含む、長時間労働が疑われる事業場に対して、監督指導を徹底するとともに、労働基準 |監督署の労働時間・相談支援班や働き方改革推進支援センターによる制度周知、相談・支援等を実施し、引き続き、 労働時間の削減に向けて取り組む。

## 【達成目標2】

- ・ 指標8については、認知率が毎年度目標値(20%)近辺で推移していたため、令和3年3月の有識者会議における ご指摘を踏まえ、目標値について22%に上方修正を行ったところである。
- ・ 令和3年度の実績が目標値を下回ったことについて、詳細な分析はできていないものの、掲示開始期間(9/27週 ~)と緊急事態宣言及び経過措置期間が重なったこともあり認知率が低下した等の理由が考えられる。
- ・ 今後は、従来行ってきたポスター掲示等の方法に限らず、認知率の向上に向けた施策を進めていくことが必要であ る。
- ・ 例えば、インターネット広告による周知広報は、最低賃金額が都道府県毎に異なるため、技術的制約により、イン ターネット広告閲覧者自身に適用される地域別最低賃金額を表示させることが困難であるという課題があるが、外出 機会の減少に影響を受けづらい等のメリットが考えられるため、ポスター等による従来の周知と併せて、取組を行って |いくことを検討したい。
- ・ 指標9の掲載割合については、令和2年度の掲載率から大幅に改善した一方で、目標値を0.3%下回った。
- ・ 令和2年度については、コロナ禍において最低賃金改定の目安額が示されず、各都道府県において改定なし、また| |はわずかな引き上げとなったことから、掲載に至らなかったケースが増加したものと考えられる。
- 令和3年度については、全国で28円の引き上げが示されたこともあり、令和2年度との比較で掲載率は改善してい る。今後はさらなる掲載割合の向上に向け、引き続き地方公共団体に対してより早期に掲載依頼を行う等の取組を進 |めていくことが必要である。

## 評価結果と 今後の方向性

		(施策及び測定指標の	)見直しについて)		
評価結果と 今後の方向性	次期目標等への方向性	から、今回の結果のみ 等により目標達成を目 ・ 指標2及び指標3に ・ 指標4及び指標5に ・ 指標6は目標値を ることにより、目標達成 【達成目標2】 ・ 指標8及び指標9に 組を継続していく。指標 ・ また、上記のとおり を検討していく必要があ	をもって見直しの要否ま指していく。なお、前掲の 指していく。なお、前掲の指摘を ついては、前掲の指摘を ついては、順調に推移し や下回ったが、実績値の を目指していく。なお、前 でいては、順調に推移し でいては、順調に推移し でいては、順調に推移し	でを判断することは困難の指摘を踏まえ、指標11年間を踏まえ、指標から除外のでいることから、引き続いるとから、引き続いるが、目標値の向上でいるが、目標値の完善での実績を踏まえ、目標に対しているが、目標値の完善での実績を踏まえ、目標に対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の表述を対しているが、目標値の表述を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の完善を対しているが、目標値の表述を対しているが、目標値の表述を対しているというというというというというというというというというというというというというと	はあり、年度ごとの増加傾向は維持していること 惟である。そのため、引き続き丁寧な窓口対応 こついて、主要な指標とはしないこととする。 する。 き目標達成を目指していく。 が認められることから、引き続き取組を継続す標6を新たに主要な指標とする。 全達成には至っていないことから、引き続き取直を92%に引き上げることとする。 、従来の方法に留まらない効果的な広報手法
参考·関連資料等	労働基準監督年報 UI 労働条件相談ホットラー 最低賃金特設サイト U	、最低賃金法 : 右記検索サイト RL : https://www.mhlw.go.jp/bu イン URL : https://www.check- JRL : https://saiteichingin.info レビューシート URL : https://w	unya/roudoukijun/kantok -roudou.mhlw.go.jp/lp/ho /	u01/ otline/	- <del>-</del> -
担当部局名	労働基準局 総務課 監督課 賃金課 労働条件政策課	作成責任者名	労働基準局 総務課長 古舘哲生 監督課長 竹野佑喜 賃金課長 岡英範 労働条件政策課長 松原哲也	政策評価実施時期	令和4年8月

施策目標名	基本目標	【Ⅲ:働く人が安心して	て安全で快適に働くこと	産性向上の支援を図る ができる環境を整備する							
	築・生産性がら、できない。 〇 生産性	経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)において、「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しな、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む」とされている。 生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引きた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している(業務改善助成金)。									
施策実現のための 背景・課題	1	我が国経済はデフレ脱却への道筋を進んでいるが、平成29年3月、総理を議長に産業界と労働界のトップが構成員となった働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」における課題として、政労使が一体となって働き方改革を進め、生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築されること、また、「経済の好循環をさらに確実にすることにより、総雇用者所得を増加させていく」とされている。こうした認識の下、「働き方改革実行計画」等において、最低賃金の引上げや最低賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援を図ることとしている。  [最低賃金の全国加重平均額の推移] 平成25年度:764円(+15円)、平成26年度:780円(+16円)、平成27年度:798円(+18円)、平成28年度:823円(+25円)、平成29年度:848円(+25円)、平成30年度:874円(+26円)、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)  このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要があるため。									
各課題に対応した		達成目	標/課題との対応関係			達成目標の設定理由					
達成目標		中小企業・小規模事 る。	事業者の生産性向上の	ための支援策を実施す	最低賃金の引上げを図 中小企業・小規模事業者						
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	<b>-</b>	当初予算(a)	864,628	686,925	1,086,613	1,188,893	1,188,922				
	予算の   状況	補正予算(b)	550,489	1,308,212	1,377,100	13,513,507					
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	37,972	-749,471	-81,888	-11,201,885					
		合計(a+b+c)	1,453,089	1,245,666	2,381,825	3,500,515					
		額(千円、d)	632,248	397,236	825,498	3,111,773					
	執行率(	%、d/(a+b+c))	43.5%	31.9%	34.7%	88.9%					
		施政方針演説等	の名称	年月日	関	係部分(概要・記載箇所	ī)				
	〇経済財政	<b>改運営と改革の基本</b>	方針2022	令和4年6月7日 閣議決定	ある。最低賃金の引上げて 産性向上に取り組む中小り組みつつ、景気や物価重 る限り早期に最低賃金の	<u>企業へのきめ細やかな支</u> 前向を踏まえ、地域間格差 全国加重平均が1000円以 考えの下、最低賃金につい 引上げ額については、公労	ためにも事業再構築・生 援や取引適正化等に取 にも配慮しながら、でき 上となることを目指し、引 いて、官民が協力して引 労使三者構成の最低賃				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		賃上げ税制の拡充、公的価格の引き上げに加え、中小企業が原材料の高騰で苦しむ中、適正な価格転嫁を行えるよう、環境整備を進めます。 ○第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方 会和4年1月17日 春には、春闘があります。近年、賃上げ率の低下傾向が続いていま									
	〇第208回 大臣所信ā		分働委員会 厚生労働	令和4年2月25日	併せて、看護、介護・障: 上げるとともに、 <u>賃上げ</u> 賃金については、できる よう、その見直しにも取り	<u>しやすい環境整備に取り 限り早期に、全国加重ュ</u>	<u>り組みます。また、最低</u>				

達成目標1につい	いて 中小企業・小規模	事業者の生産性向上の	ための支援	援策を実施す	<b>する</b> 。					
		指標の選定理由							投資などを行 指標として選	
		目標値(水準・目標年	目標値は、	過去の実績	から設定した					
	│ │ 指標1 │ 業務改善助成金の支給決定	度)の設定の根拠	(参考)平成	戊27年度実 <b>約</b>	責:343件、平	·成28年度実	· :績:433件			
	件数			年	度ごとの目標	 票値		口捶仿	<b>十 冊 4</b> 2 比 抽	法代
	(アウトプット)	基準値 		T	度ごとの実績	1		日標値	主要な指標	達成
		平成27年度		平成30年度						
		343件	700件	900件	900件	900件	900件	900件	0	0
			798件	870件	542件	626件	3,859件			
		指標の選定理由			)内数として、 合決定件数を		—	├る労働者数	((推計)の多	い業種の
			となる事業	場が多いと		とから、全体	の支給決定	≧件数の目標	多い業種にお 票値に、当該党	
	指標2	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	満、その他 は、いずれ 規模30人以 に留意が必	の年度は企 の年も中小: 以下、令和2: 公要。(平成3	業規模100/ 企業であるこ 年度は事業5 0年度以前に	、未満で集言 とは要件と 場規模100人 は事業場規模	†しているが されており、 、以下となっ 莫による制限	、業務改善! それに加え [・] ており、両者 まなし)		き事業場 医は事業場 があること
			「参考指標 ・ 最低賃金	5」参照。 金引上げの影	影響を受けた	:業種別の党	労働者数の最	是新データか	法についてに 令和元年度	であること
			から、令和:  を用いた。	2年度及び令	う和3年度の	)業種別の目	標値の算定	<b>Eにあたって</b>	は、令和元年	度データ
		基準値	年度ごとの目標値					日標値	主要な指標	達成
	卸売業,小売業の業 務改善助成金の支		平成29年度	1	度ごとの実績令和元年度		令和3年度			
		90件	260件	297件	318件	306件	306件	306件		
			123件	141件	77件	95件	661件			
		基準値		<u> </u>	<u> </u> 度ごとの目標	<u>                                       </u>		日標値		
	宿泊業,飲食サービス業の業務改善助			1	度ごとの実績					
	大衆の来物以音助   成金の支給決定件   数	T 13.2 1 + 12	平成29年度 124件	平成30年度 169件	令和元年度 202件	令和2年度 172件	令和3年度 172件	令和3年度 172件		
	(アウトプット)	491+						1721#		
			97件	86件	69件 度ごとの目標	125件	827件			
	   サービス業(他に分	基準値			度ごとの実績			日標値		
	類されないもの)の 業務改善助成金の		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	]	
	支給決定件数 (アウトプット)	4件	41件	63件	37件	59件	59件	59件		
			35件	30件	15件	19件	147件			
		基準値			度ごとの目標	* **		目標値		©
	   製造業の業務改善   助成会の支給決定		平成29年度	T	度ごとの実績 一 令和元年度	I	令和3年度	令和3年度		-
	助成金の支給決定   件数   (アウトプット)	54件	121件	161件	149件	155件	155件	155件		
	() () ()	341#						19914		
			115件	145件	103件 度ごとの目標	86件	736件			
測定指標	E F 15 11   4 45 11	基準値			度ことの目標度ごとの実績			目標値		
	医療,福祉の業務改   善助成金の支給決		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	]	
	定件数(アウトプット)	44件	37件	58件	42件	60件	60件	60件		
			48件	48件 144件 65件 126件 490						
		基準値		•	度ごとの目標	•		日標値		
	生活関連サービス業娯楽業の業務改	平成27年度	平成29年度	平成30年度	度ごとの実約 令和元年度	1	令和3年度	令和3年度		
	善  善助成金の支給決	25件	41件	56件	51件	53件	53件	53件		
	(アウトプット)		85件	114件	109件	67件	571件			
			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	

		指標の選定理由	外の労働者	に対する賃	金引上げの	影響を図る	ことができ、	また、一度の	い賃金で働 )設備投資等 して選定した	により多く
	指標3 業務改善助成金の支給を受けた事業場において、当該事	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠			から設定した {:81%、平 _月		責: 68%			
	業場の最低時間給以外の労	<b>₩</b>		年月	度ごとの目標	標値		口無法		` <b>+</b> +
	働者について、賃金引上げを   行った割合	基準値		年月	度ごとの実績	<b>責値</b>		日標値	主要な指標	達成
	(アウトカム)	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		81%	80%	70%	70%	70%	70%	70%		
			66%	58%	59%	60%	49%			×
				実統	<b>漬値</b>					
	最低賃金特設サイト(最低賃		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	│金引き上げに向けた支援事 │ 業紹介ページ)閲覧数		_	-	5314pv	56万pv	11万pv			
				 実約						
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		/	/
		産業計	100%	100%	100%	100%	100%	] /	[	/1
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	/		/
		卸売業、小売業	37.2%	33.0%	35.3%	34.0%	34.0%	/		/
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	/		/ /
		宿泊業、飲食サービス 業	17.7%	18.8%	22.4%	19.1%	19.1%	/		
	【参考】指標5   最低賃金引上げの影響を受				令和元年度			/		/ /
	けた産業別の労働者数の構	サービス業(他に分類さ れないもの)						/		
	成比率(推計)	10.00	5.9%	7.0%	4.1%	6.5%	6.5%	/		
		製造業	平成29年度			令和2年度	令和3年度			
			17.3%	17.9%	16.5%	17.2%	17.2%	/		
		医療、福祉	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		△7泉、1田1正	5.3%	6.4%	4.7%	6.7%	6.7%			/
		生活関連サービス業、	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	]/		/
		娯楽業	5.9%	6.2%	5.7%	5.9%	5.9%	V	/	/
				実統	漬値					
	【参考】指標6	※ 賃金構造基本統計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		/	/
	常用労働者の時間あたり所 定内給与額の第1二十分位 数(下位5%)	調査より算出しているため、調査年6月分(最低 賃金改定前)の給与に ついての数値であること に留意が必要。	832円	852円	876円	891円	901円			
<u> </u>	(年度は第4期其末計画期間で	+ 7								

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の2点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

## 【達成目標1の指標1及び指標2について】

① 業務改善助成金の支給決定件数のみが指標1及び指標2で記載されているが、支給金額、申請件数、執行率等について指標化することを検討されたい。

⇒ 業務改善助成金は、事業場内最低賃金の引上げを行い、生産性向上に資する設備投資等を行おうとする事業主が申請し、賃上げの状況を労働局が確認の上、支給決定を行う。このため、支給決定件数が最低賃金引上げ支援の実績を表す最適な指標である。一方、支給金額については、中小企業・小規模事業者に対する支援として重要な指標となりうるが、設備投資等の内容により一定の変動があるため、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を直接評価する指標とは言えず、参考指標とすることとしたい。

## 学識経験を有する者の 知見の活用

申請件数については、申請された件数の全数が支給に至るとは限らず、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を定量的に評価する指標とは言えないため、新たに指標化することは適切ではない。

執行率については、年度ごとの予算額によって分母が変動するため経年で比較することが難しい点や、助成金の支給件数や支給金額が増大した結果として数値が改善するものであり、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を定量的に評価する指標には馴染まない点から、新たに指標化することは適切でない。

## 【達成目標1の指標3について】

- ② 指標3は業務改善助成金の支給を受けた事業場が、当該事業場の最低時間給以外の労働者の賃金の引上げを行った割合を指標としているが、労使自治に委ねられる部分に対して、どのような政策的なアプローチを考えているか。
- ⇒ 具体的な施策については検討中であるが、引き続き、政府一丸となって、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援 や価格転嫁も含めた取引の適正化等に取り組んでいき、官民連携して賃金引上げの社会的雰囲気を醸成していく。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】					
		(判定結果) B【達成に向けて進展あり】					
		(判定理由) ・ 指標1については、令和3年度における累次の要件緩和・特例コースの新設等により目標値であった900件を大幅に超え、目標達成した。					
	総合判定	・ 指標2については、いずれの業種においても目標を大幅に超え、目標達成した。					
	₩ ロ T J JC	・ 指標3について、令和3年度実績値は49%と目標値に対する達成度(実績値/目標値×100)が70%(<80%)であるため、指標の達成状況としては「×:目標未達」と判断した。					
		・ 以上より、主要な指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な指標である業務改善助成金の支給決定件数については実績値が大幅に改善しており、引き続きの業務改善助成金の支給により、中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援につながることから判定結果は【達成に向けて進展あり】に区分されるものとしてBとした。					
		(有効性の評価)					
		・ 指標1から2については、①累次の要件緩和・特例コースの新設等により目標を達成する支給決定がなされたこと、②いずれの事業場においても生産性向上がみられるとともに、最低賃金引上げも実施されたことから、業務改善助成金制度は有効に機能していると評価できる。					
		・ 指標3については、目標に満たないと考えられるが、業務改善助成金の支給により一定程度の賃金引上げが行われていることが確認できるため、業務改善助成金の支給は他の労働者への賃上げ波及に一定程度の有効性があると考えられる。					
評価結果と 今後の方向性		(効率性の評価)					
	施策の分析	・ 指標1から3について、支給件数が大幅に増え、執行率も上がったところ、①業務改善助成金は賃上げ補填ではなく生産性向上への支援であること、②支給の際には賃金の引上げを確認した上で適切に支給していることから、効率的に施策を実施していると評価できる。					
		(現状分析)					
		・ 指標1及び2については、令和3年度の実績値は3,856件であり、目標を大幅に上回って達成した。累次の要件緩和等により、様々な業種に支援が行きわたったものと考えられる。					
		・ 指標3については、指標を取る際に対象とする労働者の賃金額の範囲について、その時点における最低賃金額の 政府目標等を踏まえながら設定しているため、年度によってその範囲が異なっている。このため、過去の指標を参考 に一定の目標値を立て、経年でモニタリングをすることになじまないものと考えられる。					
		(施策及び測定指標の見直しについて)					
	・ 指標 次の目 次期目標等への 反映の方向性 ・ 指標	・ 指標1及び2については、目標を達成したことから、引き続き当該指標を維持し、予算額の状況等を見ながら適切に 次の目標値を設定する。					
		・ 指標3については、「助成事業場において、時間給1,000円未満の労働者のうち賃金引上げが行われた労働者の割合」とするなど、より適切な指標への差し替えについて検討する。					
		・ 令和4年度事前分析表より、新たに参考指標として、業務改善助成金の支給金額を追加する。					

参考·関連資料等

厚生労働省ホームページ(最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業) URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

最低賃金特設サイト URL: https://saiteichingin.info/ 経済財政運営と改革の基本方針2022 URL: https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/decision0607.html 関連する事業の行政事業レビューシート URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_3-1-2.html

労働基準局賃金課 作成責任者名 賃金課長 岡 英範 政策評価実施時期 担当部局名 令和4年8月

	労働者が知		<b>Ⅲ</b> −2−1)					
施策目標名	基本目標	<ul><li>(□ : 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備す目標2: 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進す</li></ul>	ること					
		<b>觜ずる等の総合的計画的な対策を推進することで、職場における労</b>	めの危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進 付働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進					
施策の概要	死等の防」		が災害の一層の減少を図るため、死亡災害の撲滅を目指した対策、過労 様化に対応した対策等について、行政、労働災害防止団体、業界団体					
加水砂锅菜	ライン」(エ		おり、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイド 事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求めら					
	の感染防」		に伴う相談に対応するため、相談体制を拡充するほか、高年齢労働者 に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助					
		・労働災害は長期的には減少しており、令和3年には労働災害には 13次労働災害防止計画の重点業種である製造業・建設業・林業を	よる死亡者の数は867人(前年比65人、8.1%増)となった。引き続き、第 と中心として、死亡災害の撲滅に向けた対策が必要である。					
	1	①建設業 死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障 害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災 害が死亡災害のうち4割を超える。 ②製造業 死亡災害全体の5分の 残る重篤な災害も多い	③林業 01を占め、後遺障害が 死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害 が残る重篤な災害も多い。					
	2		上の死傷者数を、平成29年と比較して令和4年までに5%以上減少さ 令和3年は平成29年比で24.5%の増加となっていることから、高年齢労 る必要がある。					
		・ 現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の半数を超えている。また、ルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされているが、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数は2013年800件台で推移しており、そのうち、死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は概ね150~200件前後(令和2年度は148件)。						
施策実現のための 背景・課題	3	・ また、全労働者の約3割が職場において、仕事上の不安、悩み	又はストレスについて、相談できる相手がいないと感じている。					
			マや職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止の取組 チェック制度に基づき実施されるストレスチェックの結果を活用した職場 談を受けられる環境整備を促進する必要がある。					
	4	種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ラベル	約1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な表示、SDS交付、リスクアセスメント等の実施が義務づけられているもの基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分に行われていると					
		・ 近年、我が国では、外国人を雇用している事業所数及び外国人能」が創設されたことやその背景である労働力不足を踏まえると、	人労働者は年々大幅に増加している。平成31年4月に在留資格「特定技 外国人労働者は引き続き増加していくと見込まれている。					
	5		止対策に加え、①日本語そのものの理解が不十分であること、②コミュ いること等の特性があることから、当該外国人労働者の母国語等を用い よる安全衛生教育等の実施が必要である。					
		・ また、外国人労働者を雇用する事業者に対しても、外国人労働 支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要である。	h者の安全衛生管理についての相談体制を確保する等により、事業者を -					
h =mor		達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由					
各課題に対応した 達成目標	目標1	死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少さ	死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害					
	(課題1)	せること	であることを踏まえ、その撲滅を目指すため。					
	目標2	就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進に	・ 製造業や建設業においては死傷者数自体は依然として多いが、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。他方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮しても死傷者数の増加が著しい業種もある。					
	(課題2)	より死傷災害を減少させること	・ また、死傷者数の増加幅の大きい第三次産業では、社会福祉施設等における転倒災害の増加等のように、働き盛り世代の確保が難しく、また高年齢労働者の数や割合が増加していることが関連していると考えられることから、就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させることが必要であるため。					

	目標3				仕事に関して強い不多	<del></del>	労働者が半数を超え		
		職場におけるメンタ	ルヘルス対策を推進す	ること	る状況にあること等からとは、労働者の心身の係				
	(課題3)				ているため。	生水 唯 体力 火こし てこれ	S C10-8 (15 (7) (3) (3)		
	目標4	小学物質等による	労働災害防止対策を推		国際動向等を踏まえた化学物質による労働災害防止対策を推進することで、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障				
	(課題4)	一一   一一	ᄼᅥᇓᆺᆸᄢᅹᄭᅑᇰᇉ		害の防止や、今後増加まるの対策強化といった新				
			環境整備等を図るため		外国人労働者数が増加する一方で、我が国の安全衛生対策等に する知識が乏しい、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者も少っ				
	(課題5)	安全衛生を確保す	ること		ない中で、日本人労働者の場合と同様、労働安全衛生確保に努めることで、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現に資するため。				
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
		当初予算(a)	25,605,660	29,921,230	30,243,235	29,083,178	27,172,338		
	予算の	補正予算(b)	0	0	611,886	0			
施策の予算額・執行額等	_{予算} の   状況   (千円)	補正予算(b) 繰越し等(c)	0 −310,282	0 285,561	611,886 -580,575	0 664,742			
施策の予算額・執行額等	状況	5 51	0 -310,282 25,295,378	0 285,561 29,719,763	-580,575	0 664,742 29,747,920			
施策の予算額・執行額等	状況 (千円)	繰越し等(c)	,	·	-580,575 30,146,552	·			
施策の予算額・執行額等	状況 (千円) 執行	繰越し等(c) 合計(a+b+c)	25,295,378	29,719,763	-580,575 30,146,552	29,747,920			
施策の予算額・執行額等	状況 (千円) 執行	繰越し等(c) 合計(a+b+c) 額(千円、d)	25,295,378 20,615,784 81.5%	29,719,763 26,890,214	-580,575 30,146,552 27,314,458 90.6%	29,747,920 27,792,886	f)		

達成目標1につい	へて 死亡災害の撲滅を	·目指した対策の推進に	より死亡災	害を減少さ	せること					
		指標の選定理由	働災害に被	災して亡くな	いっている。こ	こうした現状		亡災害を減	て年間約1,00 らし、安心し	
測定指標	指標1 	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	2017年と比て目標設定 ※ 労働災でのものとし	較して、202 としている。 害による死で している。 ひ目標値は記	2年までに18 二者数につい	5%以上減少 ハては、歴年	ゝさせる」とい :単位で集計	う目標が掲・公表してい	きまによる「列げられたこといるため、目标	:に基づい 票値も暦年
		基準値		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	度ごとの目標 度ごとの実約	•		目標値	主要な指標	達成
			平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)		
		978	_	(948人)	(919人)	(889人)	(860人)	831	0	Δ
			978人	909人	845人	802人	867人			

達成目標2につい	え 就業構造の変化や	労働力の高齢化等に	対応した対策	<b>策の推進に</b> 。	より死傷災害	<b>『を減少させ</b>	ること			
		指標の選定理由	上)している	。こうした現		、労働災害を	と少しでも減	らし、誰もが	こ被災し休業 安心して健康 がある。	
測定指標	指標2 労働災害による死傷者数 (休業4日以上)	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	上の「死傷! たことに基づ ※ 労働災 でのものとし	者数を20179 ざいて目標記 害による死何 している。 D目標値は記	年と比較して 役定している 傷者数につい	、2022年ま 。 いては、暦年	でに5%以上 単位で集計	減少させる・公表してい	が災害による」という目標 いるため、目れ るための目安	が掲げられ票値も暦年
	(アウトカム)	基準値			度ごとの目標 度ごとの実約			日標値	主要な指標	達成
		平成29年 (2017年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)		
		120,460	_	(119,255 人)	(118,050 人)	(116,846 人)	(115,642 人)	114,437	0	×
			120,460人	127,329人	125,611人	131,156人	149,918人			

達成目標3につい	いて 職場におけるメンタ	アルヘルス対策を推進す	けること							
				上事や職業生 の半数を超		強い不安、	悩み又はス	トレスを感じ	る労働者は、	依然とし
			り、労働者が	が安心してメ 定された第1	ンタルヘルス 3次労働災	ス等の相談な	を受けられる	環境整備を	策の推進が 促進するたる ずられている	め、平成30
			※ メンタル いるため、E				易の割合につ	ついては、年	単位で調査	・公表して
	指標3		※ 年ごとの 値を記載し		<b>殳定していな</b>	にいが、2022	年までに目れ	漂を達成する	ための目安	となる数
測定指標	いたまなまであり組	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	   (参考)毎年の実績値は厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果から引用。 							用。
	(アウトカム)	基準値		- "	度ごとの目標 度ごとの実績			⋅ 目標値	主要な指標	達成
		平成29年 (2017年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)		
		58.4%	-	(62.8%)	(67.1%)	(71.4%)	(75.7%)	80%		
	_		58.4%	59.2%	1	61.4%	59%			×
		50人以上	_	90.7%	_	92.8%	94.4%			^
	事業所規模 -	30~49人	67.0%	63.5%	_	69.1%	70.7%			
		10~29人	50.2%	51.6%	_	53.5%	49.6%			

測定指標	指標4 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場 外資源を含めた相談先があ	指標の選定理由	<ul> <li>現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者で全労働者の半数を超えている。</li> <li>過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進り、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進する年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられては、本施策の目標とした。</li> <li>※ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた労働者の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位である。</li> <li>※ 年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための値を記載している。</li> </ul>							重要であ め、平成30 ことも踏ま 先がある のとしてい
	(アウトカム)	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	(参考)毎年	の実績値は	は厚生労働省	<b></b>	衛生調査(男	E態調査)」 <i>0</i>	D結果から引	用。
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		<b>一</b>		年月	度ごとの実績	植		ᆸᆥᆒ	工文:010:1次	Æ/%
		平成29年 (2017年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)		
		72.5%	-	(76.0%)	(79.5%)	(83.0%)	(86.5%)	90%		Δ
			72.5%	73.3%	_	69.2%	70.3%			

達成目標4につし	達成目標4について 化学物質等による労働災害防止対策を推進すること									
	指標5 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベ	指標の選定理由	・ 産業現場で使用されている化学物質は約7万種類といわれているが、労働安全衛生法令で規制されている数百種類の化学物質を除く多くの化学物質については、労働災策がまの基本となる危険性や有害性等の情報さえ待たずに職場で取り扱っている状況に・ 事業者は、化学物質を取り扱っている労働者の危険又は健康障害を防止するためにな措置を講ずるよう努めることとされており、事業者が自主的な化学物質管理を行うに扱っている化学物質の危険有害性等の情報を確実に入手することが必要である。・ また、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げていることも踏まえ、本施策の目標とした。							が 開いまる。 めに必要 かには、取り
測定指標		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	実施率は令和元年まで着実に増加しており、令和3年は計画目標値以上とすることを   る。  (参考)毎年の実績値は厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果から引用							
	ル表示と安全データシート (SDS)の交付を行っている化	基準値	年度ごとの目標値					日標値	主要な指標	達成
	学物質譲渡・提供者の割合				度ごとの実績					~_//
	 (アウトカム)	平成29年 (2017年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)		
		ラベル表示68.6% SDS交付62.6%	_	_	_	ラベル表示 80%以上 SDS交付 80%以上	ラベル表示 80%以上 SDS交付 80%以上	80%以上		Δ
			ラベル表示 68.6% SDS交付 62.6%	ラベル表示 75.8% SDS交付72.9%	ラベル表示 76.9% SDS交付 68.5%	ラベル表示 53.6% SDS交付 62.2%	ラベル表示 69.9% SDS交付 77.9%			

達成目標5につい	達成目標5について 外国人材の受入			外国人労働	動者の労働の	安全衛生を研	催保すること					
			指標の選定理由	指標の選定理由 増加する外国人労働者に適切な安全衛生教育を実施するため								
	;	指標6		作業5種及び危険有害要因3種について14言語で視聴覚教材を作成するもので成する安全衛生教材の数として8×14=112件を目標値としている。						るものである	るから、作	
		動者向けの安全衛 すの作成件数	基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成	
測定指標	(ア	ウトプット)	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-			
			-	_	_	140	112	112	-		0	
				-	ı	140	112	112				
		考】指標7			実績	責値						
	うち、労働災	動者からの相談の と害及び労働時間		平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)				
	寺に係る酢	談件数(アウトカ ム)		3,484	3,727	5,450	7,503	6,498			/	

[※] 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の8点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

#### 【達成目標2の指標2について】

- ① 高年齢労働者数の増加に伴い、社会福祉施設等での転倒災害が増加していることなどにより、労働災害による死傷者数(休業4日以上)(指標 2)が減少していない状況にあるとのことだが、減少させるべきものが増えてしまっている場合には、その事実だけを評価するのではなく、その要因を分析し、分析結果に基づき重点的に取り組むべき施策を考えるべきである。そのストーリーが分かるように、現状分析欄に記載すべき。
- ⇒ 指摘を踏まえ、現状分析欄(指標2部分)に、労働災害による死傷者数(休業4日以上)が直近で増えてきている要因を追記した。

## 【達成目標3の指標3について】

- ② メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、令和3年度の全事業所ベースの実績値は59%だが、事業場における労働者数の規模によって、取組状況に差異が見られ、小規模の事業場ではストレスチェック制度の導入も50%台後半にとどまっているとのこと。このような規模別の状況について見えるようし、分析していくことが必要ではないか。
- ⇒ 指摘を踏まえ、指標3の実績値の表示として、事業所規模別の状況を追記した。
- ③ メンタルヘルス対策としては、ストレスチェック制度の有無で判断するのか、それ以外の施策も含むのか。実質的に、ストレスチェック制度の実施の有無で判断するのであれば、同制度を広げていくことが今後の方針となるだろうが、他の施策も含むのであれば、ストレスチェック制度の実施以外の施策に重点を置いて実施していくこともあるのではないか。
- ⇒ メンタルヘルス対策には、ストレスチェック制度の実施を含むが、同制度以外の取組内容(※)も含むものである。このうち、特に重点を置いて実施していくべき施策はストレスチェックの実施、メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備である。
- ※ 指標3の実績値に含まれる取組内容は、メンタルヘルス対策について衛生委員会又は安全衛生員会での調査審議、メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定・実施、メンタルヘルス対策の実務を担う担当者の選任、教育研修・情報提供、健康診断後の保険指導等を通じた産業保健スタッフにおけるメンタルヘルス対策の実施、職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)、メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備、外部機関を活用したメンタルヘルス対策、メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施、その他
- ④ 指標3が目標未達となったのは深刻に考えるべき問題。労働者数50人未満の事業場で取組が進まない理由は何か。要因分析が必要。

#### 学識経験を有する者の 知見の活用

- ⇒ 指摘を踏まえ、現状分析欄(指標3部分)に、労働者数50人未満の事業場で取組が進まない要因として考えられる内容を追記した。
- ⑤ 小規模事業場ではメンタルヘルス対策の担当者が不在である、情報を十分に入手できない等の事情がある。このような状況に対して、メンタルヘルス対策を含む安全衛生対策はコストではなくメリットであることを事業主にも認識していただく意識改革という手法もあるが、コスト自体を下げるという方法もあるのではないか。具体的には、個々の小規模事業場に担当者や相談窓口等のリソースを設けず、デジタル技術を活用し、必要な情報に容易にアクセスできたり、労働者がオンラインで相談できる体制を整備することも政策課題として考えていくべきではないか。
- ⇒ 必要な情報に容易にアクセスできたり、労働者がオンラインで相談できる体制を整備することは重要であると考えている。働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において職場におけるメンタルヘルス対策に係る情報提供及びオンラインも含めた相談の受付を行っている。引き続き、これらの周知広報を行っていく。

#### 【達成目標5の指標6について】

- ⑥ 外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数が指標となっているが、作成された教材の活用状況を見える化する観点から、作成件数に代えてウェブサイトのアクセス件数を指標としてはどうか。
- ⇒ 安全衛生教材においては、事業場や教習機関において教材を一括でダウンロードし、外国人労働者へ配布するパターンがあるため、必ずしもウェブサイトのアクセス件数と教材活用状況が一致しないものと思われる。なお、本事業の在り方については、2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けた検討の中で、労働政策審議会安全衛生分科会のご意見を聴いていきたい。
- ⑦ 達成目標5の目指すべきところは、外国人労働者の安全衛生の確保であるならば、まずはその状況を把握し、どのように改善していくかを考えるのが大きな目標であり、当該目標を達成するために周知や研修、事業場への指導といった手段があるのではないか。そのような観点から考えると、外国人労働者の労働災害発生状況について把握していくべきではないか。まずは参考指標という形で現状を示していく方法もあるのではないか。
- ⇒ 外国人労働者の在留資格や業種別の労働災害発生状況はhttps://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000943974.pdfで公表しているところである。「第13次労働災害防止計画」においては、外国人労働者の労働災害も含め、休業4日以上の死傷災害発生件数を5%以上減少させるという目標を立てて取り組んできたが、高齢化の急速な進展や産業構造の変化等の影響により達成はきわめて困難な状況となっている。外国人労働者の労働災害も含めた労働災害件数に係る目標については、どのようなものとするのが適切なのかについて、2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けた検討の中で、労働政策審議会安全衛生分科会のご意見を聴いていきたい。

## 【その他】

- |⑧ 労働安全衛生の体制について、産業医の設置状況、安全衛生委員会又は衛生委員会の活動状況等を指標として追加できないか検討していた |だきたい。
- ⇒ 事業場における労働安全衛生の体制の指標の設定については、現在、労働政策審議会安全衛生分科会において2023年度からの「第14次労働 災害防止計画」の策定に向けて議論しているところであり、それを踏まえて検討することとしたい。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)④【進展が大きくない】
		(判定結果)B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由)
		・ 指標1の労働災害による死亡者数については、過去3年から一転して、令和3年は目標値を達成できていないが、 目標達成率は99%と目標は概ね達成している。
		・ なお、令和3年の件数は、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと778人と過去最少となり、目標達成率は110%となっている。
		・ 指標2の労働災害による死傷者数(休業4日以上)については、令和3年は目標値を上回っており、目標達成率は70%となっているため、目標の達成に向けて、更なる取組が必要である。
		・ なお、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いた場合は、令和3年の目標達成率は87%になって おり、目標は概ね達成できている。
		・ 指標3について、令和3年の実績値は59.2%となっており、目標値(80%)に到達できていない(目標達成率は78%)。
	総合判定	・ 事業場規模別にみると、メンタルヘルス対策の主要な取組事項の一つであるストレスチェック制度について、実施 が義務づけられている労働者数50人以上の事業場においては、平成29年から令和3年まで実施割合が上昇しており 90%以上となっているが、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場では令和2年時 点で実施割合が56.1%となっており、労働者数50人未満の事業場における取組が進んでいないと考えられる。
		・ 指標4について、令和3年の実績値は70.3%となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、テレワークや時差出勤など働き方の大きな変化があったため、目標値(90%)には到達していない(目標達成率は81%)ものの、直近の令和2年から3年にかけては微増傾向にある。
		・ 指標5について、令和3年の実績値はラベル表示69.9%、SDS交付77.9%であり、目標値(80%)に対して、目標を概ね達成した(目標達成率は、ラベル表示87%、SDS交付97%)。
		・ 指標6の外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数については、令和3年度の目標値であった112件を達成した。
評価結果と 今後の方向性		・以上より、主要な測定指標である指標1「労働災害による死亡者数」については、目標を概ね達成(第13次労働災害防止計画の作成時に想定していなかった新型コロナウイルスの件数を除けば目標を達成)しており、また、主要な測定指標である指標2「労働災害による死傷者数(休業4日以上)」についても、目標未達成ではあるものの、指標1と同じく新型コロナウイルスの件数を除けば目標を概ね達成したと言え、目標達成に向けて一定程度進展していると判断できるため、測定結果を④【進展が大きくない】とし、判定結果をB【達成に向けて進展あり】とした。
		・ なお、第13次労働災害防止計画については、基本的には最終年である令和4年の実績をもって達成度合いを判断 することとしており、年ごとの目標値は設定していないため、本政策評価で設定している各指標における令和3年まで の各年の目標についても、目安となる数値を目標値として記載している。
		(有効性の評価)
		・ 指標1については、目標値を7件上回ったものの目標達成率は99%となった。また、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと、過去最少となっており、取組は一定程度成果をあげている。
		・ 指標2については、業界団体への周知・啓発や個別事業場への指導等の取組を行ったが、結果として昨年度より増加した。今後も、労働災害が減少しない業種の業界団体に対する周知・啓発等を適切に行うこととしており、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。
	施策の分析 (有効性の評価)	・ 指標3及び4について、目標値の達成に向けて、①労働局・労働基準監督署による、職場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導②全国の産業保健総合支援センターにおける、事業場への個別訪問支援等③メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえても大幅に実績値が落ち込んでいないことから、一定程度有効に機能していると考えられる。現状を踏まえより効果的な支援となるよう見直しを行いつつ、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。
		・ 指標5については、令和3年実績値はラベル表示、SDS交付ともに平成29年比で上昇しており、SDS交付はほぼ目標を達成することができているといえる。
		・ ラベル表示については、製品の製造工程にラベル印刷・貼付を組み込まなくてはならないため、製品とは別に文書で作成するSDSよりラベル表示の方がハードルが高いことが目標未達成の要因と考えられる。
		・ いずれにしても、目標値の達成に向けて、国によるモデルラベル・モデルSDSの作成・公開、事業者を対象とした化学物質管理に関する無料相談窓口の開設等を実施しており、引き続き、事業者のニーズを踏まえてより効果的な支援となるよう内容を見直しつつ、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。
		・ 指標6については、目標値どおり教育教材を作成することができたことから、外国人労働者に対して適切な安全衛 生教育を行うため、一定の成果をあげている。

	施策の分析(効率性の評価)	・指標1及び指標2について、第三次産業の労働者数の急激な増加や労働力の高齢化などの就業構造の変化への対応など、解決すべき課題が多様化する中で予算額は増加しているが、指標の達成に向けて着実に進展しており、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・指標3及び指標4について、令和3年度に事業内容・予算規模の見直しを行っており(※1)、効率的な予算執行となるよう努めている。  ※1 事業内容・予算規模の見直しは以下のとおり。 (事業内容)産業保健活動総合支援事業 (予算規模)令和2年度予算額・4,981千万円 ⇒ 令和3年度予算額4,866千万円 (事業内容)職場におけるメンタルヘルス対策事業(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う相談件数増への対応) (予算規模)令和2年度予算額:155千万円 ⇒ 令和3年度予算額253千万円 ・指標5については、令和4年度から事業内容・予算規模及び実施体制の見直しを行っており、引き続き国の委託事業で実施すべきものと独立行政法人で継続的に実施することが効果的・効率的なものを整理した上で、後者については独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金として措置することにより、効率的な予算執行となるよう努めている。 ・指標6については、予算額を約6億円削減している(※2)中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。
		※2 令和2年度予算額:13.5億円 ⇒ 令和3年度予算額7.7億円 (現場へた)
		(現状分析) 
		・ 指標1について、死亡災害は平成29年に比べ全産業で減少しており、特に陸上貨物運送事業、林業で大きく減少した。事故の型別で見ると「交通事故(道路)」、「激突され」、「墜落・転落」などで大きく減少した。
		・ 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、小売業及び社会福祉施設で多発している転倒や腰痛による労働災害防止を図るための取組等、今後はより一層の目標達成のための取組を実施していく必要がある。
		・ 指標2については、直近で増えてきている要因としては以下の4点が考えられる。
評価結果と 今後の方向性		① 第3次産業における新規就労者の増加とそれに伴う経験年数の少ない労働者の増加、経験年数が少ない労働者に対する安全衛生教育が十分実施されていないこと
		② 被災リスクの高い高年齢労働者(高齢者)の増加
		③ コロナ禍での生活様式の変化に伴う物流の増加等による陸上貨物運送業での交通事故、腰痛の増加
		④ 厳しい経営環境下における「安全衛生=コスト」という意識や低い優先順位 
	施策の分析 (現状分析)	・ 指標3について、ストレスチェック制度が義務付けられている労働者数50人以上の事業場においては、90%以上の 割合でメンタルヘルス対策に取り組まれている状況である。一方で、ストレス制度が努力義務となっている労働者数50 人未満の事業場では56.1%である。
		・ メンタルヘルス対策の中で、取組割合が高いものの一つであるストレスチェックの実施は、労働者数50人未満の事業場(小規模事業場)については努力義務となっている。小規模事業場で取組が進まない要因として考えられることの一つとして、義務の対象になっていないということがある。その他に対策に取り組まない理由として、「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」といったことが挙げられている。
		・ そのため、引き続き労働局・労働基準監督署による助言・指導や産業保健総合支援センターによる相談などの支援 等に取り組むとともに、特に、労働者数50人未満の事業場への支援を行っていく必要がある。
		・ 指標4について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がありつつも直近2年で微増傾向にあること、メンタルヘルス対策の一環として相談体制の整備は重要であり過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年菜7月最終改正)においても相談体制の充実を求められていることから、仕事上の不安、悩み又はストレスを抱えた労働者が事業場内外での相談先を確保できるよう支援を行っていく必要がある。
		・ 指標5については、令和3年の実績値は平成29年比で上昇しており、目標を概ね達成しているが、産業現場における化学物質管理の定着に向けて、労使双方からは国の支援の継続の要望があり、引き続き、ラベル表示・SDS交付等に関して、事業者に対する周知啓発と支援を実施する必要がある。
		・ 指標6については、令和3年度の実績値は112件であり、令和3年度の目標値を達成している。

(効率性の評価)

_		
		(施策及び測定指標の見直しについて)
		・ 指標1については、目標の達成に向け、直近の災害動向を踏まえ、建設業における墜落・転落防止対策の推進な ど引き続き目標達成のため取組を実施していく。
		・ 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、小売業及び社会福祉施設で減少が見られない転倒 や腰痛による労働災害防止を図るため、有識者の参画を得て対策の在り方を見直し、第14次労働災害防止計画に盛 り込む。
評価結果と 今後の方向性	次期目標等への反映の方向性	・ 指標3、4については、目標値の達成に向けて、引き続き①労働局・労働基準監督署による、職場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導②全国の産業保健総合支援センターにおける、事業場への個別訪問支援等③メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等の取組が必要であると考える。

反映の万回性

- ・ また、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組への支援が重要であることを踏まえ、第14次労働災害防止計画(令和5年度~9年度)の検討と併せて次期目標を 検討する予定である。
- ・ 指標5については、職場における化学物質規制の仕組みの見直しにより、今後さらに化学物質の危険有害性の情報伝達が重要となること等を踏まえて、第14次労働災害防止計画(令和5年度~9年度)の検討と併せて次期目標を 検討する予定である。
- 指標6については、今後も引き続き目標達成のため取組を実施していく。

参考•関連資料等

労働災害発生状況 URL:https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html

担当部局名	労働基準局 雇用環境·均等局 政策統括官(統計·情 報政策、労使関係担 当)	作成責任者名	劳総 労 監 安計 安 労 化 用総 雇 有 在 策	政策評価実施時期	令和4年8月
			有期·短時間労働課 長 田村 雅 在宅労働課長		

## 実績評価書

(厚生労働省3(Ⅲ-4-1))

	解決を図る 基本目標	度関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な Rを図ること(施策目標Ⅲ-4-1) 本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4:安定した労使関係等の形成を促進すること									
施策の概要	<ul><li>厚生労(</li><li>労働委)</li><li>る。</li><li>中央労(</li></ul>	労働組合法(昭和24年法律第174号)や労働関係調整法(昭和21年法律第25号)等により、 享生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとす 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は 会の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。 れている。									
施策実現のための 背景・課題	1	1 安定した労使関係は経済社会の発展の基礎となるものであり、労使間での対話促進、労使紛争の早期解決が課題である。									
		達成目標/課題との対応関係 達成目標の設定理由									
各課題に対応した 達成目標	目標1		普及を図るとともに、不 C労使紛争の迅速かつ			成のためには、集団的 使紛争の迅速かつ適切					
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		当初予算(a)	760,316	724,534	716,934	690,367	652,346				
	予算の 状況	補正予算(b)	-9,448	-13,695	-21,442	-3,901					
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	-38,600	0	0	0					
		合計(a+b+c)	712,268	710,839	695,492	686,466					
	執行	執行額(千円、d) 640,669 638,317 474,930 517,295									
	執行率(	l行率(%、d/(a+b+c)) 89.9% 89.8% 68.3% 75.4% ✓									
施策に関係する内閣の重		施政方針演説等	等の名称 アンドラ	年月日	関	係部分(概要・記載箇所	<del>-</del> )				
要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-		-		-					

達成目標1につい	いて 集団的労使法制の	の普及を図るとともに、	不当労働行	為事件の迅	速な処理等	を通じて労	使紛争の迅	速かつ適切	な解決を図	<b>ა</b> .		
		指標の選定理由		・ 本指標を測定することで、日本国内において集団的労使関係が安定的に推移してい どうかが直接的に確認できると考えている。								
			成27年度に 29年度から	<b>海年度75%</b>	6、平成28年 は毎年度85	度は85%を	目標とし、同	計画(第4	たる平成24 ⁴ 期)期間にあ 3年度におい	たる平成		
	指標1 労使関係が	目標値(水準・目標年	業も単年度 (参考1)労		であることだ調査(労働	から、本測定 組合実態調	!指標も単年 査) URL :		ており、国際党 して設定した			
測定指標	「安定的に維持されている」 及び 「概ね安定的に維持されてい る」 と認識している 労使当事者の割合 (アウトカム)	度)の設定の根拠		成29, 30年原 、労使コミュニ			対象∶労働組 [∙]	合、令和元:	年度の調査対	対象∶使用		
			(参考3)平	成27年度実	績:88%、平	² 成28年度第	<b>実績:90%(</b> i	間査対象はは	ハずれも労働	加組合)		
			合で、一定「安定的に	の方法により	り抽出した党 ^る」及び「ま	が働組合のう いおむね安定	ち調査への	有効回答数	計員30人以上 、分子∶労使 と認識している	関係が		
		基準値		· · ·	度ごとの目標 度ごとの実績	•••		目標値	主要な指標	達成		
		-	平成29年度	平成30年度			令和3年度	毎年度				
		-	85%	85%	85%	85%	85%	85%	0	0		
			89%	91%	82%	90%	93%					

			1							
		指標の選定理由		動行為事件の こより、労働約						
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	29~令和元 を定めてい の目標を定 ・ なお、中 集計してい	期間の目標に 元年において たが、令和2 めることとし 央労働委員 るため、 覧 27年実績:	「は「1年3か 2〜4年につ 」た。 会では上記 E指標、目標	月以内のでいても、事件 いても、事件 審査の期間 関値、実績値	きるだけ短し ‡の処理の* ずの目標に合 はいずれも	ハ期間内に 犬況等にか <i>/</i> わせ、年度	終結させる」。 しがみ、引き ではなく各年	という目標 続き同様 この数値を
	   指標2			年月	 度ごとの目標	 票値				
	新規申立事件の終結までの	基準値		年月	度ごとの実績	 責値		▎目標値	主要な指標	達成
	平均処理日数 (アウトプット)	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年		
		_	1年3か月 以内	1年3か月 以内	1年3か月 以内	1年3か月 以内	1年3か月 以内	1年3か月 以内		×
			438日	443日	493日	435日	681日			
		取下・和解により終 結:件数	38件	63件	29件	23件	25件			
測定指標	終結事由ごとの内訳 -	取下・和解により終 結:平均処理日数	325日	431日	231日	263日	474日			
		命令・決定で終結:件 数	28件	14件	23件	16件	30件			
		命令・決定で終結:平 均処理日数	592日	498日	823日	682日	854日			
		指標の選定理由	・裁判例や労働法制に関する情報を広く発信することで、労働紛争未然防止や早期解決るとともに、紛争解決をサポートする労働委員会について、理解を深めていただくこを目的 て開催している「労使関係セミナー」の受講者満足度を令和2年度より設定。							月解決を図 を目的とし
	指標3 労使関係セミナーにおける 受講者の満足度	・令和3年度の目標は、新型コロナウイルス感染症の影響: 除き、平成29年度~令和元年度(3年度間)のアンケート結 85%とする。 (参考)令和3年度実績値96%は、分母:アンケート回答者 ら算出したもの。					果から、令	和2年度に引	き続き	
	(「大変参考になった」「参考   になった」)の割合		3,110,10		きごとの目標					
	(アウトカム)	基準値		• •	要ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
		-				85%	85%	85%		0
						94%	96%			
	【参考】指標4 事業所での労使コミュニケー			実統	<b>責値</b>					
参考指標	ションの良好度が「非常に良い」及び「やや良い」と認識し		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	ている労働組合に加入している労働者の割合		_	_	72%	_	_			

第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の5点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

## 【達成目標1の指標1について】

て設定することとしたい。

① 指標1については、実績値が年度によって大きく変動するものではなく、例年目標を達成しているものでもあるため、指標1を引き続き主要な指標として設定することは適切かどうか検討されたい。

⇒ 労使関係の将来にわたる安定的な推移という、まさに政策目標の核となる部分に関する指標であることから、指標1を引き続き主要な指標とし

## 学識経験を有する者の 知見の活用

- ⇒ 紛争調整事件の申立が来るかどうかは行政でコントロールできない部分であり適切な目標設定が難しいことから、指標1を引き続き主要な指標として設定することとしたい。

#### | 【達成目標1の指標2について】

- ③ 平均処理日数が長い事案が終結までの日数に与える影響を考慮し、終結事由ごとの内訳を記載してはどうか。
- ⇒ 指摘を踏まえ、指標2の各年度の実績値の内訳として、終結事由別の平均処理日数及び当該年度における終結件数を追記した。

## 【達成目標1の指標3について】

④ 指標3として、セミナー受講者の満足度を掲げているが、セミナー参加者である時点で労使関係への関心が高く、アンケート回答者数も限定的であるため、指標にする場合であっても参考指標でよいのではないか。集団的労働関係のルールの確立・普及の状況を把握するのに指標3が適切な指標なのか。他の方法で認知度の状況を把握する方が適切ではないか。

⇒ 満足度以外に指標として適切なものはなく、またアンケートも引き続き実施していく方向であるが、指摘を踏まえ本件は参考指標とする。

#### 学識経験を有する者の 知見の活用

⑤ 労使紛争がどのような分野で発生しているかを分析し、労使に周知することで、労使が労働紛争に発展しない形でスムーズに話し合うことができる素地を形成することができるのはないか。発生した事案を分析し、労使に周知することで、紛争に発展する件数自体を少なくするという発想も必要ではないか。

⇒ 紛争類型について、令和3年の不当労働行為申立事件について労働組合法第7条の該当号数ごとにみると、組合員に対する不利益取扱い(25件)、正当な理由のない団体交渉の拒否(40件)、労働組合の運営に対する支配介入等(38件)、労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い(1件)となっている。このように把握している労使紛争の類型については年報において事案の類型ごとの件数を掲載し、公表、周知に努めている

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
		(判定結果) B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由)
		・ 指標1(労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合)は、令和3年度実績値は目標値を上回り、達成率は109%(<120%)であることから、「〇」(達成)と判断した。
	総合判定	・ 指標2(新規申立事件の終結までの平均処理日数)は、令和3年度の目標値は1年3ヶ月以内(約455日)としていたが、実績値は681日で達成率は50.3%(<80%)であることから、「×」(未達成)と判断した。
		・ 指標3(労使関係セミナーにおける受講者の満足度(「大変参考になった」「参考になった」)の割合)は、令和3年度の目標値である85%を大幅に上回る96%を達成した(達成率113%)ことから、「〇」(達成)と判断した。
		・ このため、指標2について目標未達となったが、指標1(主要な指標)及び指標3は目標達成となったため、③(相当程度進展あり)、B(達成に向けて進展あり)と判断した。
		(有効性の評価)
		・ 指標1については、労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合が平成29年度以降概ね85%以上で推移しており、令和3年度は令和2年度に引き続き90%を超えていることから、本政策は有効であると評価できる。
		・ 指標2については、令和3年度については新型コロナウイルス感染症の拡大する中、令和2年度の一時期、調査・審問の実施を見合わせたこと及び処理日数の多い事件(命令・決定で終結した事件など)が終結し、処理日数の短い事件(和解により終結した事件など)の比率が例年に比して低かったことが要因となり、目標未達となった。
		・ 指標3については、参加枠を上回る申し込みがあったこと、参加者の96%が満足度において肯定的回答をしており、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの普及を図るという点において有効であったと評価できる。
		(効率性の評価)
評価結果と 今後の方向性		・ 指標1については、目標の達成手段となる事業について、令和3年度までの4か年で予算額を削減している(※1) にも関わらず、概ね毎年度目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
		※1 予算額の推移は以下のとおり。 平成30年度:712,268千円(執行額:640,669円)、令和元年度:710,839千円(執行額:638,317千円)、令和2年度:695,492千円(執行額474,930千円)、令和3年度:686,466千円
	施策の分析	・ 指標2については、現在、①調査期日の迅速・効率的な設定、②調査の手続きにおけるウェブ会議等の活用、③ 労働者委員及び使用者委員の働きかけを通じた和解による解決の促進等を通じて、無駄を排除した予算執行に努 めていることから効率的な取組が行われていると評価できる。
		・ 指標3については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開催方法を参集型から一部をオンライン形式に変更し実施したこと、変更時も円滑に実施し参加者の満足度は目標値を超える結果となったことから効率的に行われたと評価できる。
		(現状分析)
		・ 指標1の実績値より、安定的な労使関係が着実に確立している。
		・ 指標2については、平成29年度から令和2年度までは、令和元年度を除き目標を達成し、440日前後の実績となっていたが、令和3年度は上記のとおり目標未達となった。
		・ 現在、今期(令和2年から4年までの3カ年)の審査の期間の目標を達成するための改善策として、①調査期日の 迅速・効率的な設定、②調査の手続きにおけるウェブ会議等の活用、③労働者委員及び使用者委員を通じた和解に よる解決の促進等 に取り組んでいるところであり、各事件の内容に即した適切な対応を行うことなどにより、より一層 効果的な取組みを行う必要がある。
		・ 指標3については、実績値を取り始めた令和2年度に引き続き令和3年度も、労使関係セミナー参加者の満足度 は96%と2年連続で高い水準を維持している。
		・ また、新型コロナウイルス感染症への対策から、開催方法を参集型から一部をオンライン形式に変更し実施したことで参加者の利便性が向上した。今後もオンライン形式でのセミナー開催など、潜在的に参加意向を持たれる方が参加しやすい環境を整備していく。

		(施策及び測定指標の	り見直しについて)		
5亚/亚《士田 L					な目標値はないが、施策目標の達成度合は き続き指標1及びその目標値を活用していく。
評価結果と 今後の方向性	次期目標等への 反映の方向性	・ 指標2については、 施策の実施に努める。		当労働行為事件の迅速	とかつ的確な解決に対して有効かつ効率的な
		・ 指標3について、令	和4年度事前分析表から	らは参考指標とする。	
参考•関連資料等	行政事業レビュー(安定し URL:https://www.mhlw.g 行政事業レビュー(国際党	組合実態調査) URL: htt た労使関係等の形成の促 o.jp/jigyo_shiwake/gyousei 動関係事業費) o.jp/jigyo_shiwake/gyousei	進に必要な経費) review_sheet/2021/2020	0_xls_saisyu/532.xlsx	
担当部局名	労働基準局労働関係 法課 中央労働委員会総務 課	作成責任者名	労働関係法課長 吉 作成責任者名 村 紀一郎 政策評価実施時期 令和 総務課長 山本 博之		令和4年8月

#### 施策目標名

高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標V-3-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3:労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

#### (1)高齢者雇用

- ・ 高齢者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。)に基づき、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入が企業に義務付けられているが、令和3年6月1日時点で、21人以上規模企業の99.7%で、①65歳までの定年引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止のうちいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を実施済みである。この65歳までの雇用確保措置(義務)に加え、70歳までの就業機会を確保するため、事業主に対して高年齢者就業確保措置(※1)を講じることを努力義務とする改正高齢法が令和3年4月に施行された。
- ※1 次の①~⑤をいずれかの措置(高年齢者就業機会確保措置)を講ずる努力義務
  - ①70歳までの定年引上げ
  - ②70歳までの継続雇用制度の導入(子会社、関連会社等に加えて、他の事業主によるものを含む)
  - ③定在廃止
  - ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
  - ⑤70歳まで継続的にa又はbに従事できる制度の導入
  - a 事業主自らが実施する社会貢献事業
  - b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業
- ・ 生涯現役社会の実現に向けた環境を整備するため、65歳以上の定年延長や雇用継続制度の導入、高年齢者の雇用管理制度の整備等や高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対しては、助成金を支給し、企業における高年齢者の就労を促進している。また、働く意欲のある高年齢求職者の再就職支援のため、全国の主要なハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、(公財)産業雇用安定センターにおいて高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチングを実施している。
- ・ 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、地方自治体が中心となって設置された協議会等からの提案により、 地域の様々な機関が連携して、高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を実施し、高年齢者の雇用・就業に向けた地域の取組を支援している。
- ・ シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。

#### (2)障害者雇用

- ・ 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害のある人の就労意欲が高まっている中で、障害のある人が、希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害のある人と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障害者雇用対策の一層の充実を図っていくことを目的として、以下のような取組を実施している。
  - 1)中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

優良中小事業主に対する認定制度及び特例給付金制度について、適切かつ円滑に施行されるよう、必要な周知・啓発を行う。また、障害者雇用率が令和3年3月1日に引き上げられることを踏まえ、ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した企業向けチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。

また、障害者就業・生活支援センターについて、令和2年度に続き、リモート面談等に必要なポータブル機器やWi-Fi環境の導入等設備面の整備を行うほか、地域の支援機関等に対して蓄積したノウハウの提供等を通じて就業支援の推進を図る。

このほか、技術革新や新型コロナウイルス感染症への対応として、企業においてオンラインでの採用活動の導入やテレワーク実施の機運が高まっていることから、障害者のテレワークによる雇用を推進するための取組を行っている。

2)精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

## 施策の概要

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就 労支援を推進する。特に、近年、雇用者数や就労希望者数が大幅に増加している精神障害者については、一般に職場定着に課題を抱 えるケースが多く見られること等から、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても更に充実・強化を図る。

3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

ICTを活用したテレワークについては、政府全体で導入の推進を行っているところであるが、障害者においても、多様な働き方の推進や通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保の観点から、障害者の雇用を促進するためにテレワークの推進を図る。

4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の強化

公務部門における障害者雇用については、全ての国の行政機関が法定雇用率を達成したことを踏まえ、今後は採用された障害者の職場定着支援や支援体制づくりのため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者による定着支援を引き続き推進する。

## (3)若年者雇用

- ・ 若年者については、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、1)若者の適職選択に資するよう、職場情報の積極的な提供、2)一定の労働関係法令違反の求人者について、ハローワークなどでの新卒求人の不受理、3)若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度(ユースエール認定)により、若者の適職選択と企業が求める人材の円滑な採用の支援等を実施している。
- ・ 新卒者・既卒者(卒業後おおむね3年以内の者)専門の「新卒応援ハローワーク」において、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実施しており、学生や既卒者の支援を専門に行う相談員である就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制を基本とした個別相談、求人の紹介等就職までの一貫した支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を実施することとしている。
- ・ フリーター(35歳未満で正社員就職を希望する求職者)を対象に「わかものハローワーク」等で、就職支援ナビゲーターの担当者制による個別相 談支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援、就職後の定着支援を実施している。

#### (4)外国人雇用 外国人については、労働施策総合推進法(昭和41年法律第132号)に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処 するための指針」(以下「外国人雇用管理指針」という。)を策定し、ハローワーク等において、外国人を雇用する事業主に対し、雇用管理の改善に向 けた助言・指導等を行っている。 ・ 平成31年4月1日から新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されたことに伴い、外国人雇用管理指針の見直しを行い、近 年の労働関係法令の改正内容を含め、事業主が遵守すべき事項等を盛り込み、事業主等への周知・啓発を行うとともに、事業所訪問等による雇用 管理改善のための助言・援助や雇用維持のための相談・支援等を実施している。 ・ ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備を図るとともに、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、 多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置している。 また、ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーでの外国人留学生等に対する相談支援の実施、定住外国人等に対する相 談支援の実施、外国人就労・定着支援研修の実施により、外国人求職者等に対する就職支援を実施している。 (5)その他生活困窮者等の就労支援 ・ ハローワークが自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労に向けた支援及び就職後の職場定着支援を実施し、就労による自立を 促進している。特に新型コロナウイルス感染症の影響等により増加が見込まれる生活困窮者等に対する就労支援を強化する。 少子高齢化が急速に進行する中で、経済社会の活力を維持するため、意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続ける ことができる社会の実現に向けた取組みの推進が求められている。そのため、引き続き65歳までの希望者全員の雇用確保措置の導入 に向けた取組を行うとともに、65歳以降の高年齢者については、それ以前と比べて体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより |多様なものとなることに配慮しつつ、70歳までの就業機会の確保についても進めていく必要がある。 1 また、法的な義務や努力義務に基づく事業主による雇用・就業機会の確保のほか、高年齢者の再就職支援やキャリア形成支援、地域 における多様な雇用・就業機会の確保などもあわせて進める必要がある。 障害者の雇用者数が過去最高を更新している中で、特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の増加に対応するた め、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても充実・強化することが求められている。このため、障害者の雇用 経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を中心とする法定雇用率未達成企業に対して、求人ニーズに適合した求職 |者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」を実施し、企業の障害者雇用における支援を行う必 |要がある。また、発達障害者、難病患者などについても、新規求職申込件数、就職件数ともに増加しており、引き続き、それぞれの障害 特性に応じたきめ細かな支援を行う必要がある。 2 ・ 近年、障害者雇用は着実に進展し、同様に「福祉から雇用」への流れも進展している一方、雇用施策と福祉施策の制度が縦割りに なっていること等による課題、就労支援ニーズの増大に対応する必要が生じてきた課題、現行制度が抱えている課題といった雇用・福祉 施策実現のための 施策の双方で整理・解決していくべき課題等も顕在化している。 背景∙課題 このため、雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向け、障害者のニーズの把握と就労能力や適性の評価の在り方、障害者就労を 支える人材の育成・確保、障害者の就労支援体系の在り方等について、具体的な検討の方向性を議論し、この方向性を踏まえ、今後、 労働政策審議会障害者雇用分科会において、具体的な議論を進めることとしている。 若年者雇用については、新規学卒者等の就職率の改善が進む一方で、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する者や、最初の職 場を早期に離職し、技能や知識の蓄積が不十分なまま、短期的な就業を繰り返す者も少なくない。また、不本意非正規雇用労働者割合 3 |は低下傾向にあるものの、25~34歳層が全年齢平均に比べて高くなっている。 新型コロナウイルス感染症の影響を特に受ける業界における新規学卒者等の採用は厳しい状況にあることから、第二の就職氷河期 |世代を作らないよう、こうした業界への就職を希望する専門学校生を始めとする新規学卒者等への重点的な支援が必要である。 ・ 在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者の増加に伴い、ハ 4 |ローワーク等における相談体制を整備し、円滑な就職活動が可能となるようきめ細かな支援が必要とされている。 ・ 高齢者・障害者等に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図ることが求められ 5 る。 達成目標/課題との対応関係 達成目標の設定理由 70歳までの就業機会の確保等やハローワークによるマッチング支援 目標1 その他多様な就業機会を確保する取組等により、意欲のある高齢者 高年齢者の雇用・就業機会の確保その他高年齢者の活躍を促 が年齢にかかわりなく活躍できる生涯現役社会を実現する必要がある 進するために必要な支援を行うこと (課題1) ため。 特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の急増や、 新規求職申込件数、就職件数ともに増加している発達障害者、難病患 目標2 者などについても、引き続き、それぞれの障害特性に応じたきめ細か 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を な支援を行うことが求められるため、①多様な障害特性に応じた就労 図ること 支援の推進、②障害者及び企業への職場定着支援の強化、③障害者 (課題2) 差別禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主支援と相談支援の実 施等を行う必要があるため。 各課題に対応した 達成目標 若年者の雇用の安定・促進を図ることで、若年労働力が減少する中 目標3 で、次世代を担う若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能| 若年者の雇用の安定・促進を図ること 力を向上させ、働き甲斐をもって仕事に取り組んでいくことができるよう| (課題3) にするため。 相談体制の多言語化を進めつつ、様々な在留資格を有する外国人 目標4 について円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必 外国人材の安定した就労を図ること 要とされているため。また、我が国で就職を希望する留学生に対し、よ (課題4) り一層の就職支援が必要であるため。 目標5 高齢者・障害者に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々 就職困難者等の円滑な就職等を図ること な就職が困難な者の雇用機会の確保を図る必要があるため。 (課題5) 区分 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度 当初予算(a) 129,540,737 129,546,597 136,550,897 153,535,197 146,920,176 予算の 補正予算(b) 520,685,363 293,172,132 -258,869状況 135,514,594 60,396,230 施策の予算額・執行額等 繰越し等(c) -15,947-179,648,108(千円) 477,588,152 合計(a+b+c) 265,061,191 507,103,559 129,265,921 執行額(千円、d) 119,201,186 451,279,639 467,779,458 114,682,899 執行率(%、d/(a+b+c)) 88.7% 45.0% 94.5% 92.29

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	①ニッポンー億総活躍プラン ②働き方改革実行計画 ③経済財政運営と改革の基本方針 ④未来投資戦略2017—Society 5.0 の実現に向けた改革— ⑤経済財政運営と改革の基本方針2018~少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現~ ⑥第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説	(閣議決定) ②平成29年3月28日 (働き方改革実現会議 決定) ③平成29年6月9日 (閣議決定) ④平成29年6月9日 (閣議決定) ⑤平成30年6月15日 (閣議決定) ⑥平成31年3月8日	①希望出生率1.8の実現 ①芳者の雇用安定・待遇改善 ②子育でが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化 介護離職ゼロの実現 ⑦高齢者への多様な就業機会の確保 ⑧障害者、難病患者、がん患者等の就労支援 ②5. 病気の治療、子育で・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進 7. 女性・若者が活躍しやすい環境整備 9. 高齢者の就業促進 ③第2章1(1)④病気の治療、子育で・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進 ⑦若者が活躍しやすい環境整備、高齢者の就職促進 第3章3(1)⑨生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し ④第2ⅡA3(2)ⅱ)⑤若者や就職氷河期世代の活躍支援 ⑥障害者等の就労促進 ⅱ)②中高年・高齢者の就業・転職促進 ⑤第2章、力強い経済成長に向けた重点的な取組 1.(2)②高齢者雇用の促進 ③障害者雇用の促進 ④第2単入経済成長に向けた重点的な取組 1.(2)②高齢者雇用の促進 ⑥ 改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生対策の実施、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 就業機会の確保その他	。 高年齢者σ	)活躍を促進	生するために	:必要な支援	を行うこと			
	+15-+1111111111111111111111111111111111	指標の選定理由	ため、高年	齢者の就労		している「生活	涯現役支援	窓口」での京	を 全保が重要で も は労支援チー した。	
	指標1 生涯現役支援窓口での就労	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	目標値につ	いては、過:	去の実績を記	踏まえて設定	<b>三した。</b>			
	支援チームによる就労支援を 受けた65歳以上求職者の就 職件数	基準値			度ごとの目様 度ごとの実終			日標値	主要な指標	達成
		_	平成29年度	1	令和元年度		令和3年度	令和3年度		
	(アウトカム) 	-	9,275件	19,342件	25,741件	32,577件	38,497件	38,497件	0	0
			13,074件	24,548件	31,517件	36,091件	42,772件			
		指標の選定理由			-会員の就業 指標として、:				員がどれだけ	·就業機会
	指標2	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠			過去の実績を 69,847,066人			),968人日		
	シルバー人材センター会員の	基準値			度ごとの目標 度ごとの実終			日標値	主要な指標	達成
	就業数	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
測定指標	(アウトプット)	-	71,000,000 人日以上	71,000,000 人日以上	70,000,000 人日以上	70,000,000 人日以上	66,000,000 人日以上	66,000,000 人日以上		Δ
			70,447,859 人日	69,770,994 人日	68,489,650 人日	63,410,842 人日	63,456,987 人日			
		指標の選定理由	の活躍の場 いては、65	を整備する 歳までと異な	ことが必要 ^っ いそれぞれ	である。その の高齢者の	際、65歳から 特性に応じ	ら70歳までの た活躍のたる	揮できるよう )就業機会の め、多様な選 、指標として	確保につ
	指標3	目標値(水準・目標年	値(令和7年						閣議決定)に 『を目安値と	
	65歳~69歳の就業率	度)の設定の根拠		冷階級(5歳降					県」−「長期日 分就業率(65 <i>•</i>	
	(アウトカム)	基準値		<u> </u>	度ごとの目標 度ごとの実糸	···.		· 目標値	主要な指標	達成
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度		
		46.6%	-	_	_	-	50%	51.6%		0
			44.3%	46.6%	48.4%	49.6%	50.3%			

	指標4	指標の選定理由	の処遇改善 に雇用され 数を測定す	に向けて取 る60歳から6 ることで、高	り組む事業: 64歳までの高	主を支援する 第年齢労働者 確保措置に	ることとしては きのうち、実に よる雇用の	おり、当該助際に処遇改 確保だけでス	歳までの高 ⁴ 成金を活用! 善につながっ なく、高年齢!	した事業主 た労働者
測定指標	高年齢労働者処遇改善促進 助成金を活用し、賃金規定等 改定計画に基づき処遇改善 された事業所に雇用される60	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠		うの1の処遇					を受給してい おける準備等	
	歳から64歳までの高年齢労	甘淮店	年度ごとの目標値 基準値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					目標値	主要な指標	達成
	働者数			年月	度ごとの実績	<b>責値</b>		口惊胆	工女は招信	连队
	(アウトカム)	_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	_	ı	_	-	29,000人	29,000人		×
			-	-	-	-	0人			

達成目標2につ	いて 障害者の雇用の仮	産進その他の職業生活	における自ュ	立の促進を図	図ること					
		指標の選定理由		な職業相談	・職業紹介を	•			害者の障害	
	指標5	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠		度の目標値( 職率)令和元			えて設定。 産: 42.4%、	令和3年度	: 42.9%	
	公共職業安定所における就職件数	基準値		•	度ごとの目材 度ごとの実約			日標値	主要な指標	達成
	(障害者) 	 平成29年度	平成29年度		I	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	(アウトカム)	97,814件	前年度実績 (93,229件) 以上			前年度実績 (103,163件) 以上	前年度実績 (89,840件) 以上	89,840件	0	0
			97,814件	102,318件	103,163件	89,840件	96,180件			
		指標の選定理由	用率未達成	たの状況であ 対する雇用 ^図	る。今後、 率達成指導(	更なる障害者	の雇用の安	定・促進を	、て過半数の 図るためには ⊠制度の達成	、引き続
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	を除く)の平	均伸び率り	し上の水準を	目標として	没定していた	:が、令和34	年、2013年 <i>別</i> 年度目標につ 影響を考慮し	いては、
	指標6		(参考)平成	28年度:48	.8%					
	   障害者の雇用率達成企業割   合	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			日標値	主要な指標	達成
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
測定指標	(アウトカム)	45.9%	46.5%以上	と比較して 1.5%pt以上 上昇 (平成30年6	と比較して 1.4%pt以上 上昇 (令和元年6	上げの影響 を踏まえ設 定)(令和2	(法定雇用	47.4%	0	Δ
			50.0%	45.9%	48.0%	48.6%	47.0%			
		指標の選定理由	障害への受容や認知が不十分であるなど、就職にあたって困難性を有する者を支援するこは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職実現に向けた次の段階へ移行した者の割合を測定指標として設定した。							-タルサ
	指標7 指標7 精神障害者雇用トータルサ		令和3年度の目標は、直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定した。 ※就職を重視した支援を明確にするため、職業紹介を行った時点で次の段階へ移行 とするなど、令和2年度より目標値の設定の仕方を変更。 (参考:変更後の実績)平成29年度:69.0%、平成30年度:70.4%、令和元年度:73.30							
	ポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	実績値は、 それぞれの			の段階への	 移行者数よ ⁽	 り算出。		
	割合 割合 (アウトカム)		令和2年度	E: 10,124/13 : 8,327/11,1 : 9,354/11,8	38 = 74.8%	%				
	※ 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職	基準値		• •	度ごとの目材 度ごとの実約			目標値	主要な指標	達成
	場適応訓練へのあっせん	平成29年度~令和元年 度	平成29年度	1	1	1	令和3年度	令和3年度		
		70.9%	70%以上	73.4%以上	74.3%以上	70.9%以上	72.8%以上	72.8%以上	0	0
			73.9%	74.5%	76.8%	74.8%	78.7%			
			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	

		指標の選定理由	に結びつけ 害者雇用ト	ていくことは 一タルサポ-	が不十分で、 、障害者の) 一ターの相談  合を測定指	雇用の安定 炎支援を終了	<ul><li>促進を図る</li><li>し、就職実現</li></ul>	上で重要で	あることから	、精神障
	指標8		するなど、今	令和2年度よ	明確にする り目標値の )平成29年原	設定の仕方	を変更。			テしたものと
測定指標	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	それぞれの 令和元年度 令和2年度	次の段階へ 実数は以下 E:7,206/10, :6,739/8,32 :7,907/9,35	7のとおり。 124=71.2% 7=80.9%	占める就職	者数より算出	∃.		
	(アウトカム)	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
		平成29年度~令和元年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		84.3%	60%以上	61.2%以上	65.1%以上	84.3%以上	84.3%以上	84.3%以上		0
			64.7%	69.5%	71.2%	80.9%	84.5%			

達成目標3につい	て若年者の雇用の安	₹定・促進を図ること								
		指標の選定理由							'ーク」の利用  を指標として	
	指標9	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠			, 利用者数 <i>0</i> 績:58.5万人					
	新卒応援ハローワーク における利用者数	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			日標値	主要な指標	達成
	(アウトプット)	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	(3 21 2 31 )	-	480,000人	430,000人	390,000人	356,000人	360,000人	360,000人		Δ
			449,415人	399,420人	363,176人	324,420人	351,441人			
	指標10	指標の選定理由	ため、全国による正社	のハローワ- 員就職者数 等の個々の	−クの「就職」 」を指標とし 状況に応じが	支援ナビゲ・ て選定した。 と就職活動の	ーター(旧: <u>\$</u> の相談の進	学卒ジョブサ	が重要である ポーター)の ・リーシートの	支援(※)
ond who like like	就職支援ナビゲーター (旧:学卒ジョブサポーター)	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	目標設定	については、	、支援対象者	音の推移等を	を勘案し、算	出する。		
測定指標	の 支援による正社員就職者数	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
	(アウトカム)	_	平成29年度	- "	令和元年度	1	令和3年度	令和3年度		
		_	191,000人	169,000人	182,000人	178,000人	172,000人	172,000人	0	Δ
			197,227人	187,845人	183,704人	158,615人	163,165人			
		指標の選定理由	に担うわか	ものハロー「		コーナー及	び支援窓口	の利用を進む	ついては、こ めて行くことだ った。	
	指標11	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠			、令和2年度 績:-、平成2			、算出する。		
	わかものハローワーク等の 新規登録者数	基準値		• "	度ごとの目標 度ごとの実絹			日標値	主要な指標	達成
	(アウトプット)	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		_	_	-	_	130,000人	130,000人	130,000人		0
			-	_	_	179,114人	180,608人			

の割合 (アウトカム) 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 同上 基準値 年度ごとの目標値 目標値 主要な指標 達成	測定指標	指標12 わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーターのうち、正社員として就職した者	指標の選定理由	め、 社 年就職 東職し 成和和更 名変和 3年 第10 第10 第10 第10 第10 第10 第10 第10	のハローワー て就職した者 の実績値= フリーターの数 Jーターの数 度 66,192/9 度 57,374/8 度 41,842/67	-ク、支援コー すの割合を令 (わかもの/ (わかもの/ (わかもの/ (わかもの/ (わかもの/ でもの。 8,437 平月 8,771 7,928 ※令和	ーナー及び5 和2年度か ハローワーク ものハローワ	支援窓口を利 ら指標として 、支援コーサ フーク、支援 ,024/100,53 対象年齢を	刊用して就職 記定した。 トー及び支持 コーナー及び 1	は目標を設定したフリータ 受窓口を利用 が支援窓口を	一のうち、 して正社 ・利用して
│────────────────────────────────────							同	上			
			基準値				· · · · · ·		目標値	主要な指標	達成
			_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
- 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和3年度			-	_	-	-	66%	64%	64%	0	Δ
				67%	66%	65%	61.6%	63.5%			

指標13 おは、外国人労働者が増加する中で、外国人雇用サービスコーナーるきめ細かな相談・支援を実施することは、外国人求職者の円就労の安定に資するものであることから、測定指標として選定を対象の表現を関する。			
指標13 目標値(水準・目標年   今和2年度の日標値については、過去の実績を映するて記字)	円滑な就職		
度)の設定の根拠   ^{円 和3 年度の日標値に プバビは、過去の実績を踏まれて設定し}	さしている。		
外国人雇用サービスコーナー 等の職業相談件数 <u>基準値</u> 年度ごとの目標値	口 + 無 / 士	~ <del>* * * * * *</del>	` <b>*</b>
等の職業相談件数 基準値 基準値 年度ごとの実績値 年度ごとの実績値 また。	目標値	主要な指標	達成
(アウトプット) - 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令	和3年度		
- 195,000件 195,000件 185,000件 270,000件 27	270,000件		0
178,019件 178,762件 226,470件 400,384件 286,313件			
日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上を目的とし 指標の選定理由 大労働者の就労や職場定着につながり、就業促進・就労安定に 定指標として選定した。			
指標14 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 令和3年度の目標値については、過去の実績を踏まえて設定し	としている。		
外国人就労・定着支援事業 年 年度ごとの目標値 年度ごとの目標値 上	日捶店	<b>→ 亜 +&gt; 比</b> 捶	法式
年度ごとの実績値	目標値	主要な指標	達成
(アウトプット) - 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令	3和3年度		
- 4,250人 4,250人 9,000人 9,500人 6,000人 6	6,000人		×
4,221人 4,311人 5,527人 3,327人 3,019人			
測定指標 今後外国人労働者が増加していくことが見込まれる中で、受労を確保できるよう、外国人求職者のニーズを的確に把握し、がある。 指標の選定理由 指標15 指標15 今後外国人労働者が増加していくことが見込まれる中で、受労を確保できるよう、外国人求職者のニーズを的確に把握し、がある。 ハローワークにおいては、高度外国人材を対象とした外国人 就職を希望する留学生を対象とした留学生コーナー、日系人等 国人を対象とした外国人雇用サービスコーナーを設置しており 利用して就職した外国人求職者の数を指標として選定した。	職業相談 【雇用サー 等の身分!	・紹介を実施 -ビスセンター こ基づく在留	ēする必要 -、日本で 資格の外
外国人雇用サービスコーナー 等を利用した外国人求職者 度)の設定の根拠 令和3年度の目標値については、過去の実績を踏まえて設定し	としている。		
の就職件数	口抽法	<b>~ 亜 4、1</b> 5 1	` <b>*</b>
ま準値 基準値 ケー・スロール 大麻 デレの 中様 は	目標値	主要な指標	達成
(アウトカム) 生生に 年度ごとの実績値 年度ごとの実績値	計和3年度		
(アワトカム) 年度ごとの美績値 - 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令			
-     平成29年度     平成30年度     令和元年度     令和2年度     令和3年度     令	14,900人	0	Δ
-     平成29年度     平成30年度     令和元年度     令和2年度     令和3年度     令	14,900人	0	Δ
-     平成29年度     平成30年度     令和元年度     令和2年度     令和3年度     令       -     -     -     14,595人     15,300人     14,900人     1	する方向に	こ働くが、外	 国人労働
- 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令 14,595人 15,300人 14,900人 15,335人 14,856人 12,355人 14,629人 14,460人 15,335人 14,856人 12,355人 14標の選定理由 か 当は 14点の選定理由 おおり 14点の 14点の 14点の 14点の 14点の 14点の 14点の 14点の	する方向(め、測定指	に働くが、外に 目標として選択	 国人労働
- 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令 14,595人 15,300人 14,900人 1 14,629人 14,460人 15,335人 14,856人 12,355人  指標の選定理由	する方向! め、測定指	に働くが、外! 話標として選覧	国人労働定した。
- 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令 - 14,595人 15,300人 14,900人 1 14,629人 14,460人 15,335人 14,856人 12,355人  指標の選定理由	する方向!め、測定指	に働くが、外に 目標として選択	国人労働
- 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令 14,595人 15,300人 14,900人 1 14,629人 14,460人 15,335人 14,856人 12,355人  指標の選定理由	する方向I め、測定指 としている。 目標値	に働くが、外! 話標として選覧	国人労働をした。
- 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令 14,595人 15,300人 14,900人 1 14,629人 14,460人 15,335人 14,856人 12,355人  指標の選定理由	する方向I め、測定指 としている。 目標値	に働くが、外! 話標として選覧	国人労働をした。

達成目標5につい	いて 就職困難者等の円	]滑な就職等を図ること								
		指標の選定理由	れられるこ		ことを目的	としているこ			る労働者とし いて、雇入れ	
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	離職割合以	一となること	とを目標とし	<i>t</i> =。			保険者の事 対象者0.9%<	
	指標17	基準値			度ごとの目標 度ごとの実糸			目標値	主要な指標	達成
	┃特定求職者雇用開発助成金 ┃ (特定就職困難者コース)	_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	の支給対象者の 事業主都合離職者割合 (アウトカム)	-	給対象者で ない雇用保 険被保険者 の事業主都	助給対な が が が が が で で で で で で で で で で で で で	給対象者で ない雇用保 険被保険者 の事業主都	給対象者で ない雇用保 険被保険者 の事業主都	給対象者で ない雇用保 険被保険者 の事業主都	文心が多	0	©
			支給対象者 0.9%< 一般2.0%	支給対象者 1.0%< 一般1.8%	支給対象者 1.2%< 一般1.8%	支給対象者 1.0%< 一般1.7%	支給対象者 1.1%< 一般1.9%			
測定指標	<b>比</b> 梅10	指標の選定理由	中、生活保 一体となっ	護受給者や て支援するこ	生活困窮者 ことは、生活	等の自立支 保護受給者	援を担当す ・生活困窮者	る地方公共 るの円滑な家	者等が増加付団体とハロー 団体とハロー 大職活動を可 数を測定指材	-ワークが 能とし、そ
	生活保護受給者等就労自立	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	令和3年度の目標値については、令和2年度実績を含め 設定した。					た過去3か年	F度の実績を	踏まえて
	促進事業による相談件数 	基準値	年度ごとの目標値					   目標値	主要な指標	達成
	(アウトプット)	<u> </u>			度ごとの実績	1			<b>T O</b> 11 IN	2170
		_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	605,000	612,000	599,830	572,242	577,500	577,500		0
			623,014	618,111	594,269	592,355	606,414			
	指標19	指標の選定理由	中、生活保一体となっての就労の労した。	護受給者やて支援するこで で支援するこででは進にご では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	生活困窮者 ことは、生活・ 資するもので	等の自立支 保護受給者 ぶあることかり	援を担当す・生活困窮者 ら、本事業に	る地方公共 その円滑な京よる就職率	者等が増加付 団体とハロー 大職活動を可 を測定指標と 分子:就職者	・ワークが 能とし、そ ・して選定
	生活保護受給者等就労自立 促進事業による 支援対象者の就職率	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	令和3年度	度の目標値(	こついては、	令和2年度	実績を含めた	た過去3か年	F度の実績を	踏まえ、設
	/ラム! エ / )	基準値		年月	度ごとの目標	票値		日標値	主要な指標	達成
	(アウトカム) 	坐十爬		1	度ごとの実績	1			工文的目标	上从
		_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	65%	67%	67%	66.4%	63.7%	63.7%	0	0
			67%	67%	65.4%	59%	66.1%			
× = +00 + = +00 + 10	     	<del>-</del>	<u> </u>	1	<u> </u>	·		<i></i>	ı	

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の11点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

## 【達成目標1の指標2について】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で就業者数が減少したとのことだが、コロナ禍以前から既に目標未達の状況である。シルバー人材センター以外の高齢者の就業の選択肢が広がっている中で、就業者数によって施策効果を測ることが妥当なのか疑問である。
- ② シルバー人材センターは制度として定着している段階であるため、就業者の属性分析等により質的改善を目指す段階ではないか。70歳までの就業機会を確保するための措置についての努力義務が導入された段階で、どのような質的な目標を設けるか検討すべきである。

## 学識経験を有する者の 知見の活用

⇒ 高齢法第38条第1項において、シルバー人材センターは高年齢退職者のために就業の機会を確保し、提供することが規定されている。このため、シルバー人材センターが果たすべき役割を評価するための指標としては、「就業延人員数」が適当であると考えていることから、目標は妥当と考えている。一方、70歳までの就業機会確保措置の努力義務が課されるなど、高年齢者の就業先が従来よりも多様化している現状を踏まえ、より現状に適した目標設定とすることについて検討する。

## 【達成目標1の指標3について】

- ③ 指標3に記載している「65歳~69歳の就業率」の算定には、シルバー人材センターの会員が就業したケースも含まれるのか。
- ⇒ 当該指標における就業率は総務省実施の労働力調査から引用しており、15歳以上の人口に占める「就業者」の割合で計算され、本調査における「就業者」の定義は調査期間中に収入を伴う仕事を1時間以上した者等である。このため、シルバー人材センターの会員が調査期間中に1時間以上就業していれば「就業者」に該当するため、就業率の算定に含まれることになる。

#### 【達成目標1の指標4について】

- ④ 高年齢労働者処遇改善促進助成金に関する指標4の令和3年度実績値がO人となった要因として、新型コロナウイルス感染症の影響以外に何か要因はあるのか。要因を明らかにしておかないと、今後に向けた改善ができないのではないか。
- ⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響以外では、令和3年度は事業初年度であり、周知・広報が効果的に実施できなかった。また、事業主が高年齢雇用継続給付の受給総額を減らすためにどのような取組をすればよいか、どの程度賃上げした場合に高年齢雇用継続給付の受給総額が減少するのか等について、分かりにくい制度となっていたことも要因として考えられる。そのため、事業主が取り組みやすい仕組みとなるよう、制度設計の在り方も含めて検討を行っているところ。

#### 【達成目標2の指標5について】

- ⑤ コロナ禍での実態を明らかにするため、新規求職申込件数の増減状況も踏まえ、就職率等を参考指標として記載してはどうか。
- ⇒ 指摘を踏まえ、「目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」欄に就職率を記載した。

#### 【達成目標2の指標7及び指標8について】

- ⑥ 精神障がいは2018年に雇用義務対象となったが、実績評価書に記載の通り、就職件数が増加する一方、障害特性から職場定着に課題が残る。精神障がい者の就労促進・職場定着を進める観点から、短時間労働者への特例措置も実施されていることから、精神障がい者の職場定着率などを新たに指標として設けてはどうか。
- ⇒ 精神障害者の職場定着については、職場環境や人間関係その他疾病、投薬管理など様々な要因が影響しうると考えられることから、政策評価の指標として設定することについては慎重な検討が必要であると考えている。
- ⑦ 指標7及び指標8における支援を受け、次の段階に移行した者の実数を示すことで、相談支援の状況が明確になるため、記載をお願いしたい。
- ⇒ 指摘を踏まえて、指標7及び指標8の実績値の算出式及び各年度の分母・分子の実数を指標7及び指標8の目標値の設定根拠欄に追記した。

#### 学識経験を有する者の 知見の活用

#### 【達成目標3について】

- ⑧ 施策目標に「就職氷河期世代」という文言が明記されているにもかかわらず、本評価書には就職氷河期世代に対する記述がない。今後、就職氷河期世代についても記載するとのことだが、既に政府として就職氷河期世代への支援に取り組んできて、3年間で正規雇用を30万人という目標を掲げていたが未達成となった。そのため、参考指標でもよいので、本評価書に何らか記載をすべきである。
- ⇒ 指摘を踏まえ、施策目標において「就職氷河期世代」を明記する予定であることから、令和3年度の実績を記載した本実績評価書においても、現状分析欄(達成目標3部分)に、就職氷河期世代に対する支援についての記載を追記した。なお、令和4年度以降、具体的には、新たに「ハローワークの専門窓口における正社員就職率」と「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合」といった指標を設定予定である。

#### 【達成目標4の主要な指標について】

- ⑨ 指標15の就職件数だけでなく、指標16の就職率も主要な指標とするべきではないか。
- ⇒ 指摘を踏まえ、就職率についても達成目標4の主要な指標とすることとした。

#### 【達成目標4の指標14について】

- ⑩ 指標14の外国人就労・定着支援事業は、身分に基づく在留資格を有する外国人労働者のみが対象となっているが、その他の在留資格で働く外国人労働者に対しても就労支援の取り組みを実施しているはずである。それらも含めた総合的な指標の設定を検討してほしい。
- ⇒ 当該事業では、身分に基づく在留資格を有する者を主な対象としているものの、当該在留資格に限らず、ハローワークが受講が必要であると認める者については研修の受講が可能。指標14は、当該事業における研修受講者数であり、これには身分に基づく在留資格以外の者も含まれている。

## 【全般】

- ① 本施策目標に含まれる内容が非常に多く、評価の枠済みとして適切なのか。本施策目標は属性に基づき課題を抱える者に対する就労支援という共通要素もある。そのため、適切な評価を行うためにも、属性別の縦割りの評価を行うのではなく、ハローワークでのチーム支援、トライアル雇用、人手不足産業や中小企業とのマッチング等の属性を通じて共通する課題に着目して評価を行う方法に改めるべきではないか。
- ⇒ 指摘を踏まえ、個々の属性別に達成目標を設定する方式から、各属性に共通する課題にフォーカスした上で、達成目標を設定する方式を検討し ていく。

	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
		(判定結果) B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由)
		【達成目標1:高年齢者雇用関係】 指標1~指標4 (主要な指標は、指標1)
		・ 指標1及び指標3は目標値を上回っているため、「〇」(達成)と判断。
		・ 指標2は目標値には及ばなかったが、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)は96.1%であり、「△」 (概ね達成」と判断。
		・ 指標4は目標値に対する達成度合いが0%(<80%)であるため、「×」(未達成)と判断。
評価結果と		
今後の方向性	総合判定	・ 指標5、指標7及び指標8は目標値を上回っているため、「〇」(達成)と判断。
		・ 指標6は目標値には及ばなかったが、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)は99.2%であり、「△」 (概ね達成)と判断。
		【達成目標3:若年者雇用関係】 指標9~指標12 (主要な指標は、指標10及び指標12)
		・ 指標11は、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)は138.9%(>120%)であり、「◎」(目標を大幅に上回る)と判断。
		・ 指標9、指標10及び指標12は、いずれも目標値には及ばなかったが、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)はそれぞれ80%以上100%未満(指標9は97.6%、指標10は94.9%、指標12は99.2%)であり、いずれも「△」(概ね達成)と判断。

## 【達成目標4:外国人雇用関係】 指標13~指標16 (主要な指標は、指標15) 指標13は、目標値を上回っているため、「〇」(達成)と判断。 ・ 指標14は、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)が50.3%(<80%)であるため、「×」(未達成)と判 断。 指標15及び指標16は、いずれも目標値には及ばなかったが、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100) はそれぞれ80%以上100%未満(指標15は82.9%、指標16は87.2%)であり、いずれも「△」(概ね達成)と判断。 【達成目標5:その他生活困窮者等の就労支援関係】 指標17~指標19 (主要な指標は、指標17及び指標19) 総合判定 ・ 指標17は、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)が120%以上であり、「◎」(目標を大幅に上回る)と 判断。 指標18及び指標19は、目標値を上回っているため、「○」(達成)と判断。 【総括】 ・ 主要な指標(指標1、指標5~指標7、指標10、指標12、指標15)以外の一部の測定指標(指標4)の達成状況が 「×」となったが、主要な指標(7指標)の半数以上が「◎」又は「○」となっている。 そのため、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとしてB【達成に向けて進展あり】とした。 (有効性の評価) 【達成目標1:高年齢者雇用関係】 |〔1. ハローワークにおける就職相談や改正高齢法施行による、高年齢労働者の雇用支援〕 ・ 高年齢者の皆様の希望や就労に関するニーズに丁寧に応えられるよう、全国300カ所のハローワークに「生涯現役」 支援窓口」を設け、再就職などを支援している。同窓口では、求職者本人の生活状況に応じて、チームによる就労支 援を行っている。 ・ これに関する指標である、指標1は、平成29年度~令和3年度の間、毎年度目標値を達成している。また、令和3年| |の雇用情勢は、65歳以上の完全失業率が、新型コロナウイルス感染症の影響により1.8%(全年齢:2.8%、60~64歳: |3.1%)に上昇するなど、厳しい雇用情勢にあった中で、令和3年度も目標値を達成できており、チームによる就労支援 |が有効に機能していると評価できる。 また、70歳までの高年齢者就業確保措置を講ずることを事業主の努力義務とする、改正高年齢者雇用安定法が令 施策の分析 |和3年4月から施行されているが、これに関する指標である、指標3は、目標値を達成しており、当該措置の導入に向 (有効性の評価) |けた取組等が有効に機能していると評価できる。 |〔2. 高年齢労働者の処遇改善〕 高年齢労働者も含め、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保が求められていることから、これに関する指標 として指標4を設定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、高年齢労働者の賃金の増額改定に取り組 評価結果と む事業主が少なかったこと等により、目標値を達成することができなかった。 今後の方向性 |〔3. 高年齢者の就業機会の拡大や活躍促進〕 ・ シルバー人材センターでは、会員の高年齢者に働く機会を提供することを通じて、会員の生きがいの充実や生活の 安定、また、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目的としており、高年齢者の多様な就業ニー ズに応える役割もある。これに関する指標である、指標2の令和3年度実績値は、目標値をやや下回った。 ・ これは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、高齢者が就業を控えたこと等が要因として考えられる。 【達成目標2∶障害者雇用関係】 就職支援ナビゲーターによる障害特性に応じた専門的な支援、就職支援コーディネーターによる、関係機関と連携 |して就職から職場定着まで一貫した支援(障害者向けチ―ム支援)を行っている。これに関連する指標である、指標5 については、目標値を達成しており、ハローワークにおける障害者の就職支援の取組は有効に機能している。 民間企業における障害者の雇用状況を把握するための指標が指標6であるが、令和3年度は目標達成率は99.2% であるものの、令和元年度及び令和2年度の水準を下回る結果となった。 この要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業からの感染防止を理由としたハローワークによる訪問 施策の分析 申出の拒否やテレワーク勤務による企業担当者の不在等により、事業所訪問等が十分に出来なかったことから、機会 (有効性の評価) を捉えた有効な雇用指導が十分行えなかったことが考えられる。 特に近年就職件数が増加しているが、職場定着支援に課題の多い精神障害者については、ハローワークに「精神 |障害者雇用トータルサポーター」を配置し、精神障害者に対するカウンセリングから就職後のフォローアップまでの幅 広い支援や、精神障害者の雇用促進・職場定着を図るための事業主支援を行っている。これに関する指標である、指 |標7及び指標8については、令和3年度実績値は目標値を上回った。 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、就職を意識した相談に注力するとともに、実施が困難となった事 業所訪問等に代わり電話等を用いての個別求人開拓を行ったこと等が有効に機能している。

## 【達成目標3:若年者雇用関係】

#### | |[1. 新卒者等に対する就職支援]

# ・ ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターや新卒応援ハローワークが、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を行っており、未内定の学生等の正社員就職等を促進している。これに関する指標である、指標9及び指標10については、令和3年度目標値を若干下回った。

## 施策の分析 (有効性の評価)

- ・ 新卒応援ハローワークの利用者数(指標9)の目標値を若干下回った要因としては、コロナ禍の影響により新卒応援ハローワークへの来所者数が伸び悩んだことが考えられる。一方で、新卒応援ハローワークの正社員就職者数は83,402人で、前年度(79,891人)と比較すると3,511人(4.4%)増加している。
- ・ 就職支援ナビゲーターによる未内定者等に対する就職支援のアウトカムとして正社員就職件数が目標値を若干下回った要因としては、上記のように新卒応援ハローワーク等への来所者数がコロナ禍前の水準に至っていないほか、一部の業種(観光等)における求人にも厳しさが残っていたこと等が要因と考えられる。

		[2. フリーターに対する就職支援] ・ 不安定な就労を繰り返すフリーターのうち正社員での就職を希望する者に対し、就職ナビゲーターを各都道府県の 若者の多いハローワーク等に配置するとともに、より若者の集約を図るため全国28ヶ所に「わかものハローワーク」を 設置し、個別的な就職支援等を実施している。
	施策の分析 (有効性の評価)	・ これに関する指標である、指標11及び指標12については、わかものハローワーク等の新規登録者数は目標値を大幅に上回る実績値となった一方で、わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーターのうち正社員として就職した者の割合は令和3年目標値を若干下回った。
		・ 主な要因は、コロナ禍の影響により一部の事業所の採用活動の中止・遅延が生じたケースがあった。また、こうした 状況を背景に求職者がわかものハローワーク等での支援期間中に求職活動を控えるといったケースも見られた。
		・ 特にコミュニケーション等に課題が見られる支援対象者において、就職に至るまで長期間を要し、結果、途中で正 社員就職を諦めて非正規雇用として就職した者があったこと等が要因と考えられる。
		【達成目標4:外国人雇用関係】
		[1. ハローワークでの相談・就労支援(アウトプット)] ・ 外国人雇用サービスコーナー等での多言語相談支援体制を整備するとともに、外国人労働者の就労・定着支援事業を実施している。これに関する指標が、指標13~指標16であり、うち指標13・指標14はアウトプットに関するもの、うち指標15・指標16はアウトカムに関するものとなっている。
		・ ハローワークの新規求職者(在職中を除く。)における外国人の非自発的な離職者(事業主都合)の割合は、総じて一般(外国人を除く。)の新規求職者における非自発的な離職者割合より高く、外国人雇用はコロナ禍による景気の変動等に影響を受けやすい状況にある。
	施策の分析	・ また、外国人求職者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少した等により、離職はしていないものの、転職を希望し、外国人雇用サービスコーナー等を利用する者が増えている。
	(有効性の評価)	・ こうした背景から、外国人雇用サービスコーナー等の職業相談件数(指標13)は令和2年度実績値ほどの水準ではないものの、目標値を上回る状況となり、外国人求職者の相談の拠点として、外国人雇用サービスコーナー等は十分に活用されていると考える。
		・ 一方で、外国人就労・定着支援事業の受講者数(指標14)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画 していた集合型研修コースの中止等が重なり目標を下回ったものの、受講者アンケートによると、受講者の95%以上 が満足しているとの回答を得ており、安定した就労を希望する外国人求職者のニーズを踏まえた必要な事業となって いる。
評価結果と		「2. ハローワークでの相談・就労支援(アウトカム)」 ・ 外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職件数(指標15)及び就職率(指標16)は、先述した 外国人雇用の情勢等の影響を背景として、訪日外国人観光客の入国規制による外国人観光客向けの就職先の減少等により、令和3年度は目標値にやや届かない実績となった。
今後の方向性		【達成目標5:その他生活困窮者等(※1)の就労支援関係】 ※1 母子家庭の母、生活保護受給者等の就職が困難な者
		[1. 特定求職者雇用開発助成金により就職困難者等の雇入れを行う企業への支援] ・ 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)は、高年齢者(60歳以上65歳未満)、障害者等の就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成することで、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的とし、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介により雇い入れた事業主に対して、助成金を支給する。
	施策の分析 (有効性の評価)	・ これに関する指標である指標17については、目標を上回る実績を上げており、本助成金の本コースにより就職困難者の雇用機会の増大が図られていると評価できる。
		・ これに関する指標である指標18及び指標19については、いずれも令和3年度目標値を達成するとともに、コロナ禍前の水準と比較しても同程度まで回復していることから、生活保護受給者等に対する地方公共団体とハローワークが一体となった就職支援等が有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1:高年齢者雇用関係】
		【1. ハローワークにおける就職相談や改正高齢法施行による、高年齢労働者の雇用支援】 ・指標1については、設置箇所が全国で300箇所となった令和2年度と比較して、65歳以上求職者の就職件数の単位 あたりコストが67,164円から62,190円に低下したことから効率的な取組が行われていると評価できる。
	佐佐の八七	・ 指標3については、多様化する高齢期の雇用・就業ニーズを踏まえた取組が求められる中、実績が順調に上昇していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
	施策の分析 (効率性の評価)	<ul> <li>〔2 高年齢労働者の処遇改善〕</li> <li>・ 指標4については、高年齢者労働者処遇改善促進助成金の令和3年度の実績値が0人となったため、今後の高齢雇用継続給付の受給者数の推移等も踏まえて、必要経費を見直し、当該助成金の令和4年度は予算額を減額した。(参考)令和3年度予算額:3,219,383千円 ⇒ 令和4年度予算額:2,258,980千円</li> </ul>
		[3. 高年齢者の就業機会の拡大や活躍促進] ・ シルバー人材センターの会員数が減少傾向にあることや新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標は達成できなかったものの、令和2年度から令和3年度にかけて予算額が減少しているにもかかわらず就業者数の実績は微増となっており、効率的な取組が行われていると評価できる。

	施策の分析 (効率性の評価)	【達成目標2:障害者雇用関係】
		・ 指標5については、人員体制が変わらないにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、実績が対前年度増となっていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
		・ 指標6については、令和3年3月に法定雇用率を2.3%に引き上げたことや新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、従前から法定雇用率未達成企業、障害者雇用ゼロ企業が増加したにもかかわらず、令和2年度と同様の体制で目標値を概ね達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
		・ 指標7・8については、より効率的かつ効果的な支援を志向し、令和2年度より、就職準備段階から就職まで一貫した支援が行えるように、精神障害者雇用トータルサポーターが職業紹介も実施できるよう取扱を変更した。また、令和3年度には、精神障害者の就労支援にあたって、ハローワークと医療機関との連係体制が一定程度構築されたことから、就職支援コーディネーター(医療機関連携支援分)を廃止し、求職者支援を行う精神障害者雇用トータルサポーターの配置人数を削減した(令和2年度237人→令和3年度229人)。
	施策の分析 (効率性の評価)	【達成目標3:若年者雇用関係】
		・ 指標9と指標10については、令和元年秋の年次公開検証の指摘を踏まえ、令和2年度当初予算において、フリーター等支援事業の就職支援ナビゲーターについて、学卒ジョブサポーターと統合した上で員数を削減している。令和2年度補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策として就職支援ナビゲーターの増員等を行ったことなどにより、単位あたりコストは増加しているが、令和4年度には員数の削減や支援対象の重点化などにより支援体制を見直していることから、効率的に事業が実施されていると評価できる。
		・ 指標11と指標12については、令和元年秋の年次公開検証の指摘を踏まえて、わかものハローワークの体制縮小や就職支援ナビゲーターの削減等を行ってきたところであり、概ね効率的に事業が実施されていると評価できる。なお、本事業は令和4年度行政事業レビュー(公開プロセス)でも、実績に応じた体制縮小等について指摘があったことから、今後、一層の効率化について検討を進めることとしている。
		【達成目標4:外国人雇用関係】
評価結果と 今後の方向性	施策の分析(効率性の評価)	・ 指標13の外国人雇用サービスコーナー等の職業相談件数(アウトプット)については、専門相談員の増員や映像通訳の試行的な実施等、多言語に対応した就職相談体制の見直しを適切に実施したことにより、コロナ前の水準と比べて相談件数が増加していることから、効率的な取組が行われているものと評価できる。また、令和3年度予算に対する執行率は概ね例年同様であり、相談1件あたりの経費(執行額/職業相談件数)も妥当なものとなっている。
		(参考)相談1件あたりの経費(平成29年度~令和3年度) 平成29年度:5,573円 平成30年度:5,432円 令和元年度:5,933円 令和2年度:2,174円 令和3年度:3,090 円
		・ 指標14の外国人就労・定着支援事業に係る受講者数(アウトプット)については、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた集合型研修の延期や中止等が重なり、当研修への申込者数が減少したため目標の受講者数を下回っている。
		・ そうした状況を踏まえ、当初集合型研修として予定していた一部のコースをオンライン研修に切り替える等の対応を行った結果、目標は達成できなかったものの、昨年度に比べてオンライン研修受講修了者数が約3倍増加したことにより、集合型研修を受講できなかった者に対する受講機会確保のための下支えとして一定の効果があったものと評価できる。
		・ 令和4年度においては、目標とする受講者の獲得に向けて、オンライン研修の積極的な活用に加え、受講者ニーズの把握や掘り起こし、実施地域の見直しに取り組む等、一層の効率化を図っている。
		・ 指標15及び16については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、訪日外国人観光客の入国規制による外国人観光客向けの就職先の減少等により、例年よりも就職件数が減少したため、就職率も目標を下回っているものの、令和3年度予算に対する執行率は概ね例年同様であり、主として就職支援を担当する相談員1人あたりの就職件数(就職件数/相談員数)も妥当なものとなっている。
		(参考)相談員1人あたりの就職件数(平成29年度~令和3年度) 平成29年度:78.7件 平成30年度:82.2件 令和元年度:105.8件 令和2年度:99.0件 令和3年度:82.4件
		【達成目標5:その他生活困窮者等の就労支援関係】
	施策の分析 (効率性の評価)	・ 指標17については、雇用対策も実施している労働局において、職業紹介を伴う助成金の支給も行っていることから、例えば、事業主に対して、個別に雇い入れ等の助言を行いつつ、実際の求職者を念頭に置いた助成金の案内及び職業紹介を行うことができるものである。 真に課題を抱えた事業主に対して、助言、助成金の案内及び職業紹介を一体的に行うことは、助成金の周知の費用対効果を高めるとともに、雇用対策、助成金及び職業紹介の政策効果をそれぞれ高めるものと考えられるため、効率的な取組が行われているものと評価できる。
		・ 指標18、19については、地域ニーズに応じて常設窓口又は巡回等によりワンストップ型の就労支援体制を整備して
	施策の分析(現状分析)	おり、効率的な取組が行われていると評価できる。         (現状分析)
		【達成目標1:高年齢者雇用関係】
		[1. ハローワークにおける就職相談や改正高齢法施行による、高年齢労働者の雇用支援] ・ 65歳以上の新規求職者数は、生涯現役支援窓口での就労支援チームによる支援を開始した、平成28年度は約46 万人であったところ、令和3年度は約70万人と約39%増加しており、今後の高齢化社会により更なる求職者数の増加が見込まれるなかで、チームによる就労支援等を行う本施策が果たす役割は大きい。
		・ そのため、引き続き高齢者のニーズ等を踏まえたチームによる効果的なマッチング支援により、就職件数の向上に取り組んで行く必要がある。
		・ 人生100年時代を迎える中、働く意欲がある高年齢者が活躍できる環境整備を図っていくことは、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する我が国において、経済社会の活力を維持するために重要である。
		・ 70歳までの高年齢者就業確保措置の導入に向け、事業主に対して法に基づく指導・啓発を行うとともに、取組を行う事業主に対する個別の相談・援助、厚生労働大臣表彰等による優良事例の普及促進等を行っていく必要がある。

	施策の分析 (現状分析)	[2. 高年齢労働者の処遇改善] ・ 指標4の、高年齢労働者処遇改善促進助成金を活用した、60~64歳までの高年齢労働者のうち一定割合以上の賃金増額改定のあった労働者数は、令和3年度実績は0人となったが、高年齢労働者の雇用の安定を図るため、事業主の取組を支援することが不可欠である。
		・ そのため、事業主が高年齢労働者の賃金の増額改訂に取り組みやすい仕組みとなるよう事業の在り方について検討を進めており、今後は、事業主が処遇改善を計画する段階で、助成金の受給可否について、よりイメージしやすいものとなるよう改正の検討を進める定。
		[3. 高年齢者の就業機会の拡大や活躍促進]
		・ シルバー人材センターは、地域における高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進を実行する担い手として高齢者の就業機会を増やすものであり、本施策が果たす役割は大きい。
		・ 一方で、シルバー人材センターの会員数は、平成21年の79.2万人をピークに減少を続けており、令和2年度は69.8万人(男性:46.2万人、女性:23.6万人)となっている。企業において、定年後の継続雇用制度の導入等が進む中で、会員数が減少傾向となり、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、高齢者が外出を控えたことも相まって、会員数が減少している。
		・ 一方で、介護分野の人手不足が課題となる中、介護周辺業務の切り出し等により、無資格・短時間勤務等が可能 な職域開拓を進め、高齢者の就業ニーズとのミスマッチを解消するとともに、潜在するシニア人材の掘り起こしを進め る必要がある。
	施策の分析(現状分析)	
評価結果と 今後の方向性		・ 指標5のハローワークにおける障害者の就職件数(令和3年度)は96,180件と対前年度比7.1%増となった。しかし、平成30年度及び令和元年度と比較すると、それぞれ6%、6.8%減少しており、コロナ禍以前の状態には戻っていない。
		・ 就職件数がコロナ禍以前に戻っていない要因としては、特に障害者の就職件数の多い「事務的職業」、「サービスの職業」、「運搬・清掃・包装等の職業」の障害者専用求人の回復が遅れていることが考えられる。
		・ 指標6の民間企業における障害者の雇用率達成企業割合は、令和3年度は前年度比1.7%減となった。また、障害者雇用ゼロ企業の状況は、2020(令和2)年6月1日時点の30,542社から報告対象外となった企業数(2,811社)を除いた27,731社のうち、新たに障害者を雇用した企業数は3,466社(前年比291社減)と減少した一方で、前年から引き続きゼロ企業となった企業数は24,265社(前年比729社増)と増加したことにより、ゼロ企業脱却割合は12.5%と前年から1.3%低下した。
		・ この主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染防止を理由としたハローワークによる訪問申出の拒否やテレワーク勤務による企業担当者の不在等により、機会を捉えた雇用指導を行うにあたり、事業所訪問が十分に実施できなかったこと、障害者の雇用経験がなく、障害者雇用に対する理解やノウハウが乏しい企業に対して有効な方策であるセミナーが十分に実施できなかったことが考えられる。
		・指標7、8については、精神障害の特性により、新型コロナウイルス感染症による社会の変化や今後への不安を強く 感じ求職活動の実施が難しくなるケースがあった。その結果、令和2年度は、精神障害者雇用トータルサポーターの 相談支援終了後、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合は目標値を上回ったが、その後就職した者の割合は 目標値を下回った。
		・ そこで、令和3年度は、求職者に対して、通常のカウンセリングを実施することに加え、コロナ禍で職場実習の実施が制限される中(令和元年度比18.5%減)であっても、ナビゲーションブックや就労パスポート等の作成支援を通じて、障害特性やアピールポイント、希望する配慮等を整理して事業主に伝える等の取組を着実に実施したことで、支援を中断した者の割合は減少したことから、目標値を上回った。
	施策の分析 (現状分析)	【達成目標3:若年者雇用関係】
		[1. 新卒者等に対する就職支援] ・ 指標9の「新卒応援ハローワークにおける利用者数」は、目標を達成することができなかったが、目標達成率及び 実績は大幅に改善している。目標値は、学生数の減少や最近の利用状況等を踏まえて設定するとともに、その達成に 向けて、これまでの支援・広報に加えて、オンラインの一層の活用に取り組む必要がある。
		・ 指標10の「就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数」は、目標を達成することができなかったが、目標 達成率及び実績は大幅に改善している。目標値は、学生数の減少や就職支援ナビゲーターの規模等を踏まえて設定 するとともに、その達成に向けて、引き続き、大学等との連携強化等を着実に実施していく必要がある。
		[2. フリーターに対する就職支援] ・ 指標11の「わかものハローワーク等の新規登録者数」は、目標値を大きく超えていることから、実績等を踏まえた目標値の見直しが必要。
		・ 指標12の「わかものハローワーク等を利用して就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合」については、目標を達成することができなかったが改善している。目標値は、現状を維持しつつ、その達成に向けてこれまでの取組を着実に実施するとともに、オンラインの一層の活用等に取り組む必要がある。

評価結果と 今後の方向性	施策の分析(現状分析)	[3. 就職氷河期世代に対する支援] ・ いわゆる就職氷河期世代(概ね1993(平成5)年から2004(平成16)年に学校卒業期を迎えた世代)は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。
		・ そのような、就職氷河期世代が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえ、令和元年6月に閣議決定した骨太方針2019における「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、就職氷河期世代の就労や社会参加への支援の強化を図り、きめ細かな支援に取り組んできているところではあるが、令和2年の就職氷河期世代の正規雇用者数は令和元年から横ばいにとどまっている。
		・ 新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢が厳しさを増す中で、今後、ハローワークの専門窓口における就職 支援や特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)による、就職氷河期世代の者を雇い入れ た事業主に対する助成といったような支援を充実させていくことにより、就職氷河期世代が安定した就労につながる支援を推進する必要がある。
		(特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)) ・ 正社員経験が無い、正社員経験が少ない就職氷河期世代の方について、正社員として雇い入れた事業主に対して助成を行うことにより、正社員就職を支援した。
		(就職氷河期世代専門窓口) ・ 不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を実施した。
		│ 【達成目標4∶外国人雇用関係】
	施策の分析 (現状分析)	・ 2021年10月末現在の外国人労働者数は前年比 0.2%増の1,727,221人で、コロナ禍での水際対策により、外国人労働者の新規入国が停止された中でも、9年連続で過去最多を更新しており、今後は労働市場における外国人労働者の状況をより詳細に把握・分析し、外国人労働者の就労支援を行う必要がある。特に、永住者等の身分に基づく在留資格を有する者や専門的・技術的分野の在留資格を有する者が増えていることから、ハローワークでの支援が必要な外国人労働者の数は、コロナ後益々増えていくことが予想される。このため、引き続き、ハローワークにおける多言語相談等の体制整備を行っていく必要がある。
		【達成目標5:その他生活困窮者等の就労支援関係】
	施策の分析 (現状分析)	・ 指標17については、目標値を達成していることから、高年齢者や障害者等の就職困難者の雇用機会の確保や職場 定着につながっており、その雇用の安定を図る上で必要な助成金となっている。
		・ 指標18、19については、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き不透明感があることから、引き続き地方公共団体と緊密に連携し、就職困難者等に対し、関係機関の支援チームによる就労支援に集中的に取り組み、目標達成を目指していく。
	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1:高年齢者雇用関係】
評価結果と 今後の方向性		・ 生涯現役支援窓口での65歳以上求職者の就職件数(指標1)については、順調に推移しているが、今後も65歳以上の高年齢求職者の増加が見込まれることから、引き続き目標達成を目指していく。より効果的なチーム支援のあり方を検討し、より一層の目標達成のための取組を実施していく。
		・ シルバー人材センター会員の就業数(指標2)については、引き続き必要な感染症防止対策を講じつつ、コロナ禍でも高齢者が継続して就業することが可能な就業先の開拓を進めるなどの取組を実施し、目標達成を目指す。
		・ 65歳~69歳の就業率(指標3)については、順調に推移していることから、令和7年度の目標達成に向けて、働く意 欲がある高年齢者が活躍できる環境整備を図っていく。
		・ 60歳~64歳までの高年齢労働者のうち一定割合以上の賃金の改定があった労働者数(指標4)については、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標を達成することができなかったものの、高年齢労働者の雇用の安定を図るため、事業主の取組を支援することが不可欠であることから、事業主が高年齢労働者の賃金の増額改訂に取り組みやすい仕組みとなるよう事業の在り方について検討を進める。
	次期目標等への反映の方向性	【達成目標2: 障害者雇用関係】
		・ 指標5で設定している、就職件数や就職率等については、引き続き、担当者制等による求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活センター等の地域の関係機関との連携(障害者向けチーム支援)、オンラインを活用した面接や職場実習等の取組等の実施により目標達成を目指していく。
		・ 指標6で設定している、障害者の雇用率達成企業割合については、新型コロナウイルスの影響等により目標を達成できなかったものの、労働局において特に障害者の雇用がない企業(ゼロ企業)に対する属性分析を行い、優先的に支援を行う企業を選定し、戦略的に積極的な事業所訪問や障害者雇用に関する相談やセミナー等を行うなど、効率的・効果的に支援していくこととしている。
		・ 指標7及び指標8で設定している、移行率や就職率については、引き続き、精神障害者に対するカウンセリングから 就職後のフォローアップまでの幅広い支援や、精神障害者の雇用促進・職場定着を図るための事業主支援の実施に より目標達成を目指していく。

評価結果と 今後の方向性	次期目標等への 反映の方向性	・ 指標9の新卒応援ハローワークにおける利用者数については、最近3か年の実績(平均値)を基に設定する。目標 達成に向けた取組としては、大学等への出張相談等による能動的な業務の遂行や効果的な広報等のほか、特にオン ラインによる相談・セミナー等の積極的な実施等により、利用者を確保していく。
		・ 指標10の就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数については、学生数の減少や支援対象者の重点化等に伴う就職支援ナビゲーターの削減等を踏まえて設定する。目標達成に向けた取組としては、引き続き、大学等との連携によるきめ細かな個別支援、求人開拓によるマッチング等を着実に実施していく。
		・ 指標11のわかものハローワーク等の新規登録者数は、大幅に目標値を超えていることから、最近の実績(平均値) を基に設定する。
		・ 指標12のわかものハローワーク等を利用して就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合については、同水準の目標を維持する。目標達成に向けた取組としては、引き続き、支援対象者に対するきめ細かな個別支援、グループワークやセミナーのほか、オンライン相談等による支援機会の拡充等を実施していく。
	次期目標等への反映の方向性	・ 令和4年度事前分析表より、新たに「ハローワークの専門窓口における正社員就職率」と「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合」といった指標を設定予定である。
		【達成目標4:外国人雇用関係】
		・ 外国人雇用サービスコーナー等での相談件数(指標13)については、令和3年度に目標値を達成したことから、更なる相談支援体制の充実化を目指し、令和4年度の目標値については、過去3年度平均をとり、目標水準の引上げを図っていく(令和4年度の目標値は300,000件とする)。
		・ 外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職件数及び就職率(指標15及び16)については、新型コロナウイルスの影響にも留意しつつ、過去3年度の平均値を令和4年度の目標値と設定し、引き続き、専門相談員による外国人求職者の個々の状況に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、ハローワークに提出された外国人雇用状況届出の情報と、ハローワークの求人・職業紹介等の情報を事業所ごとに突合した「外国人雇用事業所データベース」を活用することにより、外国人向け求人の開拓やマッチング機能の強化を図っていく。
		・ 外国人就労・定着支援事業受講者数(指標14)については、令和3年度において、新型コロナウイルスの影響により、受講者数が減少したものの、令和4年度以降はコロナ前の状況まで受講者が戻ることも見込まれることから、令和4年度の目標値については、5,500人とする。また、受講者の就労・定着の促進を図るためには、当該事業における研修コースの質を担保する必要があることから、新たな指標として、「受講者アンケートにおいて満足していると回答した者の割合」を設定することにより、引き続き、受講者数が目標を上回るよう受託者と連携して、定住外国人等の就労支援の充実化を図っていく。
		・ また、国内企業で勤務する外国人労働者の賃金や勤務形態、労働時間などを把握できる統計を令和5年度に新設する方針であり、今後、外国人労働者の待遇改善や就業支援、専門性の高い人材と企業のマッチングなどに活用する予定である。
	次期目標等への 反映の方向性	【達成目標5:その他生活困窮者等の就労支援関係】
		・ 指標17については、目標値の達成に向け、労働局において実施する雇用対策と連携を図り、一層の目標達成のための取組みを実施していく。
		・ 指標18、19については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。

【達成目標3∶若年者雇用関係】

## 【関連法令】

参考・関連資料等

〇労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(https://elaws.e-

gov.go.jp/document?lawid=341AC0000000132_20220401_504AC000000012&keyword=%E5%8A%B4%E5%83%8D%E6%96%BD%E7%AD%96%E3%81%AE%E7%B7%8F%E5%90%88%E7%9A%84%E3%81%AA%E6%8E%A8%E9%80%B2)

〇高齢者等の雇用の安定に関する法律(https://elaws.e-

gov.go.jp/document?lawid=346AC0000000068_20220331_504AC000000012&keyword=%E9%AB%98%E5%B9%B4%E9%BD%A2%E8%80%85)

」 ○障害者の雇用の促進等に関する法律(https://elaws.e-

gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000123_20200601_501AC0000000024&keyword=%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85)

○青少年の雇用の促進等に関する法律(https://elaws.e-

gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000098_20220401_504AC000000012&keyword=%E9%9D%92%E5%B0%91%E5%B9%B4%E3%81%AE)

○雇用保険法(https://elaws.e-

gov.go.jp/document?lawid=349AC0000000116_20220401_504AC000000012&keyword=%E9%9B%87%E7%94%A8%E4%BF%9D%E9%99%BA)

## 【関係する計画・通知等】

- O「成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf)
- O「成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)」(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf)
- ○「経済財政運営と改革の基本方針2022について(令和4年6月7日閣議決定)」(https://www5.cao.go.jp/keizaishimon/kaigi/cabinet/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf)
- ○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」(https://www.moj.go.jp/isa/content/001374803.pdf)

## 【関連事業の行政事業レビューシート(令和3年度)】

○施策名:高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_5−3−1_saisyu.html)

担当部局名	職業安定局 総務課訓練受講支 援室 雇用保険課 外属人雇用分類 展開者雇用対策 展開発雇用対策 高齢者雇用対策 は 大村開発・キャリ で 大村所 で 大村所 で 大村所 で 大村所 大村 大村 大村 大村 大村 大村 大村 大村 大村 大 大 大 大	作成責任者名	訓練受講法 展別 展別 展別 展別 展別 展別 展別 展別 展別 展別 展別 展別 展別	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	-------------------------------------------------------------------------------------	----------	--------

#### 施策目標名

|福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること(施策目標™-2-1) | 基本目標™:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現 | や安心の確保等を図ること

施策大目標2:福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること

〇 ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、一億総活躍社会の実現を目指しており、その重要な政策の柱として、「介護離職ゼロ」を掲げ、介護施設等の整備と併せ、必要な介護人材確保に取り組むとされている。具体的には、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な取組を進めている。

#### 【①介護職員の処遇改善】

- ・ 介護職員の処遇改善については、これまでの累次にわたり、介護報酬改定で対応してきているところであるが、令和元年10月からは、経験・技能 のある職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を実施
- ・ 介護職員処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣による個別の助言・指導等、都道府県等担当者向けの研修の実施により、加算の取得に向けた支援を実施

#### 【②多様な人材の確保・育成】

- 介護福祉士修学資金貸付・再就職準備金貸付による支援
- ・ 特に、令和3年度からは、介護福祉士資格取得後の介護職としての定着率が高い福祉系高校の学生(※1)や他業種で働いていた者等多様な人 材の介護・障害福祉分野への参入を促進するため、新たな返済免除付き貸付事業を創設している。
- ※1 介護職における3年後の定着率:全体 35.8%、福祉系高校 73.9%
- ・ 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでの一体的支援、介護分野への元気高 齢者等参入セミナーの実施

#### 【③離職防止、定着促進、生産性向上】

- ・ 離職理由の上位となっている職場の人間関係や事業所の理念等への不満を中心とした介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- 事業所を超えた若手介護職員の交流促進
- ▶・ 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- ・ 仕事と育児や介護との両立支援(人員配置基準等において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を 行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする)
- · 介護ロボット・ICTの活用促進の加速化

#### 施策の概要

#### 【④介護職の魅力向上】

・ 先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕 事の魅力等の情報発信

#### 【⑤外国人材の受入環境整備】

- ・ 特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援
- |・ 日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技能制度の介護技能評価試験の実施
- ・ 介護業務の悩み等に関する相談支援
- 外国人介護人材受入促進のための海外へのPR

#### 【⑥障害福祉人材の確保等】

- 〇 障害福祉サービスを安定的に提供していくため、障害福祉人材の確保・定着が重要であり、障害福祉サービス等報酬の改定等により、処遇改善、職場環境の改善、仕事と育児や介護との両立支援等に取り組んでいる。
- ・福祉・介護職員の処遇改善、経験・技能のある職員に重点化を図った更なる処遇改善の実施
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進の取組として、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣することなどにより 加算の取得を支援する事業に対する補助の実施
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、事業者がより活用しやすい仕組みとなるよう見直す
- ・ 障害福祉の仕事の魅力向上のため、障害福祉の仕事の魅力を伝えるパンフレットや動画等による広報に加え、都道府県が地域の関係機関等 と連携しつつ、障害福祉分野の就職フェア等を開催する事業に対する補助を実施
- このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。
- ・ 社会福祉施設等で働く介護職員、保育士等の職員が新型コロナウイルス感染症等により出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施 設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣することによる、サービス提供の維持。
- ・ 医療・福祉事業者への資金繰りの支援の拡充

施策実現のための

背景•課題

2

- 〇 いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7(2025)年に向けて高齢者人口が急速に増加し、それ以降は高齢者人口が緩やかになる一方で、生産年齢人口の減少が加速すると見込まれている。このような中で、第7期介護保険事業計画(平成30年度~令和2年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要をみると、令和2(2020)年度末までに約26万人(合計で約216万人)、令和7(2025)年度末までに約55万人(合計で約245万人)、すなわち年間6万人程度の介護人材の伸びが必要となる。
- 〇 現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護施設の負担が増加する中、介護人材不足が依然として深刻である。
- 今後増加が見込まれる外国人介護人材が安心して国内の介護現場で円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。
- ある。
  O 外国人介護人材の受入れを検討するにあたり、一部の介護施設等では、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安や、学

○ 介護分野の特定技能外国人材が大都市圏その他の特定の地域に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講ずる必要が

- 図支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった状況もあることから、介護施設等の不安を和らげるとと もに、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定施設等への支援が必要である。
- 〇 障害者自立支援法(※2)が施行された平成18年度以降、障害福祉サービス等の利用者数は約3倍に増加しており、サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は約2倍となっている。

※2 平成25年4月1日から「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正されている。 3

〇 しかしながら、障害福祉関係分野の職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっており、障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移していることからも、人手不足が深刻化していると見られる。

			標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1		確保基金等による介護 るとともに、第7期介護(		〇「介護離職ゼロ」の実現に向けて、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、多様な人材の確保・育成等により総合的な介護人材確保に取り組むとされているため。 〇介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況を				
	(課題1)	介護人材の必要数 策に取り組む。	の確保に向けて、総合	的な介護人材確保対	評価するため。 〇地域包括ケアシステムの実現のための取組を進めており、地域の 実情に応じて、資質の向上等の計画を実行するために地域医療介護 総合確保基金等により措置されているため。				
	目標2				〇 特定技能制度の趣 の客観的な指標及び動 在留外国人数等に照ら て継続的かつ的確に把 を講じる必要があるため	向や法務省から提供され し、介護分野における人 握・分析することで、状況	ιる介護分野における 手不足の状況につい		
各課題に対応した 達成目標		新たな在留資格「特 の活用を適切に進		いまえ、外国人介護人材 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	○ 介護分野における特ける人手不足の状況に 的な把握を行い、必要な の特定の地域に過度に 域の事業者が必要な特	ついて、地域別の有効求 ↓措置を講じることによっ 集中して就労することと	大倍率等による定期 て、大都市圏その他 ならないようにし、各地		
	(課題2)				にしていくことが必要であるため。 <ul><li> 特定技能以外の制度により介護に従事する場合も含め、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習環境の整備や介護技能に関する研修、介護業務に関する相談支援の実施による受入環境の整備を推進する必要があるため。</li></ul>				
	目標3				○ 利用者本位の質の 観点から、障害福祉人材 に取り組んでいく必要が	オの確保・定着が必要で			
	(課題3)	厚害偏征人材の催   む。 	保・定着に向けて、職員	夏の処遇改善に取り組	〇 また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングにおいても、人材確保のためには、職員の処遇改善及び処遇改善加算の取得促進が必要であるという意見が大宗を占めていたため。				
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
		当初予算(a)	50,158,584	63,953,047	61,467,280	46,695,000	45,581,000		
	予算の 状況	補正予算(b)	6,870,173	9,753,104	12,464,654	10,322,000			
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し等(c)	1,484,778	<b>▲</b> 11,855,665	1,691,115	4,573,000			
		合計(a+b+c)	58,513,535	· · ·	, ,	61,590,000			
		·額(千円、d)	58,011,212		· · ·	59,908,000			
	<b> </b>	%、d/(a+b+c))	99.1%	97.0%	95.0%	97.3%			
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 ① 第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方 針演説			年月日 ① 平成30年1月22日	関係部分(概要・記載箇所)  ① 関係部分 2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備します。四から介護報酬を引き上げ、ロボットなどを活用して、現場で働く皆さんの負担軽減、労働環境の改善に取り組みます。 介護人材の確保に向けて、処遇改善を進めます。既に、自公政権利額4万7千円の改善を行いましたが、来年秋からは、リーダー級の職員の皆さんを対象に、更に、8万円相当の給与増を行えるような処遇改善を実現することで、他産業との賃金格差をなくしてまいります。				
		国会における衆議院 労働大臣所信表明演	完厚生労働委員会にお  説	② 平成31年3月8日			分野における受入環		

達成目標1につい	1 =	確保基金等による介記 に向けて、総合的な介				ミ施するとと	もに、第7期	介護保険事	業計画に基 [・]	づく介護ノ
			加的に必要	となる25万	人を確保する	ることとしてま	らり、それを	_, _,	2020年代初! 「人を確保す [,] 。	
			県が推計し	た介護人材		ると、2020(*	令和2)年度	末には約21	量等に基づる 6万人、2025	
			県が推計し 年度末には	た介護人材 は約243万人	の需要を見が必要となる	ると、2023(* らことから、E	令和5)年度 目標値を修₃	末には約23 E。	量等に基づる 3万人、2025	(令和7)
	指標1 介護職員数	2002 1200	万人程度の ※1 介護 する介護職	)介護人材を 職員数は、介 議員数に、介	₹確保する必 ↑護保険給¢	要がある。 †の対象とな 5生活支援終	る介護サー 8合事業にお	ビス事業所	、介護保険施介護予防訪	設に従事
	(アウトカム)		査」の集計	方法に変更	があったため	)、2018(平原	成30)年度よ	り前に設定し	ゼス施設・事 した目標値と 参考値として	実績値を
		基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
		令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5 (2023)年度 末		
		211万人	-	-	-	216万人	222万人	233万人	0	(A)
測定指標			195万人	203万人 (参考値: 198万人)	211万人 (参考値: 201万人)	212万人 (参考値: 202万人)	集計中 (R5年3月 目途公表予 定)			
			・新経済・財政再生計画改革工程表2020(令和2年12月18日経済財政諮問会議決定)において、「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業(※3)により介護施設等とマッチングした者を、2021年度までに2018年度と比べて15%の増加を目標としていることから、測定指標に設定。							
	指標2		※3 介護未経験者が介護業務の入門的な知識・技術を修得により資質向上を図るとともに、研修受講者と介護施設・事業所とのマッチングを行うことによって、介護分野での雇用やボランティアの参画につなげる。							
	  「介護に関する入門的研修」   の実施からマッチングまでの		【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており同KPIと同じ指標を測定指標として設定】							
	ー体支援事業により介護施 設等とマッチングした数	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠				同	上			
	(アウトプット)		年度ごとの目標値年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
		基準値		年	度ごとの実績	頁1世				连队
	【新経済・財政再生計画関連:社 会保障分野44- ii】		平成29年度	T .	度ごとの実績      令和元年度		令和3年度	令和3 (2021)年度		连戍
	【新経済·財政再生計画関連:社		平成29年度	T .			平成30			上以

	指標3 地域医療介護総合確保基金 等による介護人材の資質向 上のための取組を実施する 都道府県数								護人材の資質  等研修の実	で向上のた
	(アウトプット)	目標値(水準・目標年   度)の設定の根拠				同	上			
	【新経済·財政再生計画関連:社 会保障分野44-ii】	基準値			度ごとの目標 度ごとの実終			· 目標値	主要な指標	達成
	【新経済・財政再生計画 改革工 程表2020のKPI関連】	_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
		-	-	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県		0
			47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県			
測定指標		指標の選定理由	職のグルーは、認の二十年には、第7年に、第7年を第7年を第1年を第1年を第1年を第1年を第1年を第1年を第1年を第1年を第1年を第1	-プの中で中で中でのでからででは、 ・ズに対の確保 ・選保にか、20 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、	核的な役割 アなどう きる介護職 目標をもとに 計画(2018~ 23年度に20 変あったため	を担うことが ニーズの複染 員の増加に こ、2016年度 ~2020年度) 19年度に対 、護職員(数を り、2018(平原)	期待される 能化、多様化 つながると考 に対し15%の から第の増 し15%の し15%の して 成30)年度よ	介護福祉士 (ででできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でできる) (でさ) (でさ) (でさ) (でさ) (でさ) (でさ) (でさ) (でさ	知識・技能を 進福と 進福と (2021 と (2021 と で 大目値 と で た考 に で が標として と で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	加すること お者する、 そ2023年 る。 手 護 実績値を
	指標4	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠				同	上			
	トライン か護福祉士従事者数 (アウトプット)	基準値		•	度ごとの目標			目標値	主要な指標	達成
		   令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5 (2023)年度 末		
		933,940人	-	-	-	平成28 (2016)年度 と比べて 15%増加 (953,028 人)	-	令和元 (2019)年度 と比べて 15%増加 (1,074,031 人)		( <b>△</b> )
			861,056人	906,219人 (参考値: 883,260人)	933,940人 (参考値: 901,117人)	969,891人 (参考値: 948,417人)	集計中 (R5年3月 目途公表予 定)			

			\\\ =+ += \text{\tau} \\	<b>エー</b> /日 / - 1 / 1	助日の任人			T中/口 中学/	_:/z_1_7_1_c	>-+ 7+
		指標の選定理由						)確保・定着( 標値と設定す		どめるた
	+K-+m	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	F 厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した 割合							ンた事業所
	指標5	基準値		年月	度ごとの目標	票値		· 目標値	主要な指標	達成
	介護職員処遇改善加算(I)	<b>本</b> 年但		年月	度ごとの実績	責値		다 1차 1년	工女'6阳标	连队
	取得率 (アウトカム)	令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5 (2023)年度 末		
		80%	-	-	-	-	-	85%		-
			-	-	-	80.0%	82.0%			
	指標6 介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム)	指標の選定理由	軟な処遇改	は経験・技能( をきも可能と) ものである/	しており、当	該加算を取行	得することに	より、職員 <i>0</i>	つ、多様な! )長期雇用・	職種への柔 離職防止
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	: 厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所 割合							
測定指標		基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値				・目標値	主要な指標	達成	
		令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3 (2021)年度		
		66%	_	-	-	-	前年度 (66%)以上	前年度以上		0
			-	-	_	66.4%	69.1%			
				実統	漬値				/	
	【参考】指標7		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	介護職員数に占める介護福 祉士従事者の割合		44.1%	44.6%	44.3%	45.8%	集計中 (R5年3月 目途公表予 定)			
	「		1	実績	漬値					
	【参考】指標8		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	か護職員の勤続年数 		6.3年	7.0年	7.0年	6.9年	7.0年			
				実統	漬値					
	【参考】指標9		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		] /	
	介護職員の平均賃金(月額) 		27.4万円	28.4万円	28.7万円	29.3万円	28.5万円			

達成目標2につい	いて 新たな在留資格「物	寺定技能」の創設等を蹈	皆まえ、外国	人介護人材	の活用を適	切に進める	0			
		指標の選定理由	を向上する	ための研修	特定技能外[ 等の取組を 美を実施。本	進める外国	人介護人材	受入支援事	業等を含むタ	<b>卜国人介護</b>
	指標10	目標値(水準・目標年			号特定技能おいて外国					
	   外国人介護人材受入支援事	度)の設定の根拠			)算出方法は ((30)から算		邓道府県、分	`子:外国人:	介護人材受力	入支援事業
	業の実施都道府県の割合   (アウトプット) 	基準値		-	度ごとの目標 度ごとの実績	• ••		· 目標値	主要な指標	達成
		_	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		_	_	-	50%	75%	100%	100%		×
			_	_	47%	57%	64%			
	指標11	指標の選定理由	技能1号外 きる。 ・ 今後、全	国人等のマ 国人等のマ	基金を活用し ッチング支援 、れが増加す るため、これ	爰及び外国ノ ると見込ま	介護人材受 れる外国人が	受入れ環境素 介護人材が、	を備に取り組 介護現場で	むことがで
		1	る。							
	地域医療介護総合確保基金による外国人介護人材の受入環境を整備するための取組を実施する都道府県の割合(アウトプット)	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠			出方法は、 予入環境を整					-
		基準値		年	度ごとの目標	標値		日標値	主要な指標	達成
		- 圣年世	年度ごとの実績値 						工文の旧体	£1%
測定指標		_	平成29年度	平成30年度	令和元年度					
			_	2	50%	75%	100%	100%		×
			_	(都道府県 数)	36%	57%	79%			
		指標の選定理由	・ 外国人介護人材の受入環境を整備するため、特定技能による就労希望者とのマッチング支援、日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技技能評価試験の実施、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材めの海外へのPR等の取組を実施している。						特定技能制 ト護人材受力 よる就労希認 を通じて、最	度の介護 人促進のた 望者を増加 終的に特
	指標12	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	(技能)分母	: 受験者数	出方法は、 (23,527人)、 数(19,977人	分子:合格	者数(15,906			
	特定技能評価試験の合格率 (アウトカム)	基準値			度ごとの目標 度ごとの実績			目標値	主要な指標	達成
		_	亚成20年度	1	ラー この 美利		令和3年度	令和3年度		
		_	一,以43千段	一,以30千段	一	(技能) 54.7% (日本語) 58.6%	前年度以上	前年度以上	0	Δ
			-	-	(技能) 54.7% (日本語) 58.6%	(技能) 70.7% (日本語) 84.3%	(技能) 67.6% (日本語) 81.5%			

達成目標3につい	でで障害福祉人材の確	『保・定着に向けて、職」	員の処遇改	善に取り組む	٠. ن					
		指標の選定理由	め、当該加また、令和: ・当該加算 ・当該加算 見直し	当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであ、当該加算の取得率の増加を目標とする。 また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の検討においては、 ・当該加算の中でも下位区分を廃止し、より上位区分の取得を促進する ・当該加算の取得要件の一つである職場環境等要件についてより実効性を確保する 見直し を予定している。						
	指標13 福祉·介護職員処遇改善加 算取得率	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	令和3年度実績値の算出方法は、分母:加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬記 業所数(113,822箇所)、分子:福祉・介護職員処遇改善加算を取得した事業所数(95,66 から算出している。							
	(アウトカム)	基準値		年月	度ごとの目標	票値		日標値	主要な指標	達成
		<u> </u>		年月	度ごとの実績	責値		口际胆	工女は旧伝	连队
		令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	0	
		83%	-	_	_	_	85%	85%		Δ
			77%	79%	81%	83%	84%			
測定指標	指標14 福祉·介護職員等特定処遇 改善加算取得率	指標の選定理由	の柔軟な処防止等に資 また、令和: ・当該加算	L遇改善も可 をするものでで 3年度障害 で取得を仮 での取得要の取得要のである。	能としており あるため、当 量祉サービス E進するため	l、当該加算 i該加算の取 、等報酬改定 に賃金改善	を取得する。 ス得率の増加 この検討によ における配	ことにより、耶 Dを目標とす Sいては、 分ルールの		≣用∙離職
		目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	令和3年度実績値の算出方法は、分母:加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求業所数(113,822箇所)、分子:福祉·介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所数(57,691箇所)から算出している。							
	(アウトカム)	基準値	年度ごとの目標値年度ごとの実績値					日標値	主要な指標	達成
		令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		46%	-	-	_	-	60%	60%		Δ
			-	-	-	46%	51%			
	【参考】指標15		1	実統	<b>漬値</b>					
	で で 管害福祉人材の勤続年数		平成29年度	平成30年度						
	<b>-</b>		_		7.3年 漬値	7.0年	7.2年			
	【参考】指標16		亚世20年度	平成30年度		<b>今和0</b> 年度	令和3年度		/	
	障害福祉人材の平均賃金 (月額)		十八八乙3千尺	一一八八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	29.1万円	29.4万円	28.9万円	/		

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和4年8月26日開催)で議論いただいたところ、以下の9点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

#### 【達成目標1について】

- |① 今後、未経験者も介護分野に積極的に参入いただき、介護職員数(指標1)を増やす場合に、相対的に、介護職員数に占める介護福祉士従事 |者の割合(参考指標7)が低下する可能性も考えられる。介護職員数(指標1)を増やしつつ、介護福祉士従事者数(指標4)及び介護職員数に占め |る介護福祉士従事者の割合(参考指標7)についても増加させることが課題。
- |② 令和5年度に233万人の介護職員数を確保することが目標(指標1)となっているが、コロナ禍で人材確保が難しい面があると思われる。これまで |の施策の延長で令和5年度に233万人という目標を達成できるのか。
- ⇒(①及び②について)現在行っている様々な事業についても、事業実績を踏まえて、メニューの拡充等を行うことで目標達成を目指している。なお、 人数の確保だけでなく、質の向上を図るための取組も継続していく。また、必要となる介護職員数(指標1)については現在、学識者等を交えてその 推計方法の検討を行っているところであり、令和6年度中に見直しを行うこととしている。

## 学識経験を有する者の知見の活用

- ③ 指標2(「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数)について、 総合判定欄に「令和元年度と令和2年度の実績を踏まえ、令和3年度は516人程度まで到達すると考えられる」との記載があるが、これは令和元年度と令和2年度の実績値を単純平均したもの。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オフラインの研修が実施できなかったため、実績が大きく減少しており、その実績値を単純平均して、令和3年度の見込み値を算出することは不適当ではないか。
- ⇒ ご指摘を踏まえ、指標2については、現段階では、判定不能とした。
- ④ 指標3(地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数)は、全ての都道府県で基金等を活用した資質向上の取組が行われることを目標としており、実績としても全ての都道府県で実施されている(目標を達成している)状況。そのため、指標を別の内容に変える必要。
- ⇒ ご指摘のとおり既に目標が達成されているので、令和4年度事前分析表からは本指標を削除することとしている。
- ⑤ 指標5(介護職員処遇改善加算(I)取得率)について、令和3年度目標値が設定されていないが、同じような指標である指標13(福祉・介護職員処遇改善加算取得率)は令和3年度目標値が設定されている。中長期的な目標だけでなく、そこに至るプロセスとして、各年度の目標値も設定すべきである。
- ⇒ 今後は、毎年度の目標値を設定することとする。

- ⑥ 介護人材の確保についての都道府県の格差を是正することに関連した指標を設定することはできないか。また、地域包括ケア見える化システム 等により、人材確保の目標を達成できていない都道府県について、どのように改善していくかという点も課題である。
- ⇒ 「見える化」システムに掲載されている介護職員の需要見込みについては、足下の介護職員数を基準に介護保険事業計画において見込まれる 将来のサービス利用者の見込み数で単純推計したものであり、介護分野の生産性の向上など職員配置に影響を与える取組の効果を加味していない。
- この指標を用いて単純に都道府県別の介護職員の充足を判断することは、生産性向上などに取り組む又は今後取り組む自治体にとっては不利な 指標となるため、人材確保の達成状況ではなく現在設定されているような各種施策における取組状況を指標とすることが適切かと考える。

#### 【達成目標3について】

- ⑦ 施策目標には「福祉サービスの質の向上を図ること」と記載されているが、達成目標3の障害福祉分野については、処遇改善加算の取得率しか 指標として設定されていない。障害福祉の質の向上に係る指標を設定すべき。
- ⇒ 質の高い障害福祉サービスを提供していくためには障害福祉人材の確保・定着が必要であり、処遇改善に取り組むことが重要と考え、この指標を設定している。また、処遇改善加算の取得要件には職場環境等の取組を行うことが含められており、この点からも現在設定している指標が適切であると考えている。

#### 学識経験を有する者の 知見の活用

#### 【全般について】

- 8 指標2(「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数)のように、令和3年度の目標値は令和元年度及び令和2年度の実績値よりも低い目標設定となっている。工程表のKPIとして設定されている内容であっても、直近の実績値を踏まえ、より高い目標を設定し、それをどのような手段で達成するのかを示すことが政策評価の重要な意義であるため、是非意識すべき。
- ⇒ 目標値の設定方法については、本施策目標に限らず、工程表のKPIとして設定されている内容であっても、直近の実績値を踏まえ、KPIとして設 定されている水準以上を目指すことが妥当であると考えられるものについては、直近の実績値を踏まえた目標水準となるよう目標値を設定する旨を 事前分析表の記載要領に明記することとする。
- ③ 達成目標1として記載されている内容自体が課題でもあり、複数の要素に分解できるのではないか。人材を確保すること自体が難しい場合に、 生産性の向上等によるサービスの質の維持向上、間接業務のあり方も含め、厚労省の施策も変化している。その変化に合わせて、施策目標や達成 目標を見直した上で、新たに設定した施策目標や達成目標を達成するために、どのような指標を設定したらよいか見直すべきではないか。
- ⇒ 施策目標については、必要に応じて年度末に政策体系を改正して見直しを行っている。達成目標の設定が雑駁なものとなっている点は多くの施 策目標に当てはまる御指摘であるため、順次見直しを行っていくこととする。
- その上で、直接的に言及のあった、本施策目標の達成目標1については、「ニッポンー億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、総合的な介護人材確保に取り組むとされていることを踏まえ、介護職員数を主要な指標として設定し、その他の各施策に関する指標を盛り込むという現時点の整理で適切と考える。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)④【進展が大きくない】
		(判定結果)B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由)
		【達成目標1:総合的な介護人材確保対策部分】
		  ・ 指標1の介護職員数は、令和3年度実績値は集計中。
		・ 直近で実績値が判明している令和2年度は、目標値216万人に対し、実績値は212万人であり目標値に対する達成 度は80%以上100%未満であるため、「(△)」(概ね目標を達成しているとみなせる)と判断した。
		・ 指標2の「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数については、令和3年度実績値を推計する上で有効な傾向を過年度実績値から推計することは困難であるため、判定不能。
		・ 指標3の地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数については、令和3年度においても目標を達成している。
		・ 指標4の介護福祉士従事者数については、平成30年度から令和2年度の推移を見ると、年平均31,836人増であ る。
		・ 現在の増加ペースを維持すると、令和5年度には1,065,399人、目標値に対する達成率は99.2%となることが見込まれることから、「(△)」(概ね目標を達成していると見なせる)と判断した。
評価結果と 今後の方向性	総合判定	・ 指標5については、令和3年度実績値は前年度より増加したものの、令和3年度目標値を設定しておらず、実績値も2年度分しかないため、過年度の伸び率を算出することもできないため、指標の達成区分としては「一」(判定不能) と判断した。
		<ul><li>指標6については、順調に増加し、目標値であった前年度(66%)以上を達成した。</li></ul>
		【達成目標2:外国人材の活用部分】
		・ 指標10及び指標11について、いずれも令和3年度の目標値に対する達成率は80%未満となったため、指標の達成区分としては「×」(未達成)と判断した。
		・ 指標12について、令和3年度の目標値に対する達成率は技能は95.6%、日本語は96.7%であることから、指標の達成区分は「△」(概ね目標達成)と判断した。
		【達成目標3:障害福祉人材の処遇改善部分】
		・ 指標13及び指標14については、令和3年度の目標値に対する達成率は、指標13は98.8%で指標14は85.0%であることから、指標の達成区分としては「△」(概ね目標達成)と判断した。
		【総括】
		・ 測定指標が11指標あるうち、主要な指標は3指標(指標1、指標12及び指標13)あり、いずれも、概ね目標達成であった。また、主要な指標以外の指標は8指標あり、目標未達成は2指標、判定不能は2指標、目標達成は2指標、概ね目標達成は2指標である。
		・ 以上から、評価基準に照らし、目標達成度合いの測定結果としては④(進展が大きくない)、総合判定としてはB(達成に向けて進展あり)と判断した。

		(有効性の評価)
		【達成目標1:総合的な介護人材確保対策部分】
		・ 指標1及び指標4については、介護人材を確保するため、処遇改善や人材育成への支援、離職防止のための職場環境の改善、外国人材の受入環境の整備などを総合的に取り組んできた結果として、介護職員数とともに、専門的知識・技能を有し、介護職のグループの中で中核的な役割を担うことが期待される介護福祉士従事者も増加傾向にある。
	施策の分析 (有効性の評価)	・ このことから、介護人材の確保の取組みは有効に機能していると評価できる。ただし、令和元年度まで着実に増加 してきたが、令和2年度においては新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり伸び率が鈍化している。
	(月次)江〇八日	・ 指標2及び指標3については、地域医療介護総合確保基金の介護従事者確保に係る事業が全国的に取り組まれていることで介護人材の確保や資質向上を図られていることから取組が有効に機能していると評価できる。
		・ 指標5及び指標6については、前年度から比較すると増加傾向にあり、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣するなどの取得促進の取組は有効に機能していると評価できる。
		・ 測定指標ではないものの、参考指標7について、介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合が増加していること踏まえると、介護職員全体における質の向上が図れていると評価できる。
		【達成目標2:外国人介護人材の活用部分】
		・ 指標10及び指標11については、令和3年度実績値が目標未達となったが、その要因は、海外からの新規外国人の 入国が停止され、今後の外国人介護人材の受入れの見通しが立たなかったこと等の理由により、目標を達成できな かった。
	施策の分析 (有効性の評価)	・ 指標12が目標未達となった要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による受験者の学習環境の変化等(集合学習が困難になったこと、オンライン学習のノウハウやインフラが十分でなかった等)が考えられる。
		・ 介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については、「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。
		・ この、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の令和3年度実績は概ね目標値に近い数値となっていることから、外国人介護人材を対象とした日本語の学習支援や介護技能の向上のための取組等が有効に機能していると評価できる。
		【達成目標3:障害福祉人材の処遇改善部分】
		・ 指標13については、福祉・介護職員処遇改善加算の取得率は基準年から増加していることから、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣するなどの取得促進の取組は有効に機能していると評価できる。
評価結果と	施策の分析 (有効性の評価)	・ ただし、令和3年度実績値は目標値を若干下回ったが、その要因としては、一部の事業所等において、処遇改善等 の仕組みの理解が進んでいないことなどが考えられる。 
今後の方向性	(月初江〇八日川)	・ 指標14については、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得率は基準年から増加していることから、都道府県・ 指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣するなどの取得促進の取組及び令和3年度障害福祉サービス 等報酬改定における見直しは有効に機能していると評価できる。
		・ ただし、令和3年度実績値は目標値を下回ったが、その要因としては、一部の事業所等において、処遇改善等の仕組みの理解が進んでいないことなどが考えられる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1:総合的な介護人材確保対策部分】
	施策の分析	・ 指標1及び指標4については、介護報酬、地域医療介護総合確保基金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金などを活用し、処遇改善や人材育成への支援、離職防止のための職場環境の改善、外国人材の受入環境の整備などの取組を総合的に実施しているため、成果に対するコスト面での効率性の評価は困難。
	(効率性の評価)	・ 指標2及び3については、地域医療介護総合確保基金として都道府県計画における事後評価や医療介護総合確保促進会議における議論等を通じ、基金が適切に活用されるためのPDCAサイクルを回しながら事業を実施することで、効率的な事業実施が図られている。
		・ 指標5及び指標6については、事業の効率性向上の観点から申請書類の簡素化に取り組んでおり、前年度から比較すると増加傾向にあることから効率的な取組が行われていると評価できる。
		【達成目標2:外国人介護人材の活用部分】
		・ 指標10について、外国人介護人材受入支援事業は、令和3年度より、集合形式の研修等に加え、オンライン形式 の研修等についても、実施要綱における補助対象に明記するなど、必要に応じて事業内容を見直しており、事業の効 率性は向上しているものと考えられる。
	施策の分析 (効率性の評価)	・ 指標11については、地域医療介護総合確保基金として都道府県計画における事後評価や医療介護総合確保促進会議における議論等を通じ、基金が適切に活用されるためのPDCAサイクルを回しながら事業を実施することで、効率的な事業実施が図られている。
		【達成目標3:障害福祉人材の処遇改善部分】
	施策の分析 (効率性の評価)	・ 指標13から指標14については、平成30年度以降執行額がほぼ一定である(※)に関わらず、実績が順調に上昇していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ※ 平成30年度執行額:53百万円、令和元年度53百万円、令和2年度:49百万円、令和3年度:52百万円

		(現状分析)
		【達成目標1:総合的な介護人材確保対策部分】 ・ 指標1の介護職員数は、介護人材を確保するため、処遇改善や人材育成への支援、離職防止のための職場環境の改善、外国人材の受入環境の整備などを総合的に取り組んできた結果、介護職員数は増加している。また令和6年度中に目標を見直すこととしており、検討を進めていく。
		・ 一方で、令和元年度まで着実に増加してきたが、令和2年度においては新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり伸び率が鈍化しており、現在の増加ペースでは令和5年度の目標年度における目標数にはやや届かないことが 見込まれる。
		・ また、介護分野における有効求人倍率は、コロナ禍においても高い水準で推移しており、今後、労働人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、介護の仕事の魅力発信等介護分野への参入促進についてこれまで以上に取組を強化していく必要がある。
	施策の分析 (現状分析)	・ 指標2の「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数については、令和元年度は703人と高い実績となったが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大によりオフラインでの研修実施が出来なかったことなどにより、前年度に比べると実績値が低下したと考えられる。それでも、329人と平成30年度比15%増(235人)以上となっており、効果的な事業が実施できている。
		・ 指標3の地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数については、平成29年度から継続的に目標を達成しており、都道府県における事業実施が定着している。
		・ 指標4の介護福祉士従事者数については、処遇改善や人材育成への支援、離職防止のための職場環境の改善、 外国人材の受入環境の整備などを総合的に取り組んきており、令和2年度まで着実に増加していることから、効果的 な事業が実施できている。
		・ 一方で、現在の増加ペースでは令和5年度の目標年度における目標数にはやや届かないことが見込まれることから、引き続き介護の仕事の魅力発信等による介護分野への参入促進、介護福祉士資格取得のための修学資金の貸付事業、離職した介護福祉士の復職支援などについて総合的に取組を行う。
		・ 指標5については、前年度以上の取得率となっていることから、引き続き、目標達成に向けた取組を実施していく。
		指標6については、前年度以上の取得率となっていることから、引き続き、前年度以上の目標達成に向けた取組を実施していく。
		【達成目標2:外国人介護人材の活用部分】
	施策の分析 (現状分析)	・ 指標10及び指標11については、海外からの外国人の新規入国が停止され、今後の外国人介護人材の受入れの見通しが立たなかったこと等の要因から目標達成に至らなかったと考えられるが、過年度から事業を実施する都道府県の数は着実に増加しており、引き続き、都道府県に対して、事業の周知を図ることとする。
		・ 指標12について、補助事業において、特定技能評価試験の合格に向けた学習用テキストを作成、翻訳しており、引き続き、当該事業の実施を通じて、特定技能評価試験に向けた学習を自律的に行うための環境整備を推進していくこととする。
評価結果と 今後の方向性	施策の分析	【達成目標3:障害福祉人材の処遇改善部分】
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 指標13から指標14については、令和2年度の基準値から比較すると順調に改善しており、目標達成に向け取組みが着実に進展している。
		(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1:総合的な介護人材確保対策部分】
		・ 指標1の介護職員数は、令和元年度まで着実に増加してきたが、令和2年度においては新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり伸び率が鈍化している。当面は令和5年度末の目標を達成するため、取組を強化していく。
		・ その中で、介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス 感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応などによって、介護施設等における業務が増大している。
	次期目標等への	・ そのため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材(介護助手等)を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する事業を、令和4年度から地域医療介護総合確保基金のメニューとして新設しており、介護現場での多様な就労を促進していく。
	反映の方向性	・ 指標4の介護福祉士従事者数は、現在の増加ペースでは令和5年度における目標値に若干届かないことをが予想されるため、引き続き介護の仕事の魅力発信等による介護分野への参入促進、介護福祉士資格取得のための修学 資金の貸付事業、離職した介護福祉士の復職支援などについて総合的に取組を行う。
		・ 指標2については、令和2年度時点で令和3年度目標を達成しており、適切な目標値を設定した上で引き続き目標 達成を目指していく。
		・ 指標3については、既に目標が達成されているので、令和4年度事前分析表からは本指標を削除することとしている。
		・ 指標5については、今後は、毎年度の目標値を設定することとし、目標達成を目指していく。 ・ 指標6については、順調に推移していることから、引き続き前年度以上の目標達成を目指していく。
		【達成目標2:外国人介護人材の活用部分】
	次期目標等への 反映の方向性	・ 指標10及び指標11について、令和4年3月以降、外国人介護人材の新規入国が認められ、受入れの見通しが立ち 始めたことから、外国人介護人材が介護現場でより円滑に就労・定着できるよう、都道府県に対し、事業の周知徹底を 図っていく。
		・ 指標12について、令和4年3月以降、外国人介護人材の新規入国が認められ、受入れの見通しが立ち始めたことから、現指標を維持し、引き続き目標達成に向けて学習を自律的に行うための環境整備等を推進していく必要がある。
	次期目標等への	【達成目標3:障害福祉人材の処遇改善部分】
	次期日標等への   反映の方向性 	・ 指標13から指標14については、順調に取得率が向上していることから、引き続き目標達成を目指していく。

〇介護人材確保に向けた取り組み https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html
〇介護分野における特定技能外国人の受入れについて https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html
○関連通知等(介護職員の処遇改善) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html

担当部局名   社会•援護局    化	福祉基盤課長 宮下 雅行 作成責任者名 福祉基盤課福祉人材 確保対策室長 今泉 愛	政策評価実施時期	令和4年8月
---------------------	----------------------------------------------------------	----------	--------

	_					(厚生 	:労働省3(X-1-1))				
施策目標名	基本目標	民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること(施策目標X-1-1) 本目標X:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること									
	本施策は、	以下を柱に実施して	 ている。								
	1. 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。加えて、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者(前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など)に対し、年金に上乗せして年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図る。										
施策の概要	督の下に、 する目標( 相談等の名	2. 政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて、計画的に公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としている。									
	令和元年(2019)年度からは、第3期中期目標(対象期間:平成31年4月1日~令和6年3月31日)及び中期計画に基づいて業務を実施し										
施策実現のための 背景・課題	1 終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えるため、持続可能な公的年金制度等を構築することが課題である。 公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、国民生活の安定に寄与する。										
月牙 卟烃	2	課題である。	敦収、桁勺、記球官埋、 	旧談寺の合耒務を、止 	唯、唯美かつ迅速に行う T	ことにより、国民生活の	女正に <del>命与</del> 9 ることか				
		達成目	標/課題との対応関係			達成目標の設定理由					
各課題に対応した 達成目標	目標1 (課題1)	公的年金制度の持 改善する。	続可能性を検証し、現行	行の公的年金制度等を	社会経済の変動に対応 には、継続的な検証及び		制度等を構築するため				
~~~~	目標2	公的年金制度の適	切な事業運営を図る。			するためには、公的年金 業務を、正確、確実かつ:					
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	予算の	当初予算(a)	49,507,848,810	50,178,839,425		52,309,844,480	52,788,344,593				
施策の予算額・執行額等	状 況	補正予算(b) 繰越し等(c)	0 -828,140	248,281	-574 46,900	-4,451 0					
MUSICO I SPIEZ INTI EX ((千円) 	合計(a+b+c)	49,507,020,670	50,179,087,706	,	52,309,840,029					
		丽(千円、d)	47,539,159,732	48,096,636,332		48,862,900,632					
	執行率(%、d/(a+b+c)) 施政方針演説等	96.0% Eの名称	95.8% 年月日		93.4% 係部分(概要·記載箇所					
		成長戦略実行計画	(閣議決定)	令和元年6月21日	第1章 (4)人の変革 ④多様な働き方の拡大のインフラ整備 多様な働き方の拡大に対応するため、勤労者皆社会保険の実現を 目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大を進める 必要がある。						
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)		骨太の方針2019(閣議決定)	令和元年6月21日	第3章 経済再生と財政 2. 経済・財政一体改革 (2)主要分野ごとの改革 ①社会保障 (多様な就労・社会参加 高齢者、女性をはる場 事労者が広く被用者を引 期の選択肢の拡大、破 短時間労働者に対する にていて、 に、これまでの被用者	の推進等 をの取組 に向けた年金制度改革会 として多様な就労・社会 険でカバーされる勤労者 行う。働き方の多様化に 所者保険の適用拡大に 方に対応した社会保健 がによる にの効果検証を行いつる にの効果検証を行いつる のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	参加を促進するため、 皆社会保険制度※の なじた年金受給開始時 ついて検討を進めるな 削度を目指す。(略) 長保険の適用範囲につ れが労働者の就業行				
				令和元年12月19日	第2章 1. 年金 人生100年時代を迎え、働き方やライフスタイルが多様化する中で、年金制度においても、多様な就労への対応、より長く働くことへの支援、自らの選択によって高齢期の経済基盤の充実を図ることができるための環境整備を進める。このため、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。 (2)厚生年金(被用者保険)の適用範囲の拡大 (略) 以上を踏まえ、今回の改正では、50人超規模の企業まで厚生年金(被用者保険)の適用範囲を拡大することとする。スケジュールについては、2024年10月に50人超規模の企業まで適用することとし、その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させるため、2022年10月に100人超規模の企業までは適用することを基本とする。(略) あわせて、短時間労働者への適用要件のうち、1年以上の勤務期間要件は、実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイムの被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用する。 また、5人以上の個人事業所のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業について、適用業種に追加する。						

達成目標1につい	いて 公的年金制度の持		行の公的年	金制度等を	そ改善する。					
	指標1 平成28年年金改革法・受給 資格期間短縮法・年金生活 者支援給付金の支給に関す る法律の円滑な施行(アウト プット) 【新経済・財政再生計画関		のなこた ・ 一付と費すしな ・ 合せ体で年りと。 無体にし税るでが 年わしであ金制は 年改結た率中成も 金せて総つ制度持 金革びもので29で 生て支合で、100円で10円で10円で10円で10円で10円で10円で10円で10円で10円	で持可 のおけでの無年で 舌年すに引の持ず のいるあー金月り 支をもりな信可な 題、魚。ンの日円 接含の組施頼能の は無か平ト問施滑 給めでむに	ドウ か年ら成へ題行な ま高金 な者諸年引喫した おのよと要 もると重 はで国成げのの はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。 はが金おい。	でその 年を別立時課で要 会が、のな 特に もだもた行であま に関する を大いた を大いた を大いた でその でその でその でその でも では のはに のは のは にの のは のは のは のは のは のは のは のは のは の	、 円て 課す、 骨と のな要 のと給則 のと のと のと のと に のと に のがま のと のと のと のがま のと のと のがま のと のと のがま のと のがま のがま のがま のがま のがま のがま のがま のがま	者に義 とに期宿がいる金該 をは、間は消限制指 で納をは、費り度標 のし対は定 を、た 摘し5受税早へを パいにのた。 でいまで でいまで ののはで でがまで ののし対は定 ののしがはで ののしがはで ののしがはで ののしがはで ののしがはで ののしがはで ののしがはで ののしがはで ののしがはで のののた。 のののと選 のののと選 のののと選 のののと選 のののと選 のののと選 のののと ののと のの。 のの。	-セントへの? 者に対し、年 ついては、社 -環として取り	け滞ぎ 会を を 会を縮縮を 会を を を は と で と で は た に に に に に に に に に に に に に
	連:社会保障分野⑨】					同	上			
		基準値		•	度ごとの目標 度ごとの実終	•		目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	T	<u> </u>	<u> </u>	令和3年度	令和3年度		
		_	必要な法令 整備	必要な法令 整備	必要な法令 整備	必要な法令 整備	必要な法令 整備	円滑な施 行に向け た法令整 備	0	0
測定指標			必要な法令 の整備を 行った	必要な法令 の整備を 行った	必要な法令 の整備を 行った	必要な法令 の整備を 行った	必要な法令 の整備を 行った			
		指標の選定理由	金財政の収を検討を検討をした。 令長 地域である の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	マ支見通しや ものであり、 ことは、持続 年金改正は する高齢期の 備を遅滞なる	マクロ経済 国民の信頼 可能な年金 、令和元年 の経済基盤(く行うことは、	スライドの調 を高めること 制度の構築 財政検証を の充実を図る	整期間の見 とにつながる にとって重要 踏まえ、社会 るものであり	通しを作成し。また、検証 また、検証 要な意義を持 ・経済の変 、その法律の	した上で、長い、年金財政 に結果を踏ま 持つため、当 化を年金制の にとって重要な にとって重要な	の健全性 えて必要な 該指標を選 度に反映 行に向け
	指標2	 目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	つため、当該指標を選定した。 							
	令和元年財政検証の実施、 および検証結果等を踏まえた 制度改正の実施、令和2年年			年	度ごとの目標	票値		日標値	主要な指標	達成
	金改正法の円滑な施行(アウトプット)		平成29年度	I	度ごとの実統会和元年度	<u> </u>	令和3年度		- 2001111	2170
	【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野39】	_	-	-		財政検証の 結果等を踏	必要な法令	円滑な施		0
					実施し(8月 公表)、必 要な検討を	し、その施	金改正法の 施行のため 政省令の整	/	0	0
					 績値					
	【参考】指標3 年金教育の実施				令和元年度					
			3,650回	3,993回	3,834回	2,125回	3,077回			

	いて 公的年金制度の通	切な事業運営を図る。								
	指標4 国民年金の現年度納付率 (アウトプット)	指標の選定理由	め指標としている。 ※政府管算労働大臣の ※出典:日2	て選定し、日 年金事業に)監督の下に 本年金機構体 本年金機構築	本年金機構 こついては、I こ、日本年金 中期計画 h	日本年金機 機構がその ttps://www ttps://www.	īで定めてい 構法(平成1 業務運営を .nenkin.go.jp nenkin.go.jp/	る目標値を 9年法律第1 担うこととさん /info/disclo	事業運営に 令和3年度の 09号)に基づ れている。 sure/chukike sure/nendoke)目標値と isを、厚生 eikaku.html
		 	(参考)平成	(2/年及美術	頁: 03.4%、 平 /					
		度)の設定の根拠		7 . 1	**\		上			
		基準値	基準値年度ごとの目標値年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		65.0%	前年度実績 から1.0ポイ ント以上 (66%)の水 準	から1.0ポイ ント以上	前年度実績 から1.0ポイ ント程度以 上(69.1%) の水準	前年度実績 から1.0ポイ ント程度以 上(70.3%) の水準	和元年度から2.0ポイント程度(71.6	を上回り令		0
			66.3%	68.1%	69.3%	71.5%	73.9%			
			が、公的年	金制度の適 いる目標値	正な事業運 を令和3年度	営に必要な その目標値と	ため指標とし こしている。	∠て選定し、	所へ加入指導日本年金機構	構の年度計
		指標の選定理由 労 ※ http://doi.org/10.1001/1	※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。※出典:日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html							
			(参考)平成	27年度実績	賃∶92,550事業	業所、平成2	8年度実績:	115,105事業	所	
		 目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠				同	上			
測定指標	指標5 厚生年金保険等の適用の状	基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					日標値	主要な指標	達成
	況 (アウトプット)	 平成28年度	平成29年度	Ι	令和元年度		令和3年度	令和3年度		
		115,105	標事業所 数:80,000 事業所 (2)適用目	事業所 (2)適用目 標被保険者		業所数:	適用目標事 業所数: 88,000事業 所	業所数:	0	0
			(1)適用事							
			業所数: 99,064事業 所 (2)適用被 保険者数:	業所 (2)適用被	91,3 42 事業 所	99,682事業 所	104,225事 業所			
		指標の選定理由	業 99,064事 所 (2)適者 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	業所数: 100,727事 業所 (2)適者と (2)の,155人 などタンに まで でこれで でこれで でこれで でこれで まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで まで	所 書を受け付い トとして定め 要なため指 標値としてい	所 けてからおる たして選択 である。 日本年金機	業所 客様に年金記 状況の改善 とし、日本年 構法(平成1	に取り組む 金機構の年 9年法律第1	での標準的が ことが、公的 度計画で定 09号)に基づ れている。	年金制度 めている目
	指標6	指標の選定理由	業99,06462,06462,06463,06464,06465,06465,06466,06466,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,06467,064<td>業100,727事 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)</td><td>書を受け付ける。 ・トとしてめ指いでは、 ・でいては、 ・でいては、 ・・、日本年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>所 けてからおる で で で で で で で で で で で の で と し で と し で と し で と し で る。 日 本 構 が そ の の を は の も は は は は は は は は は は は は く が く が く が く が</td><td>業所 字様に年金記 状況の改善 とし、日本年 構法(平成1 業務運営を .nenkin.go.jp nenkin.go.jp</td><td>に取り組む。 金機構の年 9年法律第1 担うこととさい /info/disclos/info/disclos</td><td>ことが、公的: 度計画で定と 09号)に基づ れている。 sure/chukike sure/nendoke</td><td>年金制度 めている目 ジき、厚生 eikaku.html</td>	業100,727事 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	書を受け付ける。 ・トとしてめ指いでは、 ・でいては、 ・でいては、 ・・、日本年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所 けてからおる で で で で で で で で で で で の で と し で と し で と し で と し で る。 日 本 構 が そ の の を は の も は は は は は は は は は は は は く が く が く が く が	業所 字様に年金記 状況の改善 とし、日本年 構法(平成1 業務運営を .nenkin.go.jp nenkin.go.jp	に取り組む。 金機構の年 9年法律第1 担うこととさい /info/disclos/info/disclos	ことが、公的: 度計画で定と 09号)に基づ れている。 sure/chukike sure/nendoke	年金制度 めている目 ジき、厚生 eikaku.html
	年金給付事務の所要日数の 目標(「サービススタンダー ド」)の達成率	指標の選定理由 目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	業9,064 年数の標※労 ※ (2) 年数の標※労 ※ (5) 年数の標※労 ※ (5) 1	業100,727事 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	那 書を受け付い 要をしてめたいでを 標値としては、 につい本年 申 まま 中 ままます。 は まままます。 は は も も は は も も は は は は は は は は は は は	所 けてからおる で で で で で で で で の で の で の で 金 の 本 年 が そ の で の で の で の で の で の で の で の で の を は の で の で の で の で の で の で の で の で が く し で が く し く は は は は は は は は は は は は は は は は は	業所 字様に年金記 状況の改善 とし、日本年 構法(平成1 業務運営を .nenkin.go.jp nenkin.go.jp	に取り組む。 金機構の年 9年法律第1 担うこととさい /info/disclos/info/disclos	ことが、公的: 度計画で定と 09号)に基づ れている。 sure/chukike sure/nendoke	年金制度 めている目 ジき、厚生 eikaku.html
	年金給付事務の所要日数の 目標(「サービススタンダー	目標値(水準・目標年	業9,064 年数の標※労 ※ (2) 年数の標※労 ※ (5) 年数の標※労 ※ (5) 1	第100,727 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	書をしためている 要値いて本年 中度 中度 計画 は で で で で の の の の の の の の の の の の の の の	所 けてから達選が ででででである。 日本様がその はないではないではない。 はないではないではない。 はないではないではないできる。 はないではないできる。 はないではないできる。 はないではないできる。 はないではないできる。 はないではないできる。 はないでも。 はなでも。 はないでも。 はないでも。 はないでも。 はないでも。 はないでも。 はないでも。 はないでも。 はなでも。 と。 はなでも。 はなでも。 はなでも。 と。 はなでも。 と。 はなでも。 と。 はなでも。 と。 はなでも。 と。 と。 は。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	業所 学様に年金記 学し、日本 は は は は は は は は は は は は は は で は は で は さ は で は で	に取り組む。 金機構の年 9年法律第1 担うこととさい /info/disclos/info/disclos	ことが、公的: 度計画で定と 09号)に基づ れている。 sure/chukike sure/nendoke	年金制度 めている目 ジき、厚生 eikaku.html
	年金給付事務の所要日数の 目標(「サービススタンダー ド」)の達成率	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	業99所(2)除228年数の標※労 ※ (参数事 用数人 務一な令管臣 :日 平 所に事和掌の 日 7 成	第100,727 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	書を受けてめる。 要なたしてめまた。 要値としては、「この日本年金」 中期計画 ht までである。 「では、「「」」 「では、「」 「では、「 「では、「」 「では、「 「 「 でし。 「 でし。 「 でし。 「 でし。 「 でし。 「 で に で に し で に し に し に し に し に に に に に に	所 けてかの達選が でででは、 はない。 はないでは、 はない。 はない。 はな。 はな。 はな。 は、 はな。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	業所 学様に年金記 学し、年 で は は は は は は は は は は は は は は は は は は	に取り組む。 金機構の年 9年法律第1 担うこととさい /info/disclos/ info/disclos/ 績:①95.9%	ことが、公的 度計画で定め 09号)に基づ れている。 sure/chukike sure/nendoke	年金制度 めている目 き、厚生 eikaku.html eikaku.html
	年金給付事務の所要日数の 目標(「サービススタンダー ド」)の達成率	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠 基準値	業99所(2)除228年数の標※労 ※ (参数事 用数人 務一な令管臣 :日 平 所に事和掌の 日 7 成	第100,727 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	書をしたしてめて、 一十とのでは、 一十をしたしてのでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一十のでは、 一つでは、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一では、 一	所 けてかの達選が でででは、 はない。 はないでは、 はない。 はない。 はな。 はな。 はな。 は、 はな。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	業所 学様に年金記 学し、年 で は は は は は は は は は は は は は は は は は は	に取り組む。 金機構の年 9年法律第1 担うこととさい /info/disclos/ info/disclos/ 績:①95.9%	ことが、公的 度計画で定め 09号)に基づ れている。 sure/chukike sure/nendoke	年金制度 めている目 き、厚生 eikaku.html eikaku.html

(2-3) MET XAIX. 1003 (1-1/XAIX. 101/3)	令和3年7月に改善されたマイナポータル経由での「ねんきんネット」の新規利用拡大を図るため、年金事務所等における利用勧奨を行っていく。 また、アクセスキーの発行強化などの取組を引き続き推進するとともに、「ねんきんネット」本体 画面のユーザビリティや見やすさの改善及びスマートフォン対応の拡充等による機能強化・利 便性向上を進めることで、利用者及び利用回数の増加を図っていく。 (参考)平成27年度実績:418万件、平成28年度実績:457万件						
目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠 同上							
「ねんきんネット」のID取得件 数 (アウトプット) 基準値 年度ごとの実績値 目標値	主要な指標	達成					
平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和3年度							
1	0	0					
527万件 622万件 729万件 860万件 997万件							
未統合記録の解明・統合に向けて様々な取組を進めてきたところであり として定めるもの。目標値については、日本年金機構の年度計画で定め 年度の目標値としている。※政府管掌年金事業については、日本年金 第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその されている。 ※出典:日本年金機構中期計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclos 日本年金機構年度計画 https://www.nenkin.go.jp/info/disclos (参考)平成27年度実績:3,110万件、平成28年度実績:3,145万件	めている目標 機構法(平成 の業務運営を sure/chukike	値を令和3 19年法律 担うことと ikaku.html					
指標8 未統合記録(5095万件)の解 度)の設定の根拠							
明件数 年度ごとの目標値	主要な指標	達成					
平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和3年度							
測定指標 3,145万件 未統合記録 未統合記録 未統合記録 未統合記録 未統合記録 未統合記録 の解明・統 の解明・統 合(5,095万 件)を図る (5,095万 件)		0					
3,192万件 3,234万件 3,272万件 3,301万件 3,321万件							
	国民の年金給付に結びつく大量な文書を適切に保管するにあたり、1箱あたり単価を削減することで事務費コストを抑制し適正な事業運営に資することから指標として選定し、平成28年度比で10%削減することを目標値としている。						
目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	同上						
指標9 基準値 年度ごとの目標値 目標値 日標値	主要な指標	達成					
(アウトカム) 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和3年度							
930円 - 平成28年度 平成28年度 上で10%削 上で10%削 上で10%削 減 (837円)		Δ					
- 737円 790円 886円 887円							
従来は、20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数が、長し 指標の選定理由 ゲースが生じていたが、令和元年10月から20歳到達者について、届出権 ら職権適用を行うことにより、当該期間を長い者で14日程度まで短縮す	勧奨を行わず	に最初か					
目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠							
指標10 20歳に到達したときから初回 の納付書送付までの日数 基準値 年度ごとの実績値 目標値	主要な指標	達成					
(アウトカム) 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和3年度							
60日 14日 14日 14日 14日 付を14日程度まで短縮		0					

[※] 平成29年度から守和3年度は第4期基本計画期间である。

第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和4年8月26日開催)で議論いただいたところ、以下の3点について意見が あり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

【達成目標1について】

① 課題1として記載されている「持続可能な公的年金制度等を構築すること」という内容に対し、測定指標1は「必要な法令の整備」が目標となって いるが、政策評価のロジックモデルとして妥当なのか。

見の活用

- 年金教育が始まったので、高校に対する情報提供等を必要な法令整備に替えて指標にできないか。
 - ③ 基本目標⇒施策大目標⇒施策目標というように、基本目標から施策目標に目標に落とし込まれるはずだが、現状では、施策目標よりも施策大 目標の方が具体性がある記載となっている。評価方式を改めるか、年金教育の実施回数のように「国民からの信頼、安心」にフォーカスして定量的 な指標設定な可能な達成目標、ひいては施策目標を設定するか。いずれかの対応を検討すべき。

(①~③について)

⇒「公的年金制度等の改善」については、委員からの指摘を念頭に置いた上で次年度以降の対応を検討する。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
		(判定結果) A【目標達成】
		(判定理由)
		・ 指標1、指標2、指標4~6、指標10については、全て目標を達成している。
	Total A 200	・ 指標7については、ねんきんネットの利用者は着実に増加しており、目標を達成している。
	十二年 総合判定 十二年	・ 指標8については、未統合記録の解明は毎年度着実に進展しており、目標を達成している。
		・ 指標9については、入札等の結果、目標をわずかに達成できていない結果であるものの、平成29年以降、効率的な運用(調達)方法に変更したことにより平成30年度及び令和元年度においては目標を達成している。
		・ 以上より、1指標の達成状況が「△」であるが、その他9指標の達成状況は「〇」であることから、判定結果はA【目標達成】に区分されるものとした。
		(有効性の評価)
		【達成目標1:公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】
		・ 平成28年年金改革法(指標1)は、将来世代の給付水準を確保し若い世代の年金制度への信頼が高めることで、 公的年金制度の持続可能性を向上させるための見直しを行うものであり、令和2年年金改正法(指標2)は、令和元年 財政検証を踏まえ社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るための見直し を行うものである。
評価結果と		・ いずれについても、法律の円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行ったことは、持続可能な公的年金制度を構築するための改善という目標に対して有効に機能していると評価できる。
今後の方向性		【達成目標2:公的年金制度の適切な事業運営を図る】
		・ 指標4(国民年金の現年度納付率)については、年度計画に基づいた取組の結果、令和3年度の現年度納付率が73.9%へと平成23年度から10年連続で上昇しており、令和3年度の最終納付率(令和元年度分保険料)は78.0%へと平成24年度の最終納付率(平成22年度分保険料)から9年連続で上昇している。実績値が計画期間中の各年度において目標を上回って達成していることから、日本年金機構における国民年金の保険料収納対策は有効に機能していると評価できる。
	施策の分析 (有効性の評価)	・ 指標5(厚生年金保険等の適用の状況)については、年度計画に基づいた取組の結果、実績値が計画期間中の各年度において目標を上回って達成していることから、日本年金機構における事業所への加入指導は有効に機能していると評価できる。
		・ 指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、事務処理体制の強化等を図るなど取組を継続することで、目標を達成しており、年金の迅速な支給決定が行われていると評価できる。
		・ 指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、20歳到達者へ、ユーザIDを即時に取得できるアクセスキーの通知を行うなどの取組により、利用者は着実に増加している。
		・ 指標8(未統合記録の解明件数)については、名寄せ特別便等の未回答者へのお知らせ再送付や、年金請求時に 年金記録の確認を徹底したことなどにより、未統合記録の解明は毎年度着実に進展している。
		・ 指標9(保管文書1箱あたりの単価)については基準年度の平成28年度と比較した場合、現時点での人件費や輸送 費等の事業者側のコストが上がっていると思われるため、入札等の結果、目標をわずかに下回る結果(94%)となって いる。
		・ 指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)については、資格取得の届出省略を可能とする省 令改正等により、市区町村からの情報提供に基づく20歳到達者の職権適用を実施し、令和元年10月以降、初回納付 書送付までの日数を14日程度まで短縮が達成できていることから、有効に機能していると評価できる。

		(効率性の評価)				
		【達成目標1:公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】				
		・ 指標1(平成28年年金改革法の施行)及び指標2(令和2年年金改正法の施行)については、各法律の円滑な施行のためには多大な関係法令の改正を要するところ、施行日までの期間と必要な作業量を踏まえて毎年度目標値を設定・達成していることから、効率的な取り組みが行われていると評価できる。				
		【達成目標2:公的年金制度の適切な事業運営を図る】				
		・ 指標4(国民年金の現年度納付率)については、年齢や所得、未納月数等未納者の属性に応じたきめ細やかな分析に基づく効果的かつ効率的な納付督励の実施、免除・猶予制度の利用促進を実施するとともに、20 歳到達者を始めとした若年層の納付率向上に向けた各種取組や無年金・低年金防止の観点からの長期未納者に対する納付督励等を計画的に実施した。併せて年金事務所と市場化テスト受託事業者が連携して効率的に納付督励・免除勧奨を実施するなど、国民年金保険料納付率向上に向け効率的な取組が行われていると評価できる。				
	施策の分析 (効率性の評価)	・ 指標5(厚生年金保険等の適用の状況)については、緊急事態宣言等が発出されている地域において、従来の訪問・来所要請による加入指導を抑制し、文書・電話を中心とした加入指導を行った。適用対策に一定の制約はあったものの、国税源泉徴収義務者情報を活用した加入指導に加え、法人登記簿情報等を活用した加入指導もあわせて実施するなど、厚生年金保険等の適用促進対策について効率的な取組が行われていると評価できる。				
		・ 指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)については、新型コロナウイルス感染症による影響がある中でも、迅速な支給決定ができるよう、人員のシフトによる事務処理体制の強化等の取組を実施するなど、サービススタンダードの達成に向け効率的な取組が行われていると評価できる。				
		・ 指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、ねんきん定期便等の送付機会を活用してねんきんネットの利用勧奨を行うなど、効率的に事業が実施されている。				
		・ 指標8(未統合記録の解明件数)については、ねんきん定期便等の送付機会を活用して年金記録確認の呼びかけ を行うなど、効率的に事業が実施されている。				
評価結果と		・ 指標9(保管文書1箱あたりの単価)については、倉庫の賃貸借による文書保管が中心だった運用から、倉庫賃貸借と文書保管委託を行う場合の費用等との比較検討を行った上で調達を行う運用に変更しており、効率的な取組が行われていると評価できる。				
今後の方向性 		・ 指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)については、従来行っていた資格取得の届出勧 奨が省略されたことにより、初回納付書送付までの期間が短縮されていることから、効率的な取り組みが行われてい ると評価できる。				
		(現状分析)				
		【達成目標1:公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】				
		・ 指標1(平成28年年金改革法の施行)については、令和3年度に平成28年年金改革法等の円滑な施行に向けた法令整備を行うという目標を達成した。				
		・ 指標2(令和2年年金改正法の施行)については、令和3年度に令和2年改正法の施行のために必要となる法令整備を適切に行ったところであり、最後の施行が予定されている令和6年度に向けて、引き続き令和2年改正法の円滑な施行に向けた法令整備を進めていく。				
		【達成目標2:公的年金制度の適切な事業運営を図る】 				
	施策の分析 (現状分析)	・ 指標4(国民年金の現年度納付率)、指標5(厚生年金保険等の適用の状況)、指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)、指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)については、令和3年度の実績は目標値を上回っており、引き続き取組を実施していく。				
		・ 指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、令和3年7月にねんきんネットとマイナポータルの連携が改善され、マイナポータル経由での利用者が増加していることもあり、令和3年度末時点の「ねんきんネット」ユーザID取得件数は約997万件と着実に増加している。引き続き「ねんきんネット」の利用拡大に向けた取組を進めていく。				
		・ 指標8(未統合記録の解明件数)については、未統合記録の解明は着実に進展しており、令和3年度には約20万件の未統合記録が解明され、令和4年3月時点で解明された記録件数は約3,321万件となっている。引き続き未統合記録を解明するための取組を進めていく。				
		・ 指標9(保管文書1箱あたりの単価)については、文書等保管事業について効率化を進めてきており、引き続き適切 な運用を行っていく。				

(施策及び測定指標の見直しについて) 【達成目標1:公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】 ・ 指標1(平成28年年金改革法の施行)については、令和3年度に目標を達成したことから、測定指標から削除する 方向で検討する。 ・ 指標2(令和2年年金改正法の施行)については、順調に年度ごとの目標を達成していることから、最後の施行が予 定されている令和6年度に向けて引き続き令和2年改正法の施行のための法令整備を適切に行っていく。 【達成目標2:公的年金制度の適切な事業運営を図る】 指標4(国民年金の現年度納付率)について、未納者の年金受給権を確保するため、国民年金の納付率の向上に 向けた機構全体及び年金事務所ごとに令和4年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。特に 若年層を中心として納付に重点を置いた施策を実施し、納付月数の確保に注力するとともに、令和3年度までに新型 コロナウイルス感染症の影響により臨時特例免除が承認された後に未納となった方に対する収納対策を確実に行うこ とにより納付率の向上を図る。 評価結果と 次期目標等への 今後の方向性 反映の方向性 り組む。 成状況を適切に把握し、各サービススタンダードの達成率 90 %以上を維持するよう取り組む。 に実施していく。

- 指標5(厚生年金保険等の適用の状況)について、国税源泉徴収義務者情報を活用した取組を進め、適用調査対 象事業所は着実に減少してきたところであるが、未適用事業所の更なる解消に向けて、令和2年度からの4年間で集 中的に取り組む方針に沿って、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、継続的に取
- ・指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)について、「サービススタンダード」の達
- ・ 指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、順調に推移しており、令和3年7月にねんきんネットとマイナ ポータルの連携が改善されたことも踏まえ、マイナポータル経由でのねんきんネットの利用拡大に向けた取組を中心
- ・ 指標8(未統合記録の解明件数)については、順調に推移していることから、今後も名寄せ特別便等の未回答者に お知らせを送付するなど、引き続き未統合記録の解明に向けた取組を実施していく。
- ・ 指標9(保管文書1箱あたりの単価)については、文書等保管事業について効率化を進めてきているが、平成28年 度の1箱あたり単価を基準とした現在の目標は、事業者側のコストが増加傾向となっている現状においては達成が困 難となっていくことが予想される。現在の基準年度(平成28年度)の変更や、紙の電子データ化を進めることによる保 管箱数の増加抑制など、目標の見直しを検討していく。
- ・ 指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)について、目標を達成するためのスキームも構築 され、今後も目標達成が見込まれることから新たな指標の設定について今後検討していく。

参考•関連資料等

- ·日本年金機構年度計画 URL:https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/nendokeikaku/index.html
- ·業務実績報告書(案) URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/kanribukai-siryo62 00001.html
 - ・行政事業レビューシート(令和3年度レビューシート「890ねんきん定期便」 URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_xls_saisyu/890.xlsx

担当部局名 年金局 作成責任者名 総務課長 岡部 史哉 年金課長 若林 健吾 数理課長 佐藤 裕亮 首席年金数理官 村田 祐美子事業企画課長 田中 謙一事業管理課長 樋口 俊宏	政策評価実施時期	令和4年8月
--	----------	--------

施策目標名	基本目標	X:高齢者ができる	限り経済的に自立でき	度の適切な整備及び運 るよう、所得確保の仕組 る所得保障の充実を図		X-1-2)				
	に取り組む	とともに、法令の適	正な施行等、制度の適	切な運営を図ること。	おける所得保障の重層(年金法(平成13年法律第		等の必要な制度改善			
	化する老後)「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」では、高齢期の就労の拡大を制度に反映し、長期 とする老後生活の経済基盤の充実を図ることを目的とする公的年金制度の改正と合わせて、高齢期の就労の拡大に伴って更に多様化する高齢者 Dニーズに応えられるよう、以下の①~③等の内容について見直しを行うこととされた。								
	• DC 6 年金被保际 • 受給	① 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げや受給開始時期等の選択肢の拡大 ・DCの加入可能年齢の引上げ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満 → 厚生年金被保険者(70歳未満)、個人型DC(iDeCo):国民年金被保険者のうち60歳未満 → 国民年金被保険者(65歳未満)(令和4年5月施行) ・受給開始時期等の選択肢の拡大 DC:60歳から70歳の間で受給者が選択 → 上限年齢を75歳に引上げ(令和4年4月施行) 確定給付企業年金(DB):60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定 → 支給開始時期の設定可能範囲を70歳までに拡大(60~70歳)(令和2年6月5日施行)								
施策の概要		② 確定拠出年金制度における中小企業向け制度の対象範囲の拡大 ・ 中小企業向け制度(簡易型DCやiDeCoプラス)について、制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大 (令和2年10月 施行)								
	• 現	在、企業型DCに加力	している者がiDeCoに		月施行) 意に基づく規約の定めと₹ 内で加入できるようにな		下げが必要となるが、			
					している現状を改め、以↑ に閣議決定された令和3					
	①DB制/	①DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額(現行:月額2.75万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。								
		度の加入者の個人型 2万円を上限)とする		行:月額1.2万円)を、月線	額5.5万円からDBごとの [®]	掛金相当額及び企業型	DCの掛金額を控除し			
施策実現のための				公的年金をベースに老行 実と普及を図っていくこ。	後生活の多様なニーズに とが必要となっている。	応える私的年金につい	ても、更に多様化する			
背景•課題	1	1								
67 - 00 87 1 - 1 1 - 1 1 1		達成目	標/課題との対応関係		達成目標の設定理由					
各課題に対応した 達成目標	目標1		eCo等の周知・広報に取 対を行い、私的年金の普		私的年金の普及・拡大を 確実に資するような制度					
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
	予算の	当初予算(a)	30,241	50,937	54,248	48,631	34,344			
大女人又英哲 共仁哲学	状況	補正予算(b) 繰越し等(c)	0	0	0	0				
施策の予算額・執行額等	(千円)	繰越し寺(c) 合計(a+b+c)	30.241	50,937	54,248	48.631				
		· 額(千円、d)	28,116	11,461	17,944	8,959				
	., . , .	%, d/(a+b+c))	93.0%	22.5%	33.1%	18.4%				
		施政方針演説等	≨の名称	年月日	関	係部分(概要·記載箇所				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 成長戦略フォローアップ(閣議決定) 令和2年7月17					1. 新しい働き方の定着 (2)新たに講ずべき具体的施策 ix)働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の 見直し 2020年に成立した、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡 大、自分で選択可能となっている年金受給開始時期についての上限 の70歳から75歳への引上げ、在職老齢年金制度についての支給停止 とならない範囲の拡大、私的年金(確定拠出年金)の加入可能年齢の 引上げ等が盛り込まれた「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」について、順次その円滑な施行を図る。 4. オープン・イノベーションの推進 (2)新たに講ずべき具体的施策 ix)投資家に魅力があり企業価値向上に繋がる金融資本市場の整備 (略) また、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金の普及を図るため iDeCo加入手続のオンライン化等の手続簡素化を行う。					

達成目標1につい	って 企業年金制度やiD	eCo等の周知・広報にI	取り組むとと	もに、制度さ	改善について	ても検討を行	い、私的年	金の普及・抽	広大を図る。	
	指標1 確定拠出年金、確定給付企	指標の選定理由		ることが重要	更であるため				課題であり、 金及び国民年	
		 目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	平成24~28年度の増分を平準化した場合、毎年度50万人弱ペースで加入者数が増加ることを踏まえた目標としている。 (水準・目標年)設定の根拠 る法律(平成25年法律第63号)の施行後、厚生年金基金は新設することが認められている。 とから、厚生年金基金の加入者は算定の対象としていない。 (参考)平成27年度実績:1,412万人、平成28年度実績:1,492万人							部を改正す
	業年金及び国民年金基金の 加入者数(延べ人数) (アウトプット)	基準値		* '	度ごとの目標 度ごとの実絹			目標値	主要な指標	達成
測定指標		平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		1,412万人	1,540万人	1,720万人	1,835万人	1,904万人	1,958万人	1,958万人	0	(O)
			1,671万人	1,785万人	1,854万人	1,908万人	集計中 (R4年12月 頃公表予 定)			(0)
	【参考】指標2			実績	績値					
	【参考】指標2 個人型確定拠出年金の加入 者数		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	1 W		85万人	121万人	156万人	194万人	239万人			

[※] 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和4年8月26日開催)で議論いただいたところ、以下の2点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

【達成目標1の指標1】

① 指標1は、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金という3つの私的年金をまとめているが、それぞれ普及を目指していると思われるため、分けて記載してはどうか。

学識経験を有する者の知見の活用

- ⇒ 企業年金(確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金)、個人型確定拠出年金、国民年金基金それぞれの加入者数を、参考指標として記載することとした。
- ② 指標1のような加入者数だけでなく、私的年金制度のカバー率(特に第1号被保険者にとっての国民年金基金加入割合)を示すことはできないか。
- ⇒ 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する国民年金基金加入者数の割合を、参考指標として記載することとした。 (※)農業者年金基金加入者、国民年金保険料免除者、学生納付特例者を除く。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②【目標達成】
		(判定結果) A【目標達成】
	総合判定	(判定理由)
		・ 指標1(確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数)については、毎年度の目標値を達成しており、令和3年度の実績についても概算値で推計すると1,985万人であることから、令和3年度の目標値を達成できる見込みであるため、判定結果は②に区分されるものとして、A(目標達成)とした。
		(有効性の評価)
		・ 指標1について、これまでの法令改正等の制度改正及び制度の周知・広報活動により、確定拠出年金の加入者数が大幅に増加したことが、加入者数の安定的な増加に寄与していると考えられるため、私的年金制度の適切な整備及び運営の実施は、有効に機能していると評価できる。
		・ また、参考指標2(個人型確定拠出年金の加入者数)についても、直近5年間で約2.8倍に増加していることを踏まえると、上記と同様に制度の適正な整備及び運営が実施されていると評価できる。
	施策の分析	・ なお、高齢期の就労の拡大に伴って更に多様化する高齢者のニーズに対応するため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」及び「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号)」が今後順次施行されることから、今後さらなる加入者数の増加が見込める。
気圧 年 日 し		(効率性の評価)
評価結果と 今後の方向性		・ 指標1については、執行額が減少しているにもかかわらず、実績が順調に上昇しており、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。
		・ 令和元年度から令和3年度まで本施策目標に係る予算の執行率が約20~30%程度で推移しているが、これは予算要求当初はパンフレットの印刷、セミナーの開催等による周知広報等を検討していたが、①HPやメール等を活用した効率的な方法に変更したこと、②新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていた諸施策を実施できなくなったこと等の要因が考えられる。執行率の改善に向け、今後は制度周知や必要な制度改善のための調査研究などに予算を活用していく。
		(現状分析)
		・ 指標1については、毎年度順調に目標値を達成しており、かつ概算値で推計したところ、令和3年度の目標値を達成する見込みであることから、私的年金の普及・拡大に向けた取組が着実に進展している。今後は、取組の更なる進展に向け、直近の実績値を基に目標値の引上げを図る。
		(施策及び測定指標の見直しについて)
	次期日煙等への	・ 指標1については、目標値を達成見込みであることから、私的年金の普及・拡大のため、私的年金への更なる加入者の増加を目指し、直近の実績値を基に目標水準の引上げを図る。
	反映の方向性	・また、達成目標1の参考指標として、以下の2つも令和4年度事前分析表から設定することとした。 ① 企業年金(確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金)、個人型確定拠出年金、国民年金基金それぞれの加入者数 ② 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する国民年金基金加入者数の割合 (※)農業者年金基金加入者、国民年金保険料免除者、党生納付特例者を除く
評価結果と今後の方向性	次期目標等への	 ・指標1については、執行額が減少しているにもかかわらず、実績が順調に上昇しており、毎年度目標値をいることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ・令和元年度から令和3年度まで本施策目標に係る予算の執行率が約20~30%程度で推移しているが、3 算要求当初はパンフレットの印刷、セミナーの開催等による周知広報等を検討していたが、①HPやメール等た効率的な方法に変更したこと、②新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていた諸施策を実施でたこと等の要因が考えられる。執行率の改善に向け、今後は制度周知や必要な制度改善のための調査研究算を活用していく。 (現状分析) ・指標1については、毎年度順調に目標値を達成しており、かつ概算値で推計したところ、令和3年度の目成する見込みであることから、私的年金の普及・拡大に向けた取組が着実に進展している。今後は、取組の展に向け、直近の実績値を基に目標値の引上げを図る。 (施策及び測定指標の見直しについて) ・指標1については、目標値を達成見込みであることから、私的年金の普及・拡大のため、私的年金への見者の増加を目指し、直近の実績値を基に目標水準の引上げを図る。 ・また、達成目標1の参考指標として、以下の2つも令和4年度事前分析表から設定することとした。① 企業年金(確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金)、個人型確定拠出年金、国民年金基金それ入者数

関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: https://elaws.e-gov.go.jp/成長戦略フォローアップ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2020.pdf

確定拠出年金制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html企業型確定拠出年金制度加入者数 https://www.mhlw.go.jp/content/000520816.pdf

参考 · 関連資料等 |個人型確定拠出年金制度加入者数 https://www.ideco−koushiki.jp/library/pdf/number_of_members_R0404.pdf

確定給付企業年金制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062851.html

確定給付企業年金の事業状況等(2019(令和元)年度版) https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000712299.pdf

国民年金基金制度 https://www.npfa.or.jp/

国民年金基金現存加入員の推移 https://www.npfa.or.jp/state/R2genzon.pdf

	担当部局名	年金局企業年金·個 人年金課	作成責任者名	企業年金·個人年金課 長 大竹 雄二	政策評価実施時期	令和4年8月
--	-------	-------------------	--------	--------------------------	----------	--------

						(字工)	ラ 側 省 3 (X I ー I ー 4 <i>))</i>		
施策目標名	(施策目標 基本目	XI-1-4) 標XI:高齢者がで 大目標1:高齢者が	きる限り自立し、住み慣	貫れた地域で自分らしく、 いして暮らし続けることが	安心して暮らせる社会で	護サービス基盤の整備 づくりを推進すること えが切れ目なく包括的に			
	び療養上のう、必要な	D管理その他の医療 保健医療サービス及	を要する者等について なび福祉サービスに係る	、これらの者が尊厳を保	R持し、その有する能力し D共同連帯の理念に基づ	せつ、食事等の介護、機 に応じ自立した日常生活 づき介護保険制度を設け る。	を営むことができるよ		
	た生活がて) そして、今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立し -生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を 基進していく。							
	おいては、	⑦ 介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県が役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。また、介護保険法においては、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとれている。都道府県及び市町村は、基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。							
	ピークを迎	えるとともに、介護サ	ナービス需要がさらに増	加・多様化し、現役世代	(担い手)の減少も顕著	以上となる令和22(2040 になる見込みである。ま アンステムの構築が重	た、高齢化の進展のス		
施策の概要	護サービス の作成にあ ビス付き高 る。	、基盤の整備にあた あたり、当該市町村の 齢者向け住宅の設	っては、高齢者人口やた の人口構成の変化の見	介護サービスのニーズを 通しを勘案すること、②	中長期的に見据えなが 介護保険事業(支援)計	52号)による介護保険法 ら計画的に進めるべく、 画の記載事項として有料 提供体制の整備等を進	①介護保険事業計画 料老人ホーム及びサー		
	○ 上記の 備、更に現		いく令和22(2040)年まで			な施策を踏まえ、地域を のニーズを中長期的に見			
	方、介護サ	○ 新型コロナウイルス感染症への対応については、高齢者や基礎疾患のある者が重症化しやすく介護施設・事業所では特に注意が必要である一方、介護サービスは生活を支えるために必須のものであり継続性も強く求められることから、基準等の予算事業等や介護報酬を組み合わせながら 新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等を図る。							
	緊急時の原	な援派遣に係る体制	構築の支援			毒などのかかり増し経費 気設備の設置や多床室(
	用補助) ・ 介護サ・ 介護サ 支援等	・ 介護サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入支援 ・ 介護サービス事業所等の職員が感染症対策についての相談を受けられる窓口設置、業務継続計画(BCP)の作成支援、職員のメンタルヘルス							
	プラス	【1及 寸 □貝切炒♥クク		ツ	アミカ・体 り、 過 旧 教 的	·····································			
	1	令和3年3月には5 用も増加している。	09万人と約3.4倍に増加 平成12年度は3.6兆円7	」している。こうした介護化	保険制度の定着にあわり ロ元年度には10.8兆円と	せて、サービス利用が伸 なっており、高齢化がさ			
施策実現のための		 介護ニーズが増大する一方で、生産年齢人口の減少が顕著となることが見込まれる中で、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要である。 							
背景∙課題		・ 全国的に人口減少・高齢化が進行する中でも、高齢者人口・高齢化率の動きや地域資源の状況等は地域によって大きく異なる。そのため、自治体ごとに、中長期的な人口構造の変化と介護サービスのニーズを見据えて、計画的に介護サービスの提供体制の整備等を進める必要がある。							
	2	サービスのバランス	ス等との比較を通じて、 有を図った上で策定する	各自治体において、どの	ような保険料水準でどの	意向を把握しつつ、他地 りようなサービス水準をほ など地域の実情に応じた	目指すのかの判断と合		
		達成目	標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
A7 === = 1	目標1	介護保険制度の適	切な運営を図る。		総人口の減少とともに、現役世代の急減が見込まれる一方で、高齢者 (特に75歳以上の高齢者)については、実数・割合ともに増加していく				
各課題に対応した 達成目標	(課題1)				と推計される。	↑護保険制度を維持して	いく必要があるため。		
	目標2	 必要な介護サービ 	スの量及び質を確保す	る。		、必要な方に必要なサー と一体的に確保すること			
		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
		当初予算(a)	2,974,947,144千円の内数	1 1111 = 1 154	7 777 7 752		3,446,328,049千円の内数		
	予算の	補正予算(b)	▲2,876,186千円の内数	11,834,526千円の内数	24,169,385千円の内数	129,544,033千円の内数			
施策の予算額・執行額等	状況 (千円)	繰越し等(c)	▲34,009,844千円の内数	42,703,722千円の内数	64,122,838千円の内数	70,141,843千円の内数			
				3,152,191,433千円の内数					
			2,827,223,771千円の内数	2,894,249,244千円の内数	2,990,414,178千円の内数	3,064,199,204千円の内数			
	執行率(%、d/(a+b+c))	_	_	_	_			

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	①第190回国会における施政方針演説(安倍総理) ②ニッポンー億総活躍プラン(閣議決定) ③第192回国会における所信表明演説(安倍総理) ④第193回国会における施政方針演説(安倍総理) ⑤第195回国会における所信表明演説(安倍総理) ⑥第196回国会における施政方針演説(安倍総理)	①平成28年1月22日 ②平成28年6月2日 ③平成28年9月26日 ④平成29年1月20日 ⑤平成29年11月17日 ⑥平成30年1月22日	①「介護離職ゼロ」という明確な目標を掲げ、現役世代の「安心」も確保する社会保障制度へと改革を進めてまいります。在宅介護の負担を軽減します。特別養護老人ホームやサービス付き高齢者住宅など多様な介護の受け皿を、2020年代初頭までに50万人分整備します。②(介護基盤整備の着実な推進)緊急対策に基づき、現行の介護保険事業計画等における約38万人分以上(2015年度から2020年度までの増加分)の整備加速化に加え、在宅・施設サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乗せすることで2020年代初頭までに約50万人分を整備する。③「介護離職ゼロ」を目指し、50万人分の介護の受け皿を前倒しで整備します。 ④・・・「介護離職ゼロ」。その大きな目標に向かって、・・・介護の受け皿整備を加速します。 ⑤2020年代初頭までに50万人分の介護の受け皿を整備します。

達成目標1につい	[切な運営を図る。										
	認定者数、スの種類が期的にモニるとともに、介護定化が適正化の	(令和2年度~) 一受給者数、サービ別の給付実績を定ニタリング(点検)す、地域差を分析し、費の適正化の方策上で、介護給付費取組を実施した保養者の割合	指標の選定理由	・ 適正なサービスの確保と介護給付費の適正化による持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護保険給付に係る各種実績により地域の動向を定期的に把握するとともに、保険者ごとに介護給付費の適正化に向けた取組を行うことが重要である。 ・ このため、認定者数や受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給費の適正化に係る取組を実施した保険者の割合を指標として設定し、介護保険制度の適正な運営を図る。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】							さもに、保 タリング 、介護給付 Eの適正な
測定指標	【新経済·財政 分	'ウトプット) 再生計画関連:社会保障 野7,33- i ,35】	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	同上							
WIZ JA JA	【新経済・財政再生計画 改革工程表 2020のKPI】 指標1(~令和元年度)		基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 目標値 主要:					主要な指標	達成	
			平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		75.9%		100%	100%	100%	100%	100%			
	スの種類が期的にモニ	受給者数、サービ 別の給付実績を定ニタリング(点検)し 保険者の割合	(令和2年度以降の指 標1の実績値)				75.5%	集計中 (令和4年 中集計予 定)		0	-
	(ア	' ウトプット)	(令和元年度までの指 標1の実績値)		75.9%	92.6%					

達成目標21	こついて 必要な介護サービ	スの量及び質を確保す	る。							
		指標の選定理由	・ 国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重軽度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 ・ なお、変更率については、一定程度までは標準偏差を縮小することは可能であるものの、地域特性等の要因を踏まえると、標準偏差を0にすることは困難であると考えられることから、具							
	指標2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差 (アウトカム)	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	体的な最終目標の設定が困難である。 ・ 各年度において縮小すべき標準偏差の具体的な目標値を立てることは困難である。							
	【新経済·財政再生計画関連:社会保障 分野33-i,35,⑦】	基準値		• •	度ごとの目標			│ ・ 目標値	主要な指標	達成
	【新経済・財政再生計画 改革工程表 2020のKPI】				度ごとの実約 	I				
		平成28年度	前年度に比	前年度に比	令和元年度 前年度に比 べ、標準偏 差を縮小 (6.9以下)	前年度に比	前年度に比	毎年度 前年度に比 べ、標準偏 差を縮小		Δ
			6.7	6.9	6.4	5.8	6.4			
測定指標	指標3	指標の選定理由	・ 国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスきるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判る重度変更率の平均値を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。 ・ この指標を用いることにより、二次判定のもととなる認定調査の質の向上が図られと、二次判定が適切に実施されていることが確認できると考えられるが、変更率につ二次判定の仕組みが、一次判定における統計的な要介護度の推定にはなじまない、介護の手間を個別に勘案する仕組みであることや、地域特性等の要因を踏まえるとな最終目標の設定が困難である。						判定におけ 標とするこ れているこ いては、 、高齢者の	
	要介護認定に係る一次判定 から二次判定における変更 率の平均値 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障 分野33-i,35,⑦】	目標値(水準・目標年 度)の設定の根拠	・ 各年度において縮小幅の目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度に上縮小させることを目標をしている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになってり、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、要介護認定適正化事業報告書等から引用。 平成27年度実績:10.7%、平成28年度実績:11.0%							
	【新経済・財政再生計画 改革工程表 2020のKPI】	基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成
		平成28年度	平成29年度		令和元年度	l	令和3年度	毎年度		
		11.0%	前年度に比 べ、平均値 を縮小 (11.0%以 下)	削平皮に応	前年度に比 べ、平均値 を縮小 (9.7%以下)	前年度に比 べ、平均値 を縮小 (8.8%以下)	前年度に比 べ、平均値 を縮小 (8.7%以下)	前年度に比 べ、平均値 を縮小		Δ
			9.6%	9.7%	8.8%	8.7%	9.1%			

		指標の選定理由	が必要不可	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸させることを目標とした。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	め、具体的に困難である。 本目標はがまる 進捗 である 連捗 である 連歩 である 連歩 である できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき	・ 事業所数については、各自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行め、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることもに困難であることから、前年度以上とさせることを目標をしている。 【本目標は、新経済・財政再生計画(社会保障分野⑦)のKPIのうち、「地域包括ケアシステ構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随応型訪問介護看護)【100%】」の達成に資するもの。】 ※数値は、介護サービス施設・事業所調査から引用。 (参考)平成28年度実績:25,986件							
	指標4	基準値		年月	度ごとの目標	標値		目標値	主要な指標	達成	
	地域密着型サービス事業所 数	基华 他		年月	度ごとの実績	植		日保胆	工安は旧保	连队	
	(アウトプット)	平成29年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度			
	【新経済·財政再生計画関連:社会保障 分野⑦】	26,780件	前年度 (25,986件) 以上	前年度 (26,780件) 以上	前年度 (27,502件) 以上	前年度 (27,782件) 以上	前年度 (28,198件) 以上	前年度以上			
	指標5 地域医療介護総合確保基金 等によるロボット・センサー導 入支援件数		26,780件	27,502件	27,782件	28,198件	集計中 (令和4年 度中目途公 表予定)		0	(O)	
測定指標		【うち、定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事 業所数】	861件	975件	1,020件	1,099件	集計中 (令和4年 度中目途公 表予定)				
		【うち、小規模多機能型 居宅介護事業所数】	5,342件	5,469件	5,502件	5,556件	集計中 (令和4年 度中目途公 表予定)				
		指標の選定理由									
			【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上								
		基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成	
	(アウトプット)	平成29年度	平成29年度		令和元年度		令和3年度	令和4年度			
	【新経済·財政再生計画関連:社会保障分野39-vi】	1,120件	-	-	-	延べ3,000 件	延べ6,000 件	現状の実績 を踏まえ必 要に応じて 検討		(O)	
			1,120件	2,214件	4,177件	6,610件	集計中 (令和4年 度中目途公 表予定)				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和4年8月26日開催)で議論いただいたところ、以下の5点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。

【達成目標1について】

- ① 指標1は、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が変わっているため、別枠に記載する等の記載を分ける必要がある。
- ⇒ 指摘を踏まえ、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が異なることが分かるように別枠に実績値を記載した。また、平成30年度~令和 2年度の実績値の単純平均を元に指標の達成状況を判定していたが、令和2年度以降は指標内容が異なることを踏まえ、指標の達成状況も「一(判 定不能)」に見直した。

学識経験を有する者の 知見の活用

- ② 達成目標1に係る効率性の評価として、「適切な評価を行うため、毎年度、評価指標の文言の見直しを検討を行っており、効率的な取組が行われていると評価」と記載されているが、評価指標の文言を毎年度行うことが、効率的な取組と評価できるというのはどのような関係性になっているのか。
- ⇒ 指摘を踏まえ、「効率性の評価」については、保険者が行う介護給付適正化事業や地域包括ケア見える化システムを活用した支援について効果的な取組が行われているとの記載に修正した。介護給付適正化事業について、平成30年度から令和2年度の間、概ね毎年度同程度の予算額及び執行額にて推移している。一方で実績値は指標内容が同一の平成30年度から令和元年度にかけては改善しているため、効果的な取組が行われていると評価できるとの記載に修正した。

【達成目標2について】

- |③ 指標2及び指標3について、要介護認定の事務は自治事務である以上、自治体間での差異が全く許容されないものではなく、これまでの推移 |で、ある程度ばらつきが縮小してきており、今後はこれ以上ばらつきが広がらないことが課題なのではないか。その場合には、指標2及び指標3自体 |の評価の在り方(毎年度:前年度に比べ縮小という目標値の設定)を見直す必要があるのではないか。
- ⇒ 指標2及び指標3について、目標値を「基準値を下回る」に修正する。なお、引き続きこれまでの傾向に変化が生じているかについても注視していく。

④ 指標4について、地域密着型サービス事業所数の絶対数が増加していくことを評価することは、絶対数が一定割合存在しない段階では意味があるが、ある程度絶対数が増えているので、地域密着型サービス事業所数の増加と施設への入所割合の関係を分析することは可能ではないか。

⇒ 地域密着型サービスの利用者数と施設系サービスの入所者数の推移の比較等は可能であるが、例えば、地域密着型サービス以外のサービス (指定居宅サービス)の増加や死亡等による入所の終了など、それぞれの増減理由が様々であり、地域密着型サービスの利用者数や事業者数と施設系サービスへの入所割合の関係を一概に数値で分析することは困難であると考える。

学識経験を有する者の知見の活用

【その他】

- ⑤ 施策目標には「介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る」との記載がある。また、現在、社会保障審議会介護保険部会でも、タスクシェア、タスクシフティング、文書負担の軽減、経営の大規模化等のこの評価書には記載されていない点も議論されており、厚生労働省として中長期的に進めていこうとしている内容は、随時指標として取り入れるなど、政策評価にも反映していくべき。
- ⇒ 社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、適宜、指標の見直しを検討していく。

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】 (判定結果) B【達成に向けて進展あり】 (判定理由)

【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】

・ 指標1は、令和3年度実績値は集計中であり、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が異なるため、現時点で指標の達成状況を判定することは困難であり、判定不能となった。

【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】

・ 指標2は、令和3年度実績値(変更率の標準偏差6.4)の目標値(変更率の標準偏差5.8以下)に対する目標達成率 は89.7%(80%以上100%未満)であるため、指標の達成状況としては「△」(概ね目標を達成)と判断した。

総合判定

施策の分析 (有効性の評価)

- ・ 指標3は、令和3年度実績値(変更率の平均値9.1%)の目標値(変更率の平均値8.7%以下)に対する目標達成率は 95.4%(80%以上100%未満)であるため、指標の達成状況としては「△」(概ね目標を達成)と判断した。
- ・ 指標4は、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度まで毎年度順調に地域密着型サービス事業所数は増加しており、現在の増加ペース(単年度平均473事業所)を維持すれば、令和3年度も目標値である前年度実績値を上回ると見込まれる。そのため、指標の達成状況としては「(〇)」(目標を達成しているとみなせる)と判断した。
- ・ 指標5は、令和3年度実績値は集計中であるが、令和2年度時点で令和3年度延べ6000件の目標を超過しており、 指標の達成状況としては「(〇)」(目標を達成しているとみなせる)と判断した。

【総括】

・ 指標1を除き、いずれの指標の達成状況も、目標達成又は概ね目標達成であることから、評価基準に照らし、③ (相当程度進展あり)かつB(達成に向けて進展あり)と判断した。

評価結果と 今後の方向性

(有効性の評価)

【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】

- ・ 指標1については、令和3年度における指標内容と指標内容が同一である令和2年度の実績値は75.5%にとどまり、100%を下回っている要因としては、当該指標に該当していない保険者のうち、第1号被保険者数1万人未満の比較的小規模な保険者の割合が63%を占めることから、こうした自治体においては、介護給付の適正化の実施の必要性や重要性を認識しつつも、人員や予算の制約などにより、地域差の分析、介護給付費適正化に係る方策の策定などの具体的な取組を実施することが難しいことなどが考えられる。
- ・ また、実績値の年度によるばらつきについては、指標を令和2年度実績分から修正したことによるものである。当該 指標の修正は、「新経済・財政再生計画改革行程表2021:社会保障分野36-b」と関連したものであり、自立支援・重度 化防止・介護費用の適正化について保険者の取組を細分化して示すこととしたものである。

【参考】「新経済·財政再生計画改革行程表2021:社会保障分野36-b」

よた、2023年度評価指標についてアウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する

市町村の取組につながる指標を評価するための必要な検討を行い、指標の見直しを行う。

・ 今後、目標値である100%を安定的に達成していくために、地域差分析・対応をシステム的に支援する「地域包括ケア見える化システム」や同システムを活用した地域分析手引きの改良、介護給付適正化事業の効果的な実施、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援制度交付金の集計結果の公表による各保険者の取組の見える化などを行っていく。

【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】

- ・ 指標2及び指標3は、令和元年度及び令和2年度は目標値を達成していたが、令和3年度は目標値に若干届かなかった。しかし、その差はごく軽微であり、今後、これまでの傾向に変化が生じているか注視していく必要がある。
- ・ 指標4については、指標としている地域密着型サービス事業所数は毎年増加していることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量の確保に向けた取組は着実に進展しており、有効に機能していると評価できる。
- ・ 指標5については、介護現場のケアの質の確保、職員の負担の軽減等を図る目的から介護ロボットの導入を推進しており、その導入支援台数が目標を超過していることから、有効に機能していると評価できる。

5

(効率性の評価)

【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】

- ・ 介護給付適正化事業については、平成30年度から令和2年の間、概ね毎年度同程度の予算額及び執行額で推移している(※1)。一方で実績値は指標内容が同一の平成30年度から令和元年度にかけては改善しているため、効果的な取組がおこなわれていると評価できる。
- ※1 平成30年度予算額/執行額:198,754百万円の内数/1,215百万円 令和2年度予算額/執行額:197,204百万円の内数/1,485百万円
- ・ また、保険者に対して、地域包括ケア見える化システムを活用した給付実績のモニタリングや地域分析の支援を 行っており、毎年度、有識者や地方自治体の意見を踏まえ、機能の改善を図っている。こうした中で、指標内容は改善 されていることから、効果的な取組が行われていると評価できる。

【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】

施策の分析 (効率性の評価)

- ・ 指標2及び指標3については、関係事業の令和3年度予算額が平成28年度と比べて約20%減額している(※2)ものの、基準値(ベースライン)から比較すると減少傾向であり、効果的な取組が行われていると評価できる。
- | |※2 平成28年度予算額:98,460千円 ⇒ 令和3年度予算額:77,356千円
- ・ 指標4については、地域密着型サービス事業所の整備は、市町村の介護保険事業計画等に基づいて計画的に行われていることから効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標5について、介護ロボット導入支援事業は、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を財源とし、 各都道府県が実施主体として導入費用の一部助成を実施する事業である。
- ・ そのため、各都道府県や事業者のニーズ等を踏まえ、一定の要件を満たす場合の補助率の引き上げ等の見直しを 行うなど、必要に応じた事業の見直し(※3)を通じて効果的・効率的に事業を実施していると評価できる。
- ※3 介護ロボット導入支援事業について、令和2年度補正予算等を活用し、一定の要件を満たす事業所の補助率について「3/4を下限に都道府県の裁量により設定」へ拡充(従前は1/2)する等の見直しを実施。

(現状分析)

【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】

- ・ 地域差を分析し、介護給付費の適正化方策の策定とその取組を実施する保険者の割合(指標1)を向上させるための支援として、以下の取組を実施してきた。
- ①平成27年に「地域包括ケア見える化システム」をリリースし、各保険者が自らの地域課題を分析し、対応に繋げるためのシステム環境を整備。平成29年に同システム等を活用した地域分析の手引きの発出
- ※ リリース後、毎年、操作講習会を実施。
- ※ 認定率、受給率、受給者1人あたり給付費について、分析フローや要因分析のチェックリストを記載

②介護給付適正化事業の実施

- ※ 平成29年の法改正により、第7期介護保険事業計画から、計画に適正化に関する取組等を記載することとされたことを受け、市町村は「市町村介護給付適正化計画」、都道府県は「都道府県介護給付適正化計画」をそれぞれ策定。
- a. 要介護認定の適正化、b. ケアプランの点検、c. 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、d. 医療情報との突合、縦覧点検、e. 介護給付費通知 の事業の実施を求めている。
- ③「保険者機能強化推進交付金等評価指標」において、地域差の分析による課題把握や地域差の改善に向けた PDCAを評価する指標を設定。
- ※ 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるようPDCAサイクルによる取組を制度化した。この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、これに基づき交付する「保険者機能強化推進交付金」を創設した。
- ・ これらの取組は、以下の点で、それぞれ、指標1の向上に寄与するものである。

施策の分析 (現状分析)

- ①「地域包括ケア見える化システム」や同システムを活用した手引きは、保険者に可能な限り負荷をかけずにシステム的に分析・対応策の検討ができるようにするものであること。
- ②介護給付適正化事業は、給付適正化に資する取組の実施を保険者に求めるものであり、「地域包括ケア見える化システム」等の活用と併せて取り組むことで、相乗効果が得られるものであること。
- ③「保険者機能強化推進交付金等評価指標」は、こうした保険者の取組にインセンティブを与えるものであること。

【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】

- ・ 介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進することで、給付費の増加がみられる現状においても、制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となる。
- ・ 各保険者における要介護認定の地域格差については、指標2及び指標3の平成29年度以降の実績値の推移から 判断すると、改善傾向にあるものの、令和3年度は前年度比でややばらつきが拡大した。
- ・ 今後、要介護認定の市町村間のばらつきを安定的に縮小させるためには、引き続き、要介護認定等適正化事業により、以下の①~⑤の取組みを実施していく。
- ① 自治体に対する技術的助言
- ② 業務分析データの提供
- ③ 認定調査員の能力向上のための研修会の実施
- ◎ 協定調査員の能力局主めための所修会の実施④ 認定調査員向けeラーニングシステムによる、全国共通の標準化された教材等の活用
- ⑤ 要介護認定質問・問い合わせ処理システム「認定質問窓口」による自治体への助言
- ・ 指標4については、指標としている地域密着型サービス事業所数は毎年増加していることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量の確保に向けた取組は着実に進展していると評価できる。

評価結果と 今後の方向性

		<u>,</u>
	施策の分析 (現状分析)	・ 指標5については、令和2年度末時点で令和3年度目標値を達成しており、介護ロボット・センサーの普及は一定程度進んでいると判断できる。
		・ この他、地域医療介護総合確保基金等を活用したICT導入支援事業を実施しており、令和3年度は47都道府県・ 5,371事業所に助成を行った。
		・ 導入後の効果に関するアンケートでは、令和2年度補助対象の介護事業所等2,560事業所からの報告によれば、「間接業務の時間が削減された(そう思う70.3%)」、「事業所内の情報共有が円滑になった(そう思う69.4%)」、「記録に要する時間が削減された(そう思う70.0%)」など、ICT機器導入による業務改善の効果が見られる。
		(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】
	次期目標等への反映の方向性	・ 指標1については、目標値の達成に向け、(有効性の評価で記載したとおり、)小規模保険者でも可能な限り無理なく取り組めるよう、これまでの取組をさらに改善する形で、地域差分析・対応をシステム的に支援する「地域包括ケア見える化システム」や同システムを活用した地域分析手引きの改良、介護給付適正化事業の効果的な実施、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援制度交付金の集計結果の公表による各保険者の取組の見える化などを行っていく。
		【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】
評価結果と 今後の方向性		・ 指標2及び指標3については、目標値を「基準値を下回る」に修正する。また、引き続き要介護認定等適正化事業を 実施し、目標達成に向けた取組を進めることで、適切な介護保険制度の運営に寄与する。
		・ 指標4については、順調に推移していることから、各項目ともに、第8期介護保険事業計画(令和3年度~令和5年度)におけるサービス量等で令和5年度における必要量の推計値として示された水準に到達するよう、引き続き目標達成を目指していく。
		・ 指標5については、令和3年度目標を達成しており、今後については、介護ロボット・センサーの普及を一層進める 観点から「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」のKPIに沿って、「地域医療介護総合確保基金による、介護福祉 施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合」を指標とし、令和4年度においては、令和3年度以降前年度 を上回ることを目標とする。
		・ この他、介護事業所間のデータ連携による事務負担削減の推進等のため、ケアプランデータ連携システムの構築 を進めており、国民健康保険中央会においてシステム開発を行っている。
		・ ケアプランは多くの居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で、持ち込みや郵送・FAX等の紙媒体でやりとりされている現状があり、データでの授受が推進されることで、これまで移動や郵送等に要していた時間の削減や自動転記による転記ミスの削減など事務負担の大幅な削減等が進むことが期待される。
		・ 施策目標名にもある「介護分野における生産性の向上」については、中長期的にも一層推進していくべき課題と認識しており、令和4年度の社会保障審議会介護保険部会においても、施設や在宅におけるテクノロジーの活用、介護現場のタスクシェア・タスクシフティング等の各論点について広く議論を行っているところである。介護分野における生産性の向上に係る指標については、こうした議論も踏まえ、適宜見直しを検討していく。
参考·関連資料等	保険者機能強化推進交付金	全及び介護保険保険者努力支援交付金の集計結果について URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17090.html

	PI NEXTY	是更有有一种的人的是这个可能从这种是一种的人的人的人的人的人的人们是这个人的人的人们是一种的人的人们是一种的人们的人们是一种的人们的人们是一种的人们的人们的人们								
Ī										
	担当部局名	老健局総務課	作成責任者名	総務課長 林 俊宏	政策評価実施時期	令和4年8月				